



少年院の職業指導製品（製品企画科）
【写真提供：法務省矯正局】



旧奈良監獄とボンネットバスを用いた
社会を明るくする運動のイベント
【写真提供：法務省保護局】

第7編

非行少年と生育環境

- 第1章 はじめに
- 第2章 非行少年への対応（戦後少年法制等の変遷）
- 第3章 少年を取り巻く生育環境及び生活状況の変化
- 第4章 昨今の少年非行の動向等
- 第5章 特別調査
- 第6章 おわりに

第1章 はじめに

少年による刑法犯の検挙人員は、平成16年以降減少し続け、令和4年は19年ぶりに前年と比較して増加したものの、前々年と比較すると減少しているほか、少年人口比で見ても、最も高かった昭和56年と比較すると、令和4年では約7分の1となっているなど、中長期的に見ると、同検挙人員は減少傾向にある。しかし、少年による凶悪重大な事件や、非行に及んだ動機等が不可解な事件など、近年においても社会の耳目を集めるような事件は後を絶たないほか、少年院出院者の5年以内再入院・刑事施設入所率は、近年おおむね横ばい（20%台前半）で推移しているなど、少年非行をめぐる情勢については、決して楽観視できる状況にはない。また、昭和期以降を見ても、各時代の社会情勢や世相（以下「社会情勢等」という。）の変化に伴い、少年非行についても、その時々で量的にも質的にも変化を繰り返しており、今後、現在の情勢が更に変化していくことも十分想定される。加えて、我が国では、戦後、少年法等が全面改正され、少年の健全な育成を期した処遇等が展開されているところ、この少年法制についても、少年非行や社会情勢等の変化に合わせ、非行少年の処遇等をめぐる制度改正が繰り返されてきたものであり、今後の制度改正等の在り方を検討するに当たっても、少年非行の動向等については、引き続き注視していく必要がある（戦後の少年法制の変遷や少年による刑法犯及び特別法犯の動向については、本編第2章参照）。

一方、犯罪をした者等に対する指導及び支援の在り方については、再犯防止推進法によると、「犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする」（同法11条1項）とされ、その特性を踏まえた多角的な観点からの指導及び支援が欠かせない。取り分け、非行少年については、例えば、少年院法において、「在院者の処遇に当たっては、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用するとともに、個々の在院者の性格、年齢、経歴、心身の状況及び発達程度、非行の状況、家庭環境、交友関係その他の事情を踏まえ、その者の最善の利益を考慮して、その者に対する処遇がその特性に応じたものとなるようにしなければならない」（同法15条2項）とされているなど、その特性に応じた処遇の重要性等が明記されている。

非行少年の特性に関し、法務総合研究所では、これまで平成2年、10年、17年、23年及び令和3年の計5回にわたり、少年鑑別所入所者等に対する生活意識と価値観に関する特別調査を実施しており、それぞれ平成2年版、10年版、17年版、23年版及び令和4年版犯罪白書等において分析結果等を紹介した。これらにより、非行少年等の生活意識や価値観という主観面からその特性について把握することを試みてきたが、他方で、非行少年の主観面の形成に対しては、保護者との関係やその経済状況といった生育環境が少なからず影響を与えていると考えられるところ、それら生育環境と関連付けて非行少年の特性を理解するための知見については、これまで十分に明らかにされてきたとは言い難い。

この点、非行少年の生育環境について概観すると、例えば、少年院在院者のうち保護者が父又は母の一方である世帯の比率は、全国の同様の世帯の比率と比べて顕著に高いほか、少年院入院者のうち男子の約4割、女子の約7割が保護者等からの被虐待経験を有している（3-2-4-8図参照）など、非行少年の背景には厳しい生育環境があることもうかがえる。そこで、法務総合研究所では、非行少年の生育環境に着目し、その違いから非行少年の特性について分析することが必要かつ有益であると考え、少年院在院者及び保護観察処分少年並びにその保護者を対象として特別調査（以下この編において「特別調査」という。）を実施した。

本特集では、まず、現代の少年非行の実情について理解を深める前提として、少年法制等に係る歴

史的な経緯・動向のほか、少年を取り巻く社会情勢等の変遷・変化などについて概観する。その上で、特別調査における分析結果等から明らかになった非行少年とその生育環境に関する特徴等、非行少年の特性を踏まえた効果的な処遇を検討する上で有益な基礎資料を提供することを目指した。本編の構成は、以下のとおりである。

第2章においては、非行少年への対応をめぐり、戦後少年法制の変遷を概観するとともに、戦後の少年非行の大まかな傾向について概観する。少年法制については、少年法に加え、保護処分を執行する関係機関等を規律する法令等の変遷についても紹介し、戦後の少年非行の大まかな傾向については、少年による刑法犯及び特別法犯の検挙人員の推移や年代ごとの特徴等を紹介する。

第3章においては、各種統計資料等に基づき、少年を取り巻く生育環境や生活状況の変化を概観する。ここでは、取り分け、家族の形態・状況の変化を見るため、平均世帯人員や婚姻・離婚等件数のほか、児童虐待相談対応件数の推移等について紹介するとともに、少年の生活状況の変化の一例としてテレビ・インターネット利用率の変化等について紹介する（なお、令和4年版犯罪白書第8編第2章「近年の社会情勢や国民の意識の変化」において、少年を取り巻く生育環境や生活状況の変化・推移等に関連する項目も取り上げている。）。

第4章においては、各種統計資料等に基づき、刑事司法の各段階における昨今の少年非行の動向等について、第3編で取り上げた内容を更に深掘りして紹介する。具体的には、刑法犯及び特別法犯に係る罪名別検挙人員の推移、少年審判における終局処理人員の推移、少年院入院者及び保護観察処分少年の非行名や保護者状況等の推移等について紹介する。

第5章においては、特別調査の分析結果を踏まえ、非行少年（少年院在院者及び保護観察処分少年）と一般の少年（他機関等が実施した調査結果）との比較のほか、生育環境の違い、すなわち、世帯状況の違い、経済状況の違い及び小児期逆境体験（Adverse Childhood Experiences。以下本編において「ACE」という。）の有無に係る三つの視点から比較・分析を行った結果等について紹介する。

以上を踏まえ、第6章において、現代の非行少年の特性等を踏まえた処遇の更なる充実に向けた課題や展望等について総括する。

第2章

非行少年への対応 (戦後少年法制等の変遷)

この章では、非行少年への対応をめぐり、戦後少年法制等の変遷について見ていくこととする。**7-2-1表**は、戦後の少年法制に係る主な動き並びに少年による刑法犯及び特別法犯の動向をまとめたものである。

1 戦後の少年法制に係る主な動き

(1) 昭和期における主な動き

現行の少年法制は、第二次世界大戦後の昭和20年代に従来の諸法制が抜本的に改革されたことによって成立した。まず、22年に児童福祉法（昭和22年法律第164号）が制定され、従来、少年教護法（昭和8年法律第55号）や旧児童虐待防止法（昭和8年法律第40号）の対象であった14歳未満の少年や被虐待児童の取扱いは、全児童を対象とした健全育成・福祉政策の中に包含されることとなり、少年教護法及び旧児童虐待防止法は廃止された。そして、23年には、旧少年法（大正11年法律第42号）が全面的に改正されて、現行の少年法（昭和23年法律第168号）が公布され、翌24年に施行された。同法における主な改正点は、①少年法の適用年齢を18歳未満から20歳未満に引き上げたこと、②新たに家庭裁判所を設け、司法機関である家庭裁判所が、非行に及んだ少年を保護処分にするか、刑事処分にするかを決定するとともに、保護処分の種類を保護観察、教護院又は養護施設送致、少年院送致の3種類としたこと、③保護処分に対し、少年の側からの高等裁判所への抗告を認めたこと、④刑事処分を16歳以上の少年に残し、死刑と無期刑の言渡しの制限を犯行時16歳未満から、犯行時18歳未満に引き上げたことなどである。

少年法の施行と同時に旧少年院法（昭和23年法律第169号）が施行され、矯正院法（大正11年法律第43号）は廃止された。少年院は、初等、中等、特別及び医療の4種別の少年院が設置され、旧少年法下で民間の矯正施設として機能していた少年保護団体は、昭和24年3月限りで廃止された。また、少年法の規定により観護措置が採られた少年を送致する施設として、新たに少年観護所が設置され、少年の資質鑑別を行うための少年鑑別所が附置された。少年観護所と少年鑑別所は、25年に統合されて少年保護鑑別所となり、27年には名称が変更されて少年鑑別所となったが、審判決定前の科学的調査を重視し、少年鑑別所や家庭裁判所調査官制度を設けたことは、現行少年法の大きな特色の一つであった。その後、52年には、少年院における処遇を短期処遇と長期処遇とに分けることなどを盛り込んだ少年院運営改善に関する方策が実施された（少年院100年のあゆみについては、コラム8参照）。

保護観察の新法制は、少年法の施行よりやや遅れて成立し、昭和24年から犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）が施行された。旧少年法の少年保護司の観察は保護観察所の保護観察に改められ、保護観察の対象は、家庭裁判所の決定により保護観察に付された者、少年院から仮退院を許されている者、仮出獄を許されている者、18歳に満たないとき懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡しを受けて猶予中の者の4種類となった。なお、その後の28年及び29年、2度にわたり刑法の一部が改正され、18歳以上で刑の執行を猶予された者にも保護観察を付することができることとなり、更にその範囲が拡大された。また、52年には、激増する道交違反保護事件の少年の処遇として、交通短期保護観察制度が全国的に開始された。

(2) 平成期における主な動き

平成期に入ると、少年による凶悪重大事件が相次いで発生するなどしたため、少年事件の処分及び審判手続の適正化並びに被害者等の保護の必要性等が認識されるようになり、法改正の気運が高まった。こうしたことを背景に、平成12年に約半世紀ぶりの大規模な改正が行われるに至り、同年11月に少年法等の一部を改正する法律（平成12年法律第142号）が成立し、13年4月に施行された。同法による改正は、①少年事件の処分等の在り方の見直し、②少年審判の事実認定手続の適正化、③被害者等への配慮の充実の三点を柱としている。このうち、少年事件の処分等の在り方の見直しについては、刑事処分可能年齢を16歳以上から14歳以上に引き下げ、少年院において懲役又は禁錮の刑の執行ができることとされたほか、故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた罪の事件であってその罪を犯すとき16歳以上の少年に係るものについては、原則として検察官に送致する決定をしなければならないこととされた（いわゆる**原則逆送**）。また、家庭裁判所による保護者に対する訓戒・指導等の措置等についても定められた。少年審判の事実認定手続の適正化については、裁定合議制度の導入、検察官及び弁護士である付添人（国選付添人）が関与する審理の導入、観護措置期間の延長、抗告受理申立制度の導入、保護処分終了後における救済手続の整備がなされた。

平成19年5月には、当時の少年非行の状況に適切に対処するため、少年法等の一部を改正する法律（平成19年法律第68号）が成立し、同年11月に施行された。同法により、①触法少年に係る事件の調査手続が整備され、②14歳未満（おおむね12歳以上）の少年についても、家庭裁判所が特に必要と認める場合には少年院送致が可能となり、③保護観察の保護処分を受けた者に対する指導を一層効果的にするため、保護観察の保護処分を受けた者が遵守事項を守らなかった場合の措置が設けられるなどするとともに、④一定の重大事件について、少年の身柄を少年鑑別所に収容する観護措置が採られている場合に、家庭裁判所が職権で少年に弁護士である国選付添人を付することができる制度が導入された。

平成20年6月には、**犯罪被害者等基本法**（平成16年法律第161号）等を踏まえ、少年審判における被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号）が成立し、被害者等の申出による意見の聴取の対象者の拡大や被害者等による少年審判傍聴制度の導入等が行われた。

平成26年4月には、少年審判手続のより一層の適正化及び少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るため、少年法の一部を改正する法律（平成26年法律第23号）が成立し、同法により、不定期刑を科することとなる事件の範囲の拡大、不定期刑の長期と短期の上限の引上げ、犯行時18歳未満であったことにより無期刑をもって処断すべきところを有期刑を科する場合における刑の上限の引上げ等がなされた。また、検察官が少年審判に関与することができる事件及び少年に弁護士である国選付添人を付することができる事件の範囲が、それぞれ、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件にまで拡大された。

他方、少年法以外の動きとして、平成9年には、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）が成立し（10年4月施行）、教護院について、児童自立支援施設に名称が変更されるなどした。

平成19年6月には、更生保護の基本的な枠組みを定めていた犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法（昭和29年法律第58号）の内容を整理統合し、新たな一つの法律とした更生保護法（平成19年法律第88号）が成立し、20年6月に全面施行された。これに伴い、犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法は廃止され、更生保護法では、①目的規定において、再犯及び再非行をなくすことを明記し、②遵守事項の内容を整理し、充実させるとともに、特別遵守事項の付加・変更を可能とし、③生活環境の調整の規定を整備し、④被害者等の意見等聴取制度と心情等伝達制度を新設し、⑤保護観察官と保護司の役割についての規定が整備されるなどした。

平成26年6月には、**少年院法**（平成26年法律第58号）及び**少年鑑別所法**（平成26年法律第59

号)が成立し(27年6月施行)、これまで旧少年院法の一部において規定されていた少年鑑別所については、新たに独立した法律において規定されることとなった。これらの法律によって、①少年院における矯正教育の基本的制度の法定化及び社会復帰支援の実施並びに少年鑑別所機能の強化による再非行防止に向けた取組の充実、②少年の権利義務関係・職員の権限の明確化、保健衛生・医療の充実及び不服申立制度の整備による適切な処遇の実施、③施設運営の透明性の確保による社会に開かれた施設運営の推進が図られることとなった。

(3) 令和期における主な動き

令和3年5月、少年法等の一部を改正する法律(令和3年法律第47号)が成立し、4年4月から施行された。同法により、18・19歳の者は「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例が定められるなど、所要の規定が整備された(詳細については、第3編第2章第1節1項参照)。

年次	少年法制に係る主な動き	少年による刑法犯・特別法犯の動向
昭和23年 昭和24年	児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行 現行少年法（昭和23年法律第168号）の施行 旧少年法（大正11年法律第42号）の全部改正 旧少年院法（昭和23年法律第169号）の施行 矯正院法（大正11年法律第43号）の廃止 犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）の施行	少年による強盗の検挙人員（3,878人）戦後最多
昭和25年 昭和26年		少年による詐欺の検挙人員（6,368人）戦後最多 少年による刑法犯の検挙人員 戦後第一のピーク（166,433人） 少年による殺人の検挙人員（448人）戦後最多① 少年による強制性交等の検挙人員（4,649人）戦後最多
昭和33年 昭和35年 昭和36年	道路交通法の施行	少年による殺人の検挙人員（448人）戦後最多② 少年による傷害の検挙人員（17,197人）戦後最多 少年による放火の検挙人員（694人）戦後最多 少年による恐喝の検挙人員（15,829人）戦後最多
昭和38年 昭和39年		少年による刑法犯の検挙人員 戦後第二のピーク（238,830人） 少年による暴行の検挙人員（13,881人）戦後最多 少年による強制わいせつ等の検挙人員（1,772人）戦後最多
昭和41年 昭和52年	少年院運営改善方策の実施 短期処遇と長期処遇の区分の設置 交通短期保護観察制度の開始	
昭和57年 昭和58年		少年による覚醒剤取締法違反の検挙人員（2,750人）施行以降最多 少年による毒劇法違反の検挙人員（29,254人）施行以降最多 少年による刑法犯の検挙人員 戦後第三のピーク（261,634人） 戦後最多
平成4年	少年の保護事件に係る補償に関する法律（平成4年法律第84号）の施行	少年による特別法犯の検挙人員のピーク（39,062人） 少年による窃盗の検挙人員（202,028人）戦後最多
平成6年	短期保護観察制度の開始	
平成9年	少年院の長期処遇における収容期間等の見直し	(少年による凶悪重大事件が社会問題化)
平成10年	児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）の施行 教護院が児童自立支援施設に名称変更	平成期における少年による殺人の検挙人員の増加時のピーク（117人） 平成期における少年による傷害の検挙人員の増加時のピーク（11,502人）
平成12年		
平成13年	少年法等の一部を改正する法律（平成12年法律第142号）の施行 ①少年事件の処分等の在り方の見直し 刑事処分可能年齢の引下げ（14歳以上） 原則逆送制度の導入 ②少年審判の事実認定手続の適正化 観護措置期間の延長 ③被害者等への配慮の充実	
平成15年		少年による刑法犯の検挙人員（165,973人）が以後減少傾向 少年による横領の検挙人員（42,157人）戦後最多 平成期における少年による強盗の検挙人員の増加時のピーク（1,800人） 少年による住居侵入の検挙人員（3,554人）戦後最多
平成18年	刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第62号）の施行 少年の被疑者に国選弁護人が付された場合の規定の新設	
平成19年	少年法等の一部を改正する法律（平成19年法律第68号）の施行 少年院送致可能年齢の引下げ（おおむね12歳以上） 保護観察における遵守事項違反に対する措置の導入	
平成20年	少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号）の施行 少年審判傍聴制度の導入 更生保護法（平成19年法律第88号）の施行 犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法（昭和29年法律第58号）の廃止	少年による器物損壊の検挙人員（2,694人）戦後最多
平成22年 平成23年 平成26年	「少年矯正を考える有識者会議提言」法務大臣宛て提出 少年法の一部を改正する法律（平成26年法律第23号）の施行 不定期刑の長期と短期の上限の引上げ 検察官関与可能事件の拡大	少年による軽犯罪法違反の検挙人員（4,672人）戦後最多
平成27年	少年院法（平成26年法律第58号）及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）の施行 旧少年院法の廃止	
令和2年		少年による児童買春・児童ポルノ禁止法違反の検挙人員（939人） 施行以降最多
令和3年 令和4年	少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）による改正少年法及び少年院法等の施行 特定少年の新設 第5種少年院の設置	少年による大麻取締法違反の検挙人員（955人）戦後最多

- 注 1 検挙人員は警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。ただし、刑法犯の検挙人員は、検挙時に20歳以上であった者を除く。
3 昭和40年以前の刑法犯の検挙人員は、過失運転致死傷等を含む。
4 刑法犯の検挙人員は触法少年の補導人員を含み、特別法犯の検挙人員は触法少年の補導人員を含まない。
5 「住居侵入」及び「器物損壊」の検挙人員については、統計の存在する昭和47年以降の数値による。
6 「強制わいせつ等」は、公然わいせつ及びわいせつ物頒布等を含む。

2 戦後の少年による刑法犯及び特別法犯の動向

昭和期における少年による刑法犯の検挙人員（昭和40年以前は過失運転致死傷等を含む。）は、26年の16万6,433人をピークとする第一の波、39年の23万8,830人をピークとする第二の波、58年の26万1,634人をピークとする第三の波という三つの大きな波があり、いずれもその頃、殺人、強盗、放火、強姦性交等、強制わいせつ等、暴行、傷害、恐喝、窃盗、詐欺など刑法犯の多くの罪名において、戦後最多を記録した（少年による刑法犯、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の検挙人員並びに人口比の推移は、[3-1-1-1 図①](#)及びCD-ROM資料[3-1](#)参照）。少年による特別法犯の検挙人員を見ても、覚醒剤取締法違反及び毒劇法違反の各検挙人員が前記第三の波の頃に法施行以降最多を記録した。

昭和期の少年非行の動向について、20年代の非行の増加は、敗戦による社会秩序の乱れ、経済的困窮、家族生活の崩壊などの社会的混乱を背景とするものであり、30年代から40年代の非行の増加は、戦中・戦後の困難な時代に成長期を過ごした10代後半の少年人口の増加や我が国経済の高度成長過程における工業化、都市化等の急激な社会変動に伴う社会的葛藤等の増大などを背景とするものであり、50年代以降の非行の増加は、豊かな社会における価値観の多様化、家庭や地域社会などの保護的・教育的機能の低下、犯罪の機会の増大などの社会的諸条件の変化に関係するものと考えられる。

平成期以降を見ると、少年による刑法犯及び特別法犯の検挙人員は、一時的な増加はありつつも、全体としては減少傾向にあるが（[3-1-1-1 図①](#)及び[3-1-2-1 図](#)参照）、前記1項（2）のとおり、平成期には少年による凶悪重大事件が相次いで発生し、少年法制の大規模な改正がされるなどした。また、横領や住居侵入、器物損壊、軽犯罪法違反など刑法犯及び特別法犯のいくつかの罪名において戦後最多の検挙人員を記録したものがあほか、児童買春・児童ポルノ禁止法違反や大麻取締法違反など法施行以降最多や戦後最多の検挙人員を記録し、現在も高止まりや増加傾向が続いている罪名もある。そのため、少年非行の動向を見る場合、全体の検挙人員の増減推移とは異なる動きをする罪名も多い点には、特に留意が必要である（本章で言及した刑法犯及び特別法犯18罪名について、近時における、少年の検挙人員の推移は[7-4-1-2 図](#)参照）。

第3章

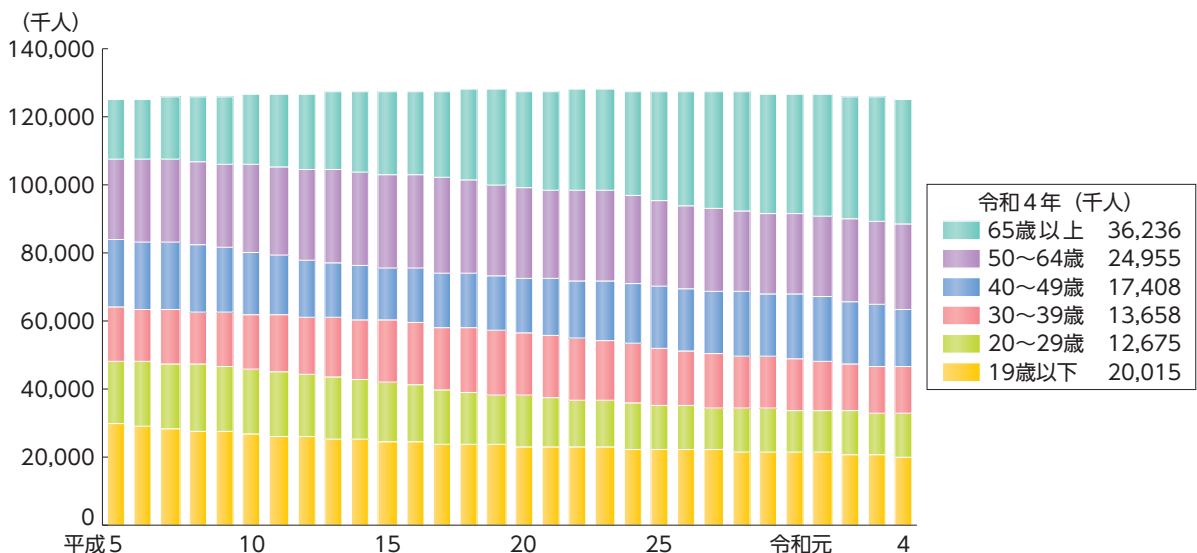
少年を取り巻く生育環境 及び生活状況の変化

この章では、各種統計資料等に基づき、少年を取り巻く生育環境や生活状況の変化について概観する。

7-3-1図は、人口の推移（最近30年間）を年齢層別に見たものである。少子高齢化が進行し、平成5年から令和4年までの間に、19歳以下の人口は33.5%、20歳代の人口は30.7%、それぞれ減少した。その一方で、65歳以上の高齢者の人口が約2.1倍に増加しており、このような年齢層別人口の大きな変化は、この章で概観する少年の生育環境及び生活状況にも影響を及ぼすことが考えられる。

7-3-1図 人口の推移（年齢層別）

（平成5年～令和4年）

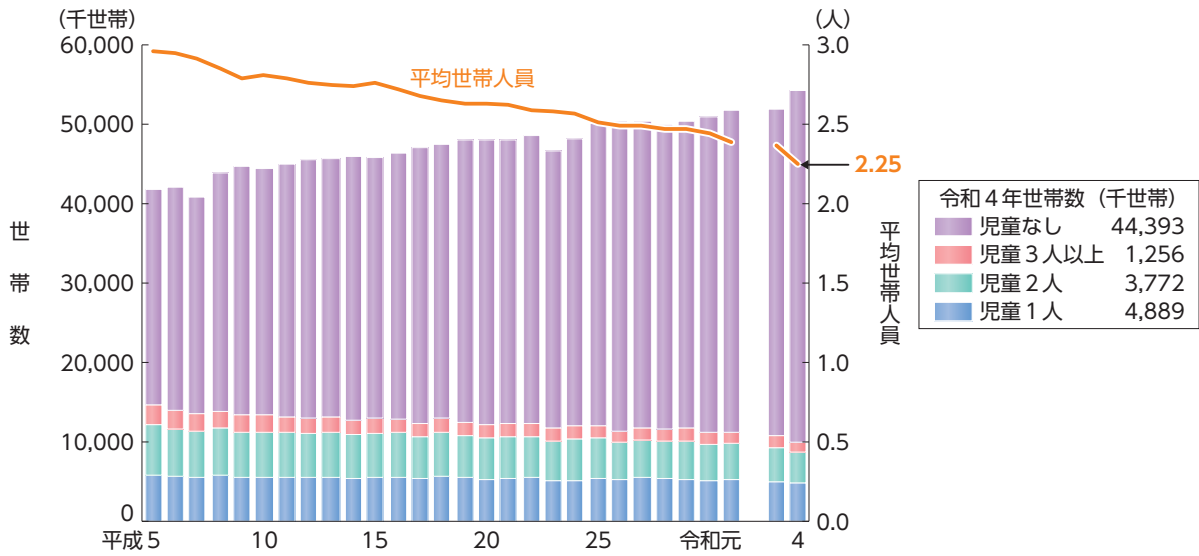


注 総務省統計局の人口推計による。

7-3-2図は、平均世帯人員及び児童の有無別世帯数の推移（最近30年間）を見たものである。令和4年の全国の世帯総数は約5,431万世帯であり、平成5年の約1.3倍に増加している一方、平均世帯人員は、減少傾向にある（令和4年は2.25人）。また、児童のいる世帯は、平成5年には全世帯の34.9%であったところ、令和4年には全世帯の18.3%まで低下した。

7-3-2 図 平均世帯人員・児童の有無別世帯数の推移

(平成5年～令和4年)

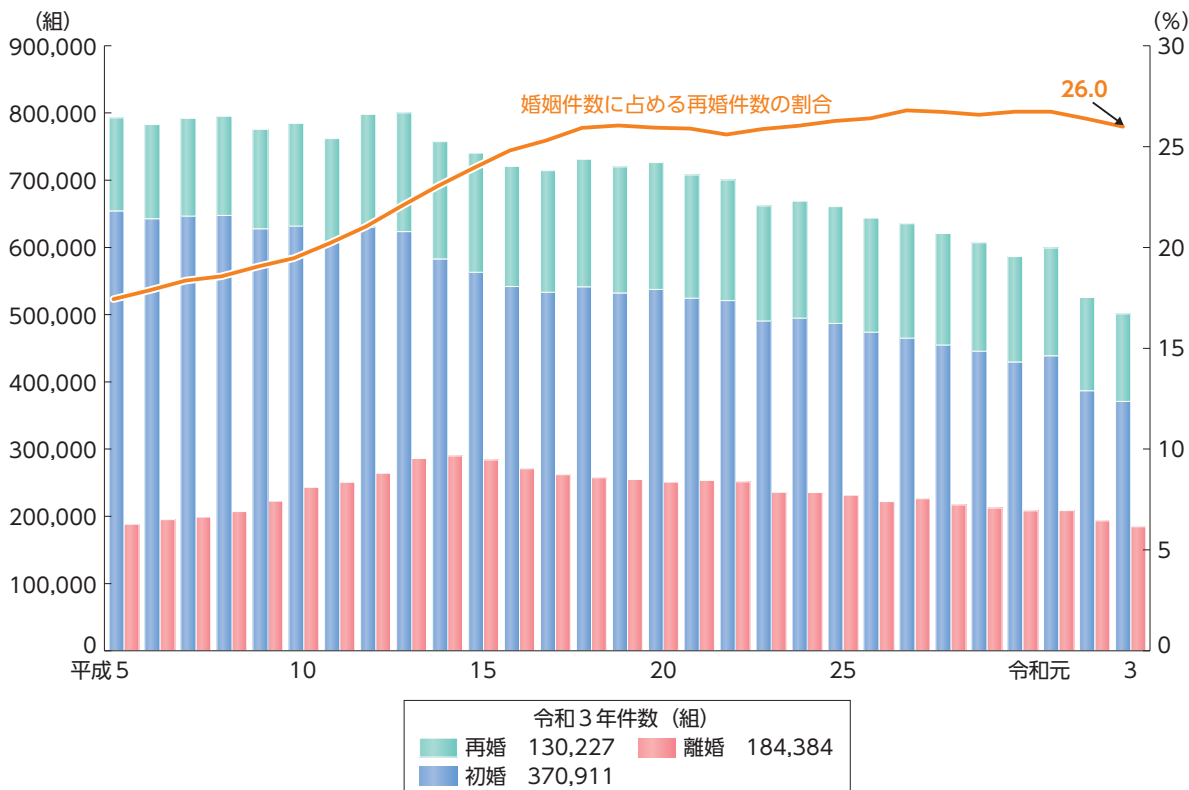


- 注 1 厚生労働省政策統括官の資料による。
 2 令和2年は、調査を実施していない。
 3 各数値は、平成7年の兵庫県、23年の岩手県・宮城県・福島県、24年の福島県及び28年の熊本県の数値を除いたものである。
 4 「児童」とは、18歳未満の未婚の者をいう。

7-3-3 図は、婚姻（初婚・再婚）、離婚件数及び再婚の割合の推移（平成5年以降）を見たものである。5年に17.4%であった婚姻件数に占める再婚件数の割合は、毎年上昇していたが、17年に25%を超え、それ以降は25～26%台で推移している。また、5年に18万組台であった離婚件数は、14年（28万9,836組）をピークとして、その後は減少傾向にあり、令和3年には再び18万組台まで減少した。

7-3-3 図 婚姻（初婚・再婚）・離婚件数、再婚の割合の推移

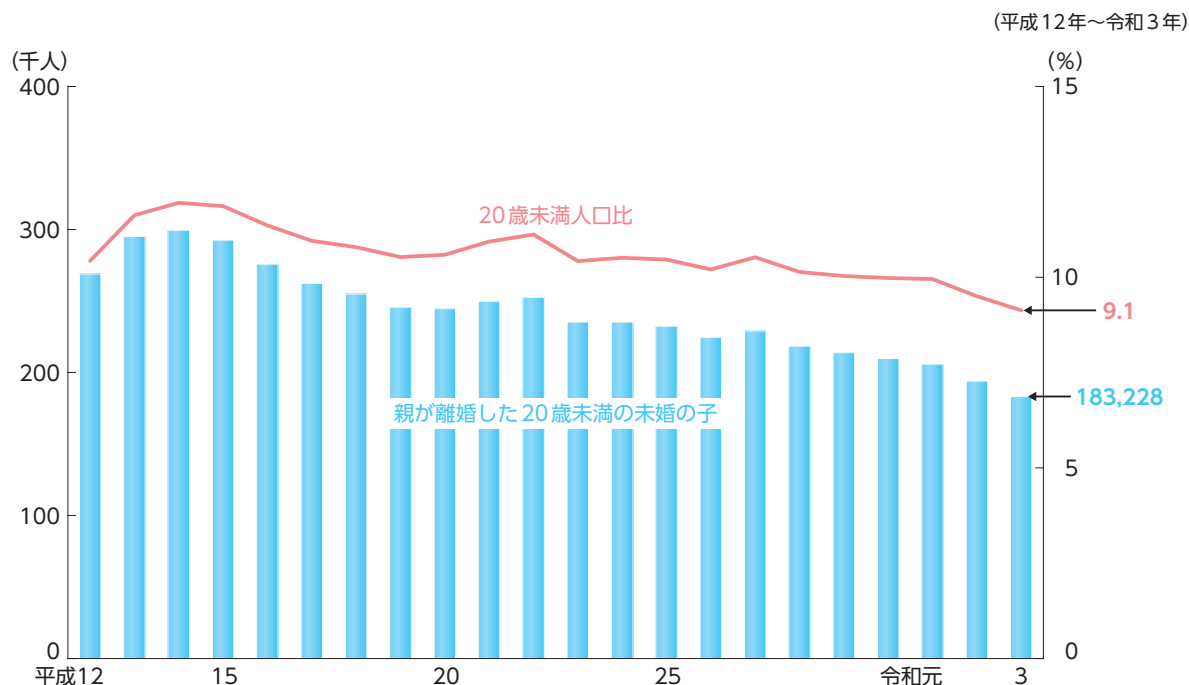
(平成5年～令和3年)



- 注 厚生労働省政策統括官の資料による。

7-3-4図は、親が離婚した20歳未満の未婚の子の数の推移（平成12年以降）を見たものである。14年（29万9,525人（20歳未満人口比12.0%））をピークとして、その後は減少傾向にあり、令和3年は18万3,228人（20歳未満人口比9.1%）であった。

7-3-4図 親が離婚した20歳未満の未婚の子の数の推移



注 1 厚生労働省政策統括官の資料による。

2 「20歳未満人口比」は、20歳未満人口1,000人当たりの親が離婚した20歳未満の未婚の子の数である。

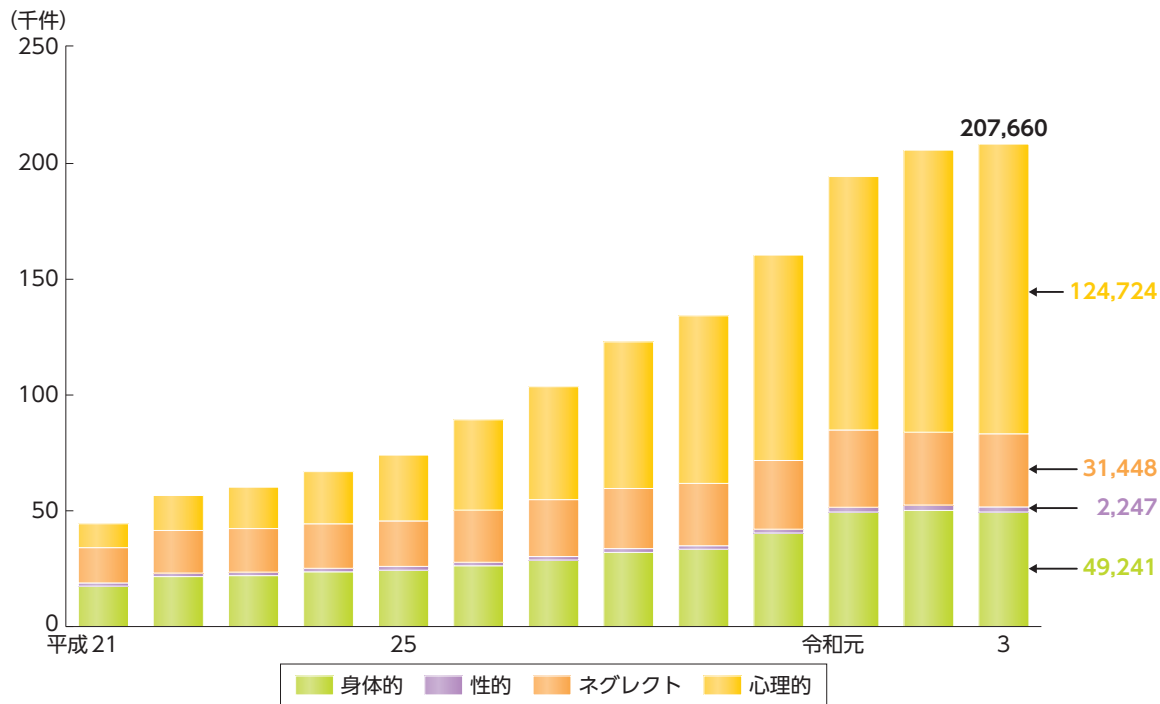
7-3-5図は、児童虐待の内容別相談対応件数の推移（平成21年度以降）を見たものである。児童虐待の相談対応件数は、統計を取り始めた2年度から増加し続けており、令和3年度も過去最高を記録し、20万7,660件となった（厚生労働省子ども家庭局（当時）の資料による。）。内容別では、心理的虐待（3年度は12万4,724件）が、平成21年度の約12.1倍であり、身体的虐待（令和3年度は4万9,241件）が、平成21年度の約2.8倍であった。

ただし、この数値は、相談対応件数であり、児童虐待の件数そのものが増加していることを直接的に示すものではないことに留意する必要がある。

7-3-5 図

児童虐待の内容別相談対応件数の推移

(平成21年度～令和3年度)



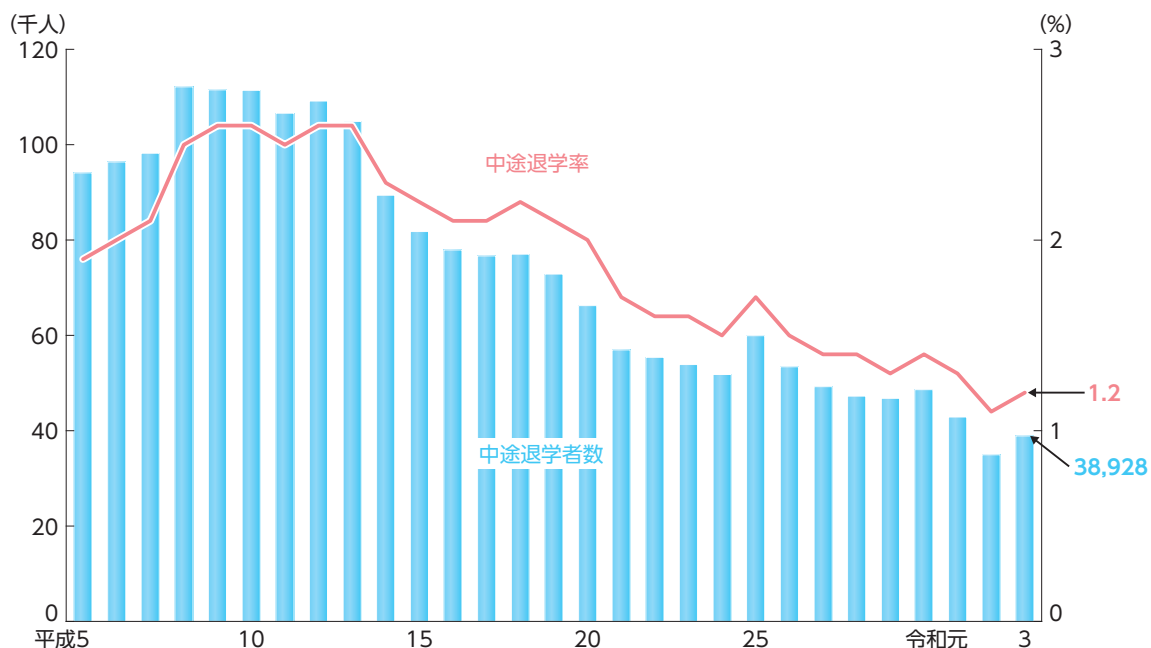
- 注 1 厚生労働省子ども家庭局（当時）の資料による。
 2 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

7-3-6 図は、高等学校における中途退学者数及び中途退学率の推移（平成5年度以降）を見たものである。中途退学者数については、13年度以降減少傾向にあり、中途退学率については、14年度以降低下傾向にあり、令和2年度には、中途退学者数3万4,965人、中途退学率1.1%といずれも調査開始以来最低を記録したが、3年度はやや増加・上昇し、中途退学者数3万8,928人、中途退学率1.2%であった。

7-3-6 図

高等学校 中途退学者数及び中途退学率の推移

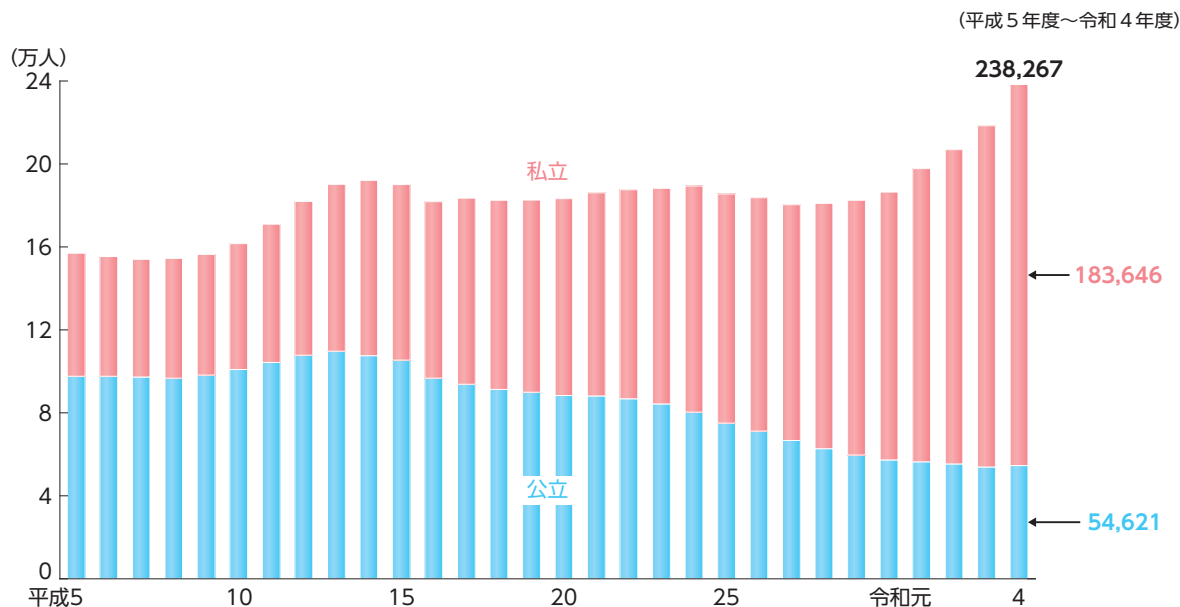
(平成5年度～令和3年度)



- 注 1 文部科学省初等中等教育局の資料による。
 2 「高等学校」は、中等教育学校後期課程を含む。
 3 「中途退学率」は、在籍者数に占める中途退学者数の比率である。
 4 公私立高等学校のほか、平成17年度からは国立高等学校、25年度からは高等学校通信制課程を計上している。

7-3-7図は、通信制高等学校の生徒数の推移（最近30年間）を見たものである。公立の通信制高等学校の生徒数は、平成13年度（10万9,686人）をピークとして、その後は減少傾向にあり、令和4年度はピーク時の約半数（5万4,621人）であった。一方、私立の通信制高等学校の生徒数は、平成8年度（5万7,762人）から毎年増加し続けており、令和4年度は、平成5年度以降最多の18万3,646人であった。通信制高等学校の生徒数全体は、令和4年度は23万8,267人であり、平成5年度（15万7,003人）の約1.5倍であった。

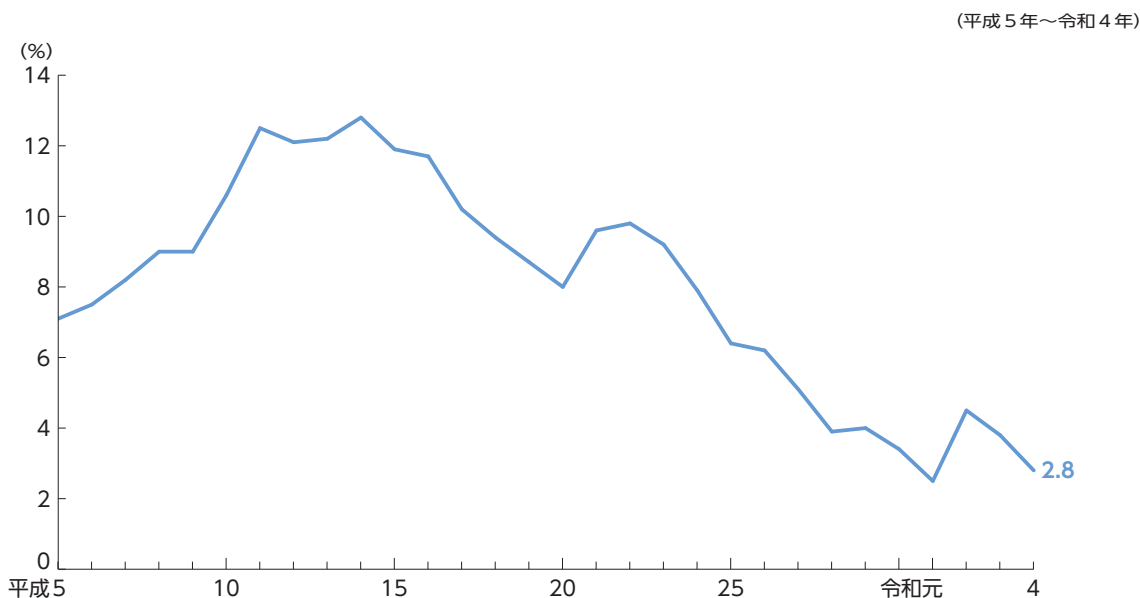
7-3-7図 通信制高等学校の生徒数の推移



注 文部科学省総合教育政策局の資料による。

7-3-8図は、15歳以上19歳以下の完全失業率（労働力人口（就業者と完全失業者（仕事をしておらず、仕事があればすぐ就くことができる者で、調査時に仕事を探す活動等をしていた者）の合計）に占める完全失業者の比率）の推移（最近30年間）を見たものである。平成15年以降、低下傾向を示し、リーマンショック後の21・22年は上昇したが、その後、再び低下傾向にあり、28年以降は5%以下で推移している（令和4年は2.8%）。

7-3-8図 15歳以上19歳以下の完全失業率の推移



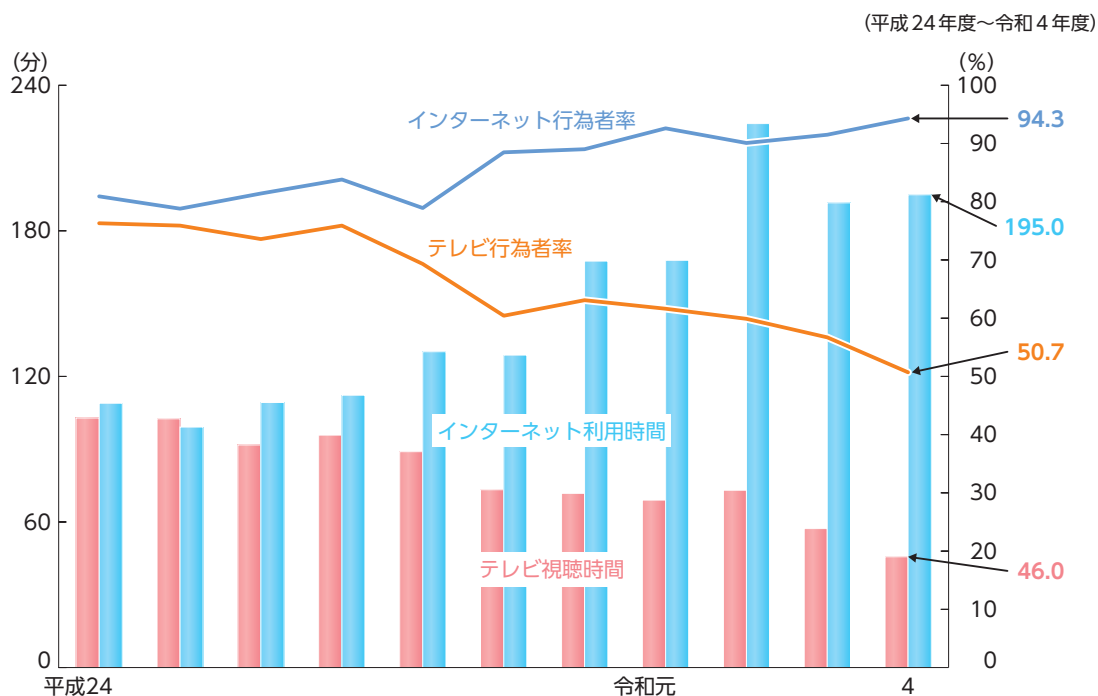
注 1 総務省統計局の資料による。

2 「完全失業率」は、15-19歳の労働力人口（就業者と完全失業者（仕事をしておらず、仕事があればすぐ就くことができる者で、調査時に仕事を探す活動等をしていた者）の合計）に占める完全失業者の比率である。

3 平成23年の数値は、補完的に推計した値である。

7-3-9図は、13歳から19歳までの者について、テレビ・インターネットの平日の視聴・利用時間（調査日1日当たりの調査対象者のテレビ（リアルタイム）視聴時間の合計、インターネット利用時間の合計をそれぞれ調査対象者数で除した時間）及び行為者率（調査日2日間の1日ごとに、調査対象者に占めるテレビ（リアルタイム）視聴又はインターネット利用を行った者の比率を求めた上で、それを平均した比率）の推移（平成24年度以降）を見たものである。27年度まで70%を超えていたテレビ行為者率は、令和4年度は50.7%まで低下しており、テレビ視聴時間も、平成24年度の102.9時間から大幅に減少した（令和4年度は46.0時間）。一方、インターネット行為者率は、平成30年度までは70～80%台で推移していたが、令和元年度以降90%を超えている。インターネット利用時間は、2年度に224.2時間（前年度比33.5%増）と大幅に増加したが、4年度は減少した（195.0時間）。ただし、利用時間等の推移については、調査時期の違いによる影響や単年の一時的な傾向の可能性があるのであることに留意する必要がある。

7-3-9図 テレビ・インターネット 平日の視聴・利用時間及び行為者率の推移



- 注 1 総務省情報通信政策研究所の資料による。
 2 「テレビ視聴時間」、「インターネット利用時間」は、平日の調査日1日当たりの調査対象者（13～19歳の者に限る。）のテレビ（リアルタイム）視聴時間の合計、インターネット利用時間の合計をそれぞれ調査対象者数で除した時間である。
 3 「行為者率」は、平日の調査日2日間の1日ごとに、調査対象者（13～19歳の者に限る。）に占めるテレビ（リアルタイム）視聴又はインターネット利用を行った者の比率を求めた上で、それを平均した比率である。

第4章

昨今の少年非行の動向等

第3編では、各種統計資料等に基づき、少年非行の動向、非行少年の処遇及び少年の刑事手続について、全体像を示しつつ、主として刑法犯と特別法犯といった大まかな分類についての推移や令和4年の状況を見てきたところであるが、少年非行の動向を罪名ごとに見てみると、全体の検挙人員の増減推移とは異なる動きをする罪名も多く、実際に、平成期以降を見ても、少年による刑法犯及び特別法犯の検挙人員は、一時的な増加はありつつも、全体としては減少傾向にある一方、個別の罪名では、法施行以降最多や戦後最多の検挙人員を記録し、その中には現在も高止まりや増加傾向が続いている罪名もある（本編第2章2項参照）。そこで、この章では、昨今の少年非行の動向等をよりきめ細かく見るため、各種統計資料等に基づき、罪名ごとの推移や少年の状況等について調査した検挙、裁判、少年矯正（少年院・少年鑑別所）及び保護観察の各段階における最近30年間の少年非行の動向等について概観する。

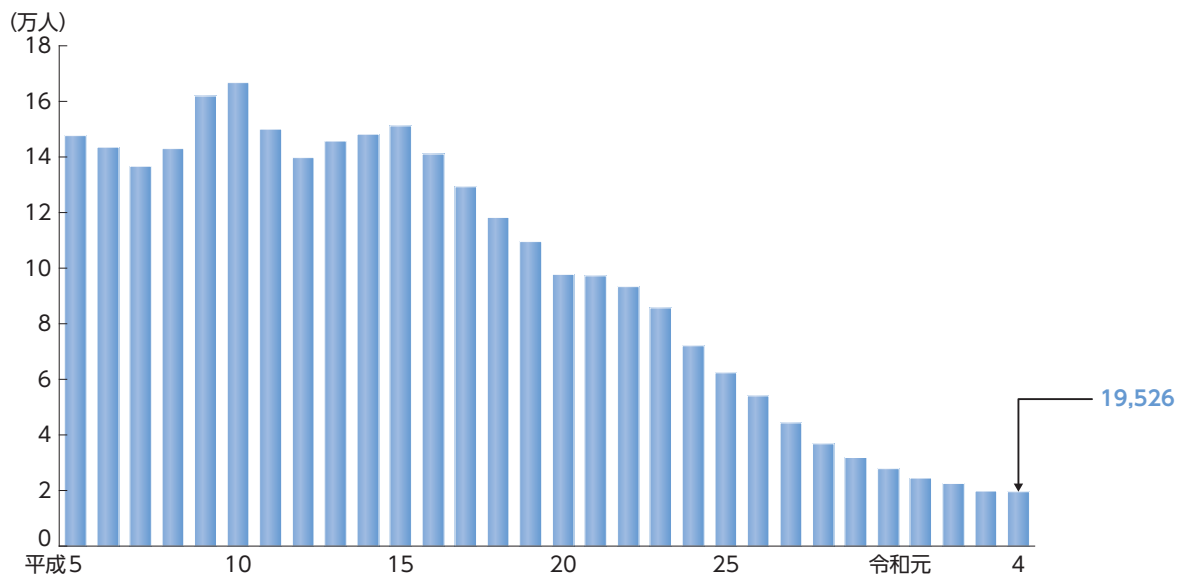
第1節 検挙

1 少年による刑法犯及び特別法犯の検挙人員の動向

少年による刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数の推移（最近30年間）を見ると、7-4-1-1図のとおりである。少年による刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数は、平成10年（16万6,753人）をピークに減少傾向が続いており、令和4年（1万9,526人）は平成10年と比較して大きく減少している（同年比88.3%減）。

7-4-1-1 図 少年による刑法犯・特別法犯 検挙人員総数の推移

（平成5年～令和4年）



- 注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。ただし、刑法犯については、検挙時に20歳以上であった者を除く。
3 触法少年の補導人員を含まない。
4 特別法犯は、平成15年までは交通関係4法令違反を除き、16年以降は交通法令違反を除く。

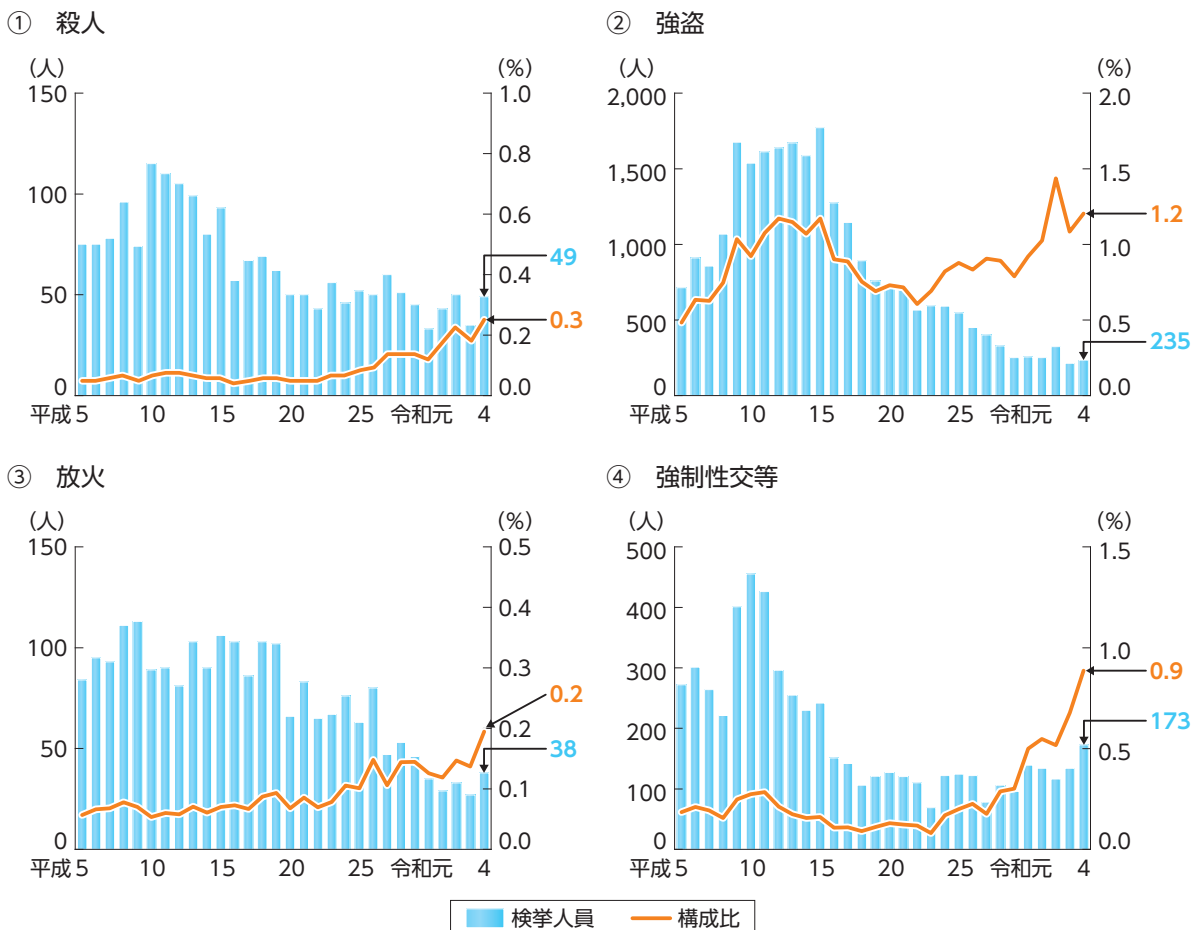
少年による刑法犯及び特別法犯のうち、7-2-1表において取り上げた18罪名について、検挙人員及び構成比（少年による刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数に占める各罪名の検挙人員の比率をい

う。以下この項において同じ。)の推移(最近30年間)を罪名別に見ると、7-4-1-2図のとおりである。罪名別では、殺人、放火、強制性交等、暴行、傷害、恐喝、窃盗、毒劇法違反及び覚醒剤取締法違反の9罪名は平成5年から14年の間に、強盗、詐欺、横領、住居侵入、器物損壊及び軽犯罪法違反の6罪名は15年から24年の間に、強制わいせつ、大麻取締法違反及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反の3罪名は25年から令和4年の間に、それぞれ最多を記録しており、罪名によって検挙人員のピークとなった時期が異なっており、傾向に違いが認められる。同年の検挙人員を少年による刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数と比較すると、強制わいせつ、詐欺、大麻取締法違反及び軽犯罪法違反は、いずれも令和4年は平成10年と比較して増加している(それぞれ同年比4.0%増、同5.3%増、同607.2%増、同15.9%増)。なお、令和4年における児童買春・児童ポルノ禁止法違反の検挙人員も同法が施行された平成11年の翌年である12年と比較して著しく増加している(同年比2331.6%増)が、例えば、平成26年法律第79号による同法改正では、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持が新たに処罰の対象となるなど、その間の法改正により処罰範囲が大幅に拡大されていることに留意が必要である。

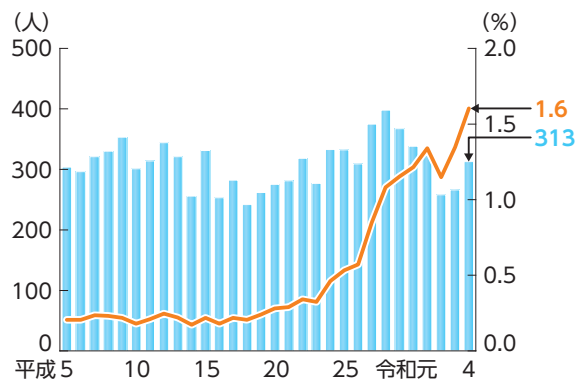
罪名別の構成比の推移を見ると、窃盗が一貫して最も高いものの、平成22年以降は低下傾向にあり、令和4年は平成10年と比較して大きく低下している(同年比21.4pt低下)。窃盗以外では、恐喝、横領、毒劇法違反及び覚醒剤取締法違反は、令和4年は平成10年と比較して低下している(それぞれ同年比2.2pt低下、同14.0pt低下、同3.4pt低下、同0.1pt低下)のに対し、残りの12罪名(児童買春・児童ポルノ禁止法違反を除く)は、令和4年は平成10年と比較して上昇しており、大麻取締法違反(同4.4pt上昇)の構成比が最も大きく上昇した。

7-4-1-2図 少年による刑法犯・特別法犯 検挙人員・構成比の推移(罪名別)

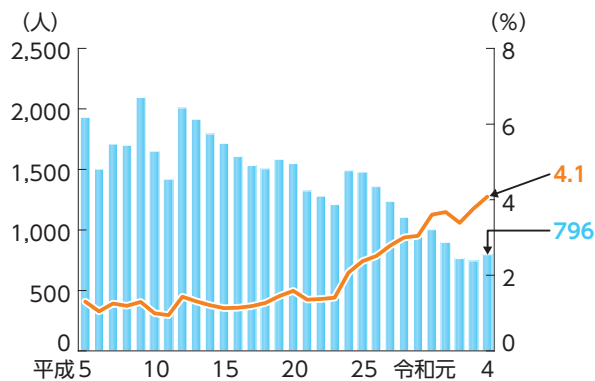
(平成5年～令和4年)



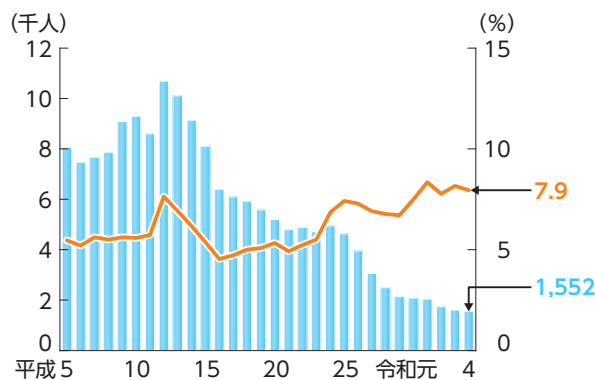
⑤ 強制わいせつ



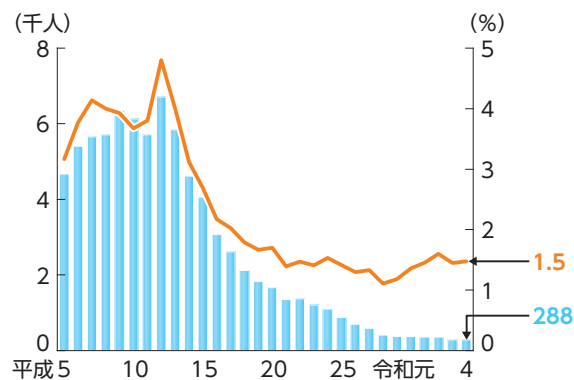
⑥ 暴行



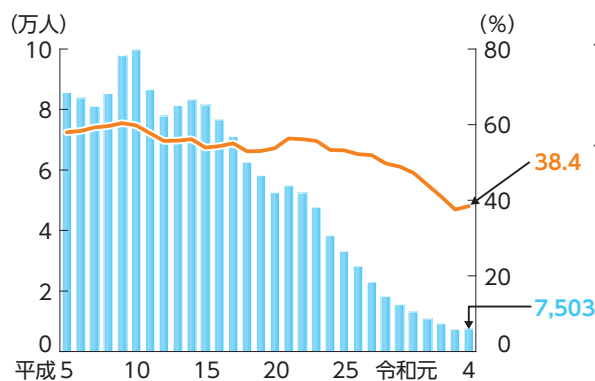
⑦ 傷害



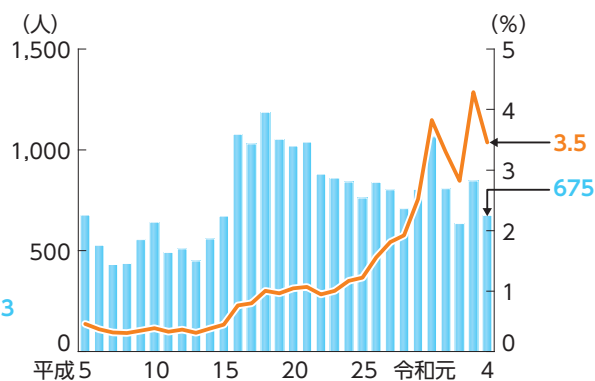
⑧ 恐喝



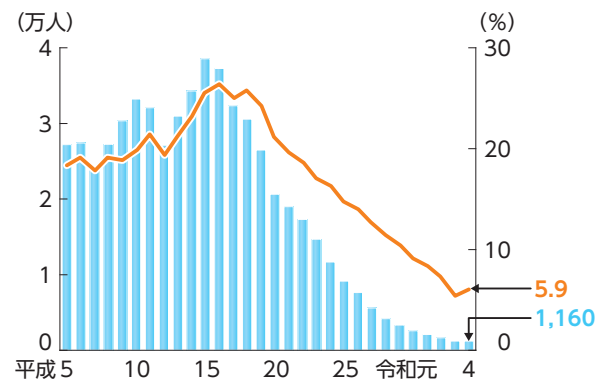
⑨ 窃盗



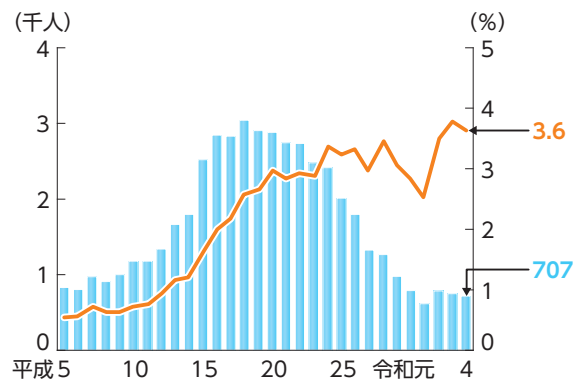
⑩ 詐欺



⑪ 横領 (遺失物等横領を含む)

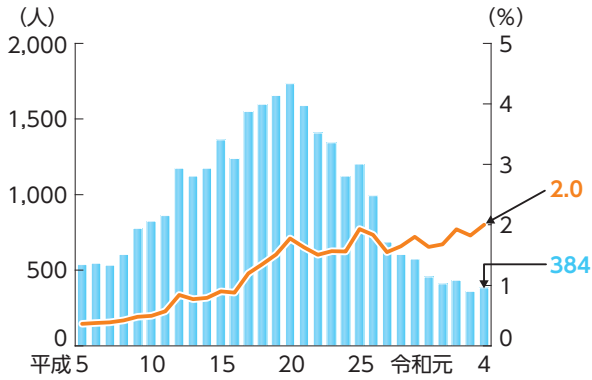


⑫ 住居侵入

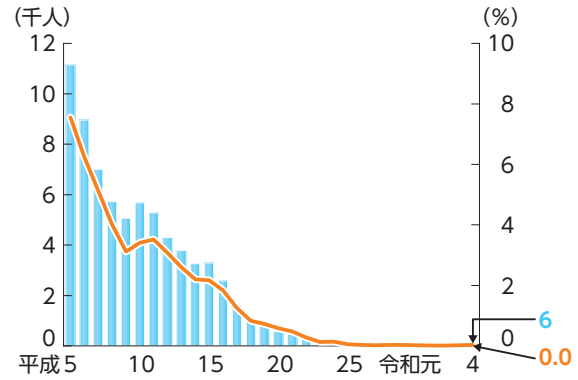


■ 検挙人員 — 構成比

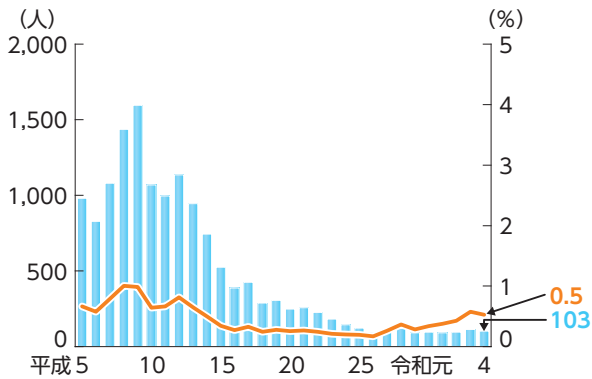
⑬ 器物損壊



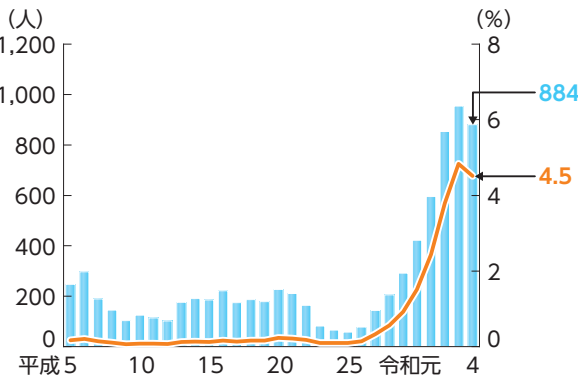
⑭ 毒劇法



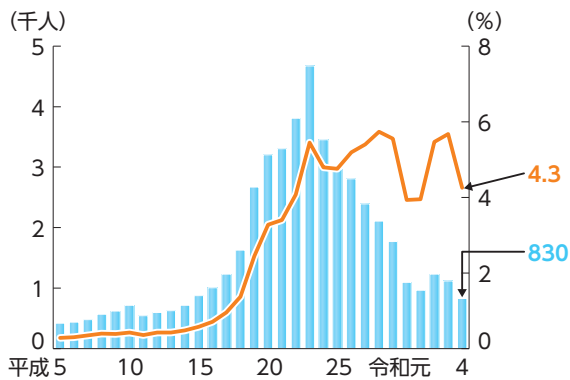
⑮ 覚醒剤取締法



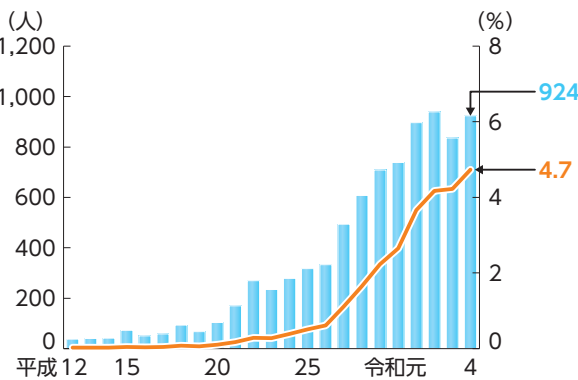
⑯ 大麻取締法



⑰ 軽犯罪法



⑱ 児童買春・児童ポルノ禁止法



■ 検挙人員 — 構成比

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、刑法犯については、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 触法少年の補導人員を含まない。
 4 「構成比」は、少年による刑法犯検挙人員総数と少年による特別法犯検挙人員総数の合計に占める①～⑱それぞれの検挙人員の比率である。
 5 児童買春・児童ポルノ禁止法については、統計の存在する平成12年以降の数値を示した。

2 「初発型非行」の検挙人員及び構成比の推移

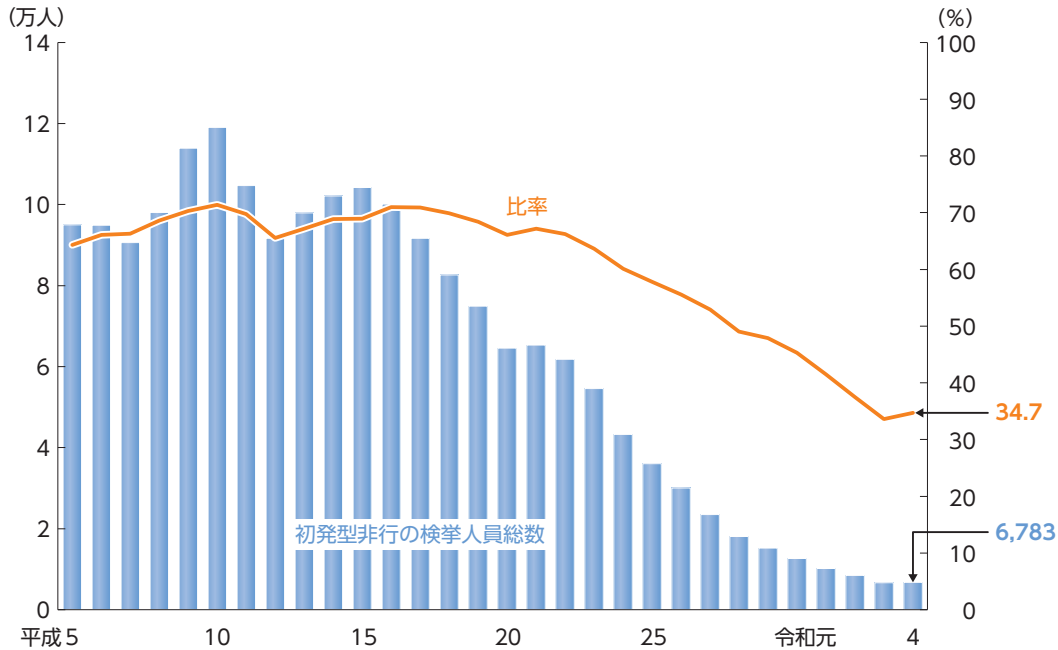
少年による「初発型非行」（万引き、オートバイ盗、自転車盗及び遺失物等横領）について、その検挙人員総数並びに少年による刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数に占める比率の推移（最近30年間）を見ると、7-4-1-3図①のとおりであり、初発型非行検挙人員総数に占める各態様の検挙人員の比率（以下この項において「構成比」という。）の推移（最近30年間）を見ると、7-4-1-3図②のとおりである。

初発型非行の検挙人員総数は、平成10年（11万9,033人）に5年以降で最多を記録したが、11年以降は減少傾向にあるところ、その少年による刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数に占める比率も低下傾向にあり、令和4年は平成10年と比較して大きく低下しており（同年比36.6pt低下）、近年、初発型非行を含む少年非行の態様が多様化している状況がうかがえる。

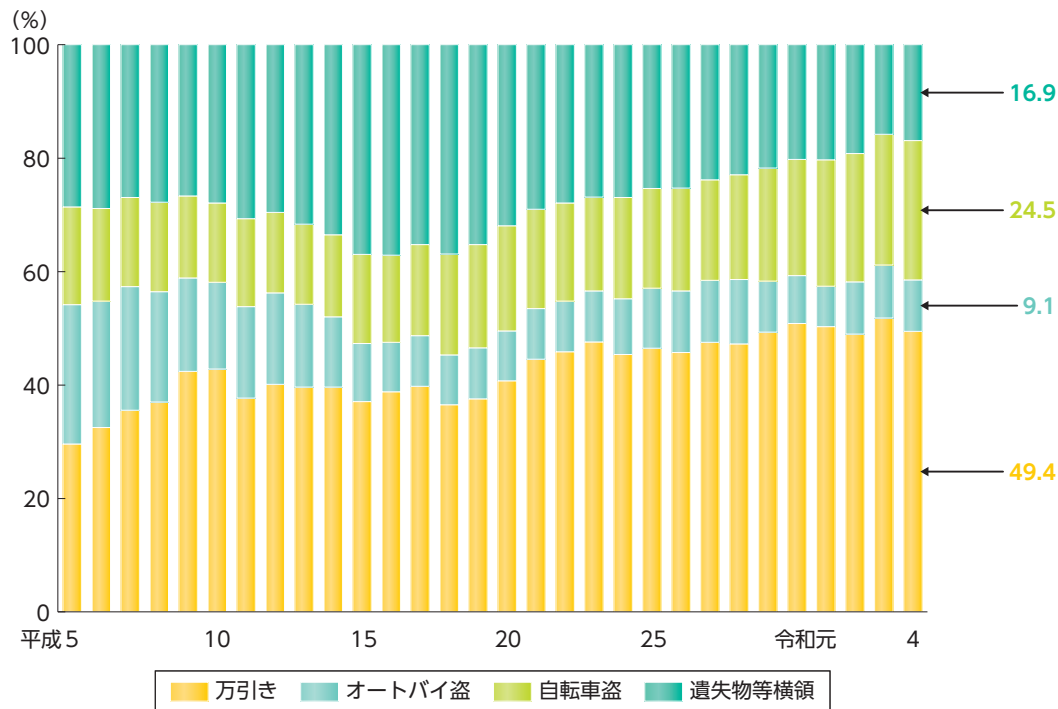
少年による初発型非行の検挙人員を態様別に見ると、万引き及び自転車盗の検挙人員は、いずれも平成10年（それぞれ5万944人、1万6,675人）が5年以降で最多、遺失物等横領は、15年（3万8,547人）が5年以降で最多であったのに対し、オートバイ盗は、同年（2万3,305人）が最多であった。構成比について、10年と令和4年を比較すると、平成10年では、万引き（42.8%）、遺失物等横領（27.9%）、オートバイ盗（15.3%）、自転車盗（14.0%）の順に高かったのに対し、令和4年では、万引き（49.4%）、自転車盗（24.5%）、遺失物等横領（16.9%）、オートバイ盗（9.1%）の順に高かった。

(平成5年～令和4年)

① 初発型非行の検挙人員総数の推移



② 態様別構成比の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 触法少年の補導人員を含まない。
 4 「初発型非行」は、万引き、オートバイ盗、自転車盗及び遺失物等横領をいう。
 5 「比率」は、少年による刑事犯及び特別法犯の検挙人員総数に占める初発型非行の検挙人員の比率をいう。
 6 「構成比」は、少年による初発型非行の検挙人員総数に占める各態様の検挙人員の比率をいう。

第2節 裁判

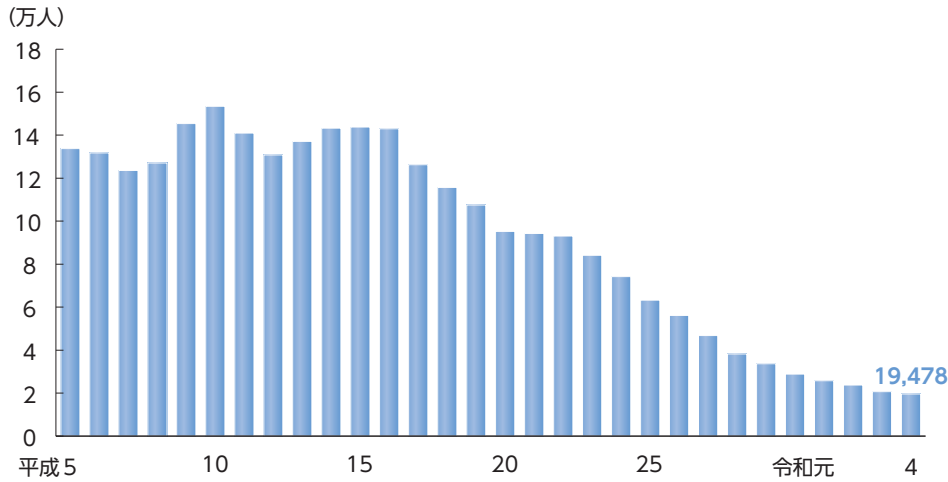
一般保護事件（過失運転致死傷等（業務上（重）過失致死傷を含む。）、危険運転致死傷及び道交違反に係る少年保護事件並びにく犯（児童福祉法27条の3に規定する強制的措置許可申請を含む。）を除く。以下この節において同じ。）の家庭裁判所における終局処理人員の推移（最近30年間）は、**7-4-2-1 図①**のとおりである。平成5年以降、10年（15万3,474人）をピークに、12万人台から15万人台の間で増減を繰り返していたが、16年から減少し続け、20年には10万人を下回り、令和4年は1万9,478人（前年比5.7%減）であった（CD-ROM参照）。

一般保護事件の家庭裁判所における終局処理人員の処理区分別構成比の推移（最近30年間）は、**7-4-2-1 図②**のとおりである。平成5年以降、一貫して審判不開始が最も高く、22年までは70%台で推移していたが、その翌年から低下傾向にあり、令和4年は48.0%であった。検察官送致（刑事処分相当及び年齢超過）は、平成5年から24年までは0.4～0.7%台で推移していたが、25年には0.9%を超え、令和4年は2.1%（平成10年の約4.5倍）であった。少年院送致及び保護観察は、いずれも上昇傾向にあり、令和4年はそれぞれ6.4%（同約2.1倍）、24.4%（同約2.4倍）であった。不処分は、平成15年まで低下傾向にあったが、16年から上昇傾向にあり、令和4年は18.1%（同約1.7倍）であった（処理区分別の終局処理人員については、CD-ROM参照。）。

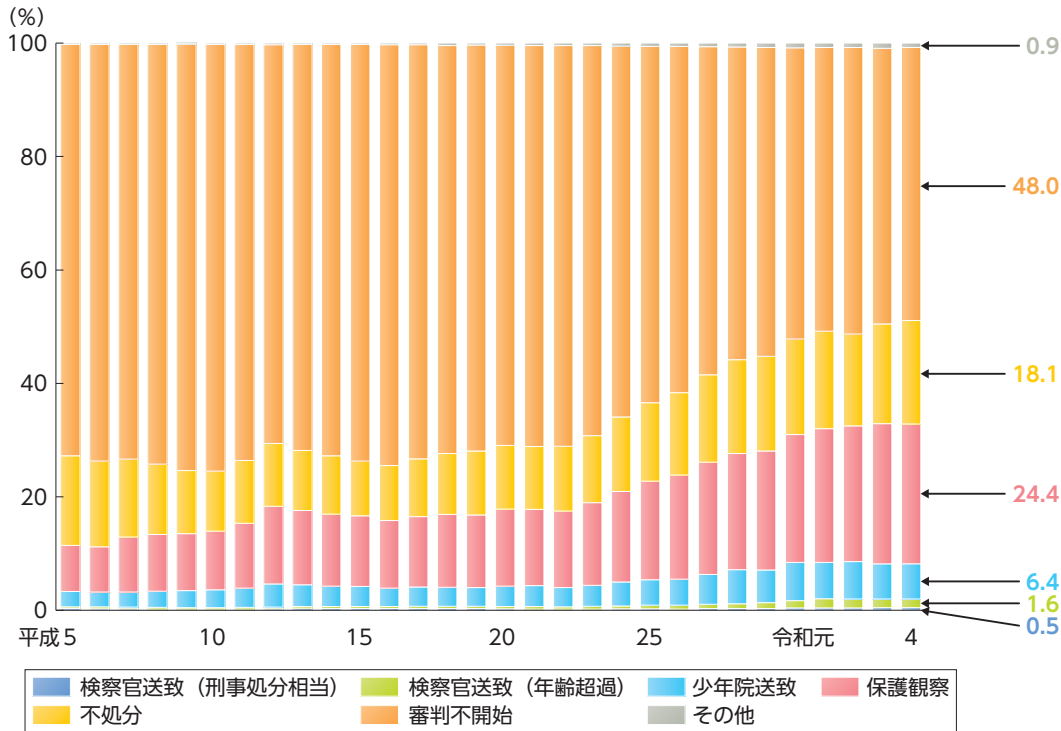
なお、令和4年における少年保護事件の家庭裁判所終局処理人員の処理区分別構成比については、**3-2-2-3 図**参照。

(平成5年～令和4年)

① 総数



② 処理区分別構成比



注 1 司法統計年報による。
 2 過失運転致死傷等（業務上（重）過失致死傷を含む。）、危険運転致死傷及び道交違反に係る少年保護事件並びにぐ犯（児童福祉法27条の3に規定する強制的措置許可申請を含む。）を除く。
 3 「その他」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致及び都道府県知事・児童相談所長送致である。なお、児童自立支援施設・児童養護施設送致には、平成10年3月31日までの教護院・養護施設送致を含む。

第3節 少年矯正

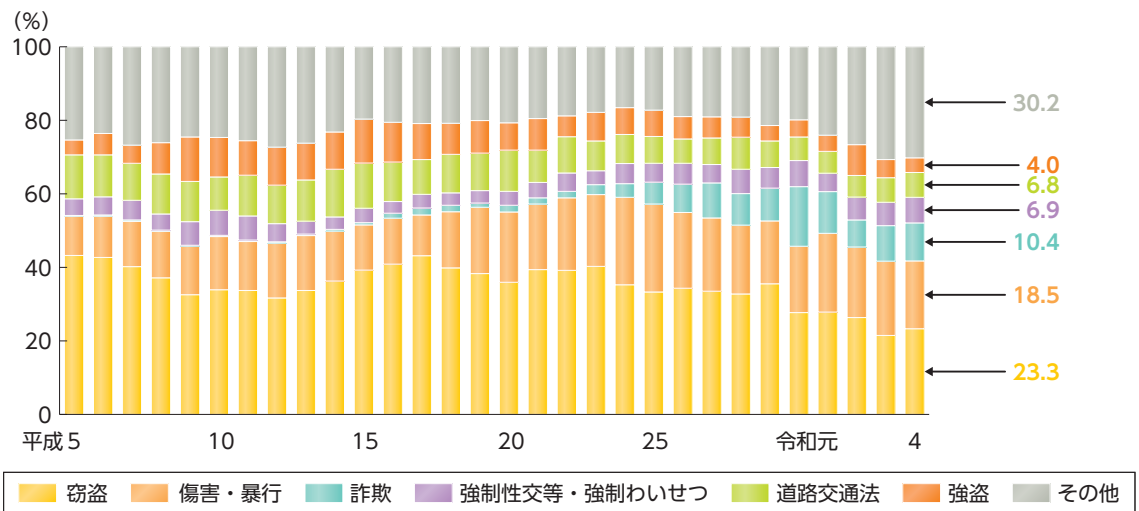
1 少年院入院者の状況の推移

7-4-3-1図は、少年院入院者の非行名別構成比の推移（最近30年間）を男女別に見たものである。男子では、少年院入院者の人員がピークであった平成12年は、「窃盗」（31.7%）の構成比が最も高く、17年（43.2%）のピーク後上昇・低下を繰り返しながら低下傾向にあり、令和4年は23.3%であった。一方、「詐欺」（平成12年は0.4%）の構成比は、上昇傾向にあり、30年（16.2%）のピーク後上昇・低下を繰り返しており、令和4年は10.4%であった。女子では、平成12年は、「覚醒剤取締法違反」（33.9%）の構成比が最も高かったが、29年以降は20%を下回っており、令和4年は10.9%であった。一方、「詐欺」（平成12年は0.8%）の構成比は、24年以降上昇・低下を繰り返しながら上昇傾向にあり、令和4年は14.0%であった。

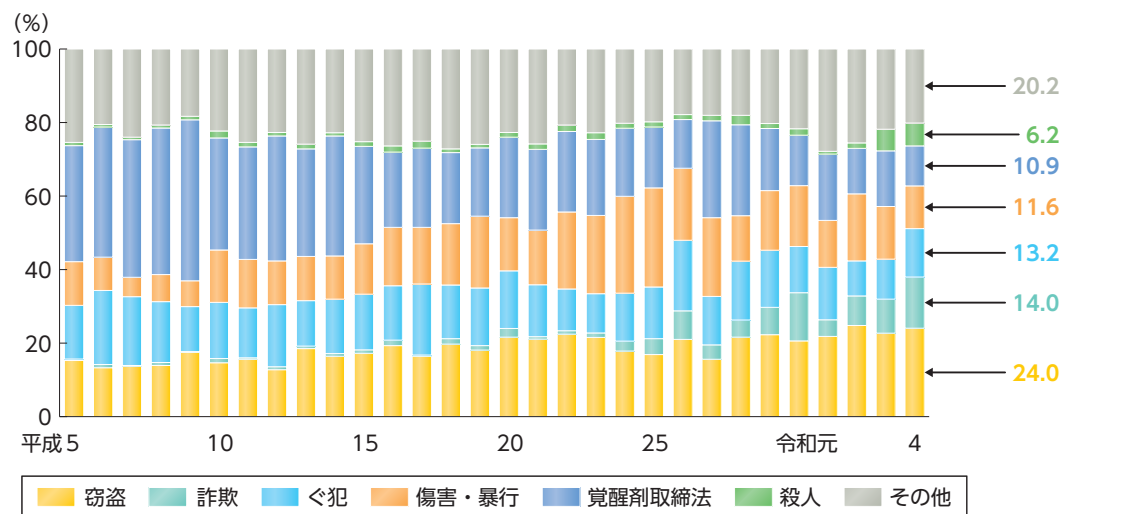
7-4-3-1図 少年院入院者 非行名別構成比の推移（男女別）

（平成5年～令和4年）

① 男子



② 女子



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 矯正統計年報、少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。

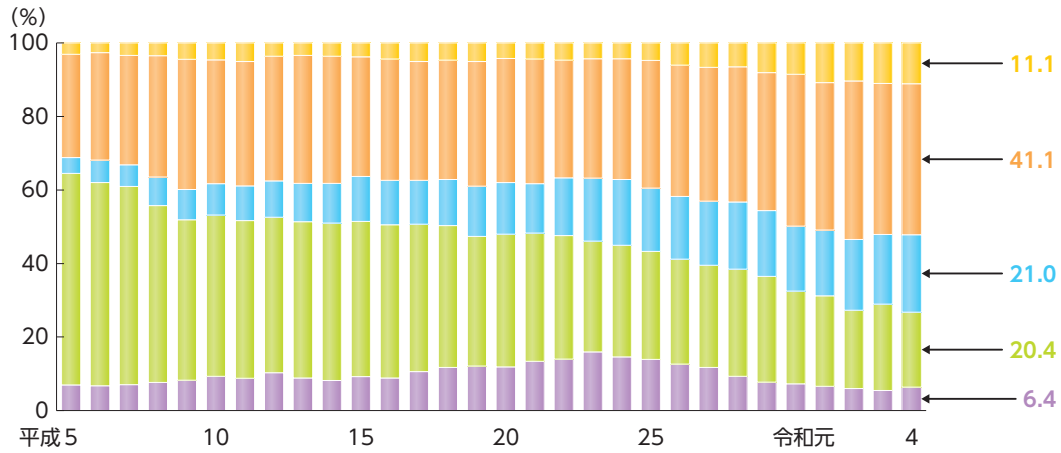
7-4-3-2図は、少年院入院者の教育程度別構成比の推移（最近30年間）を男女別に見たものである。男子では、構成比が最も高かったのは、平成5年以降22年まで「中学卒業」、23年から令和4年まで「高校中退」であり、最も低かったのは、平成5年以降28年まで「高校卒業・その他」、29年から令和4年まで「中学在学」であった。「中学卒業」の構成比は、平成5年から7年まで50%を超えていたが、低下傾向にあり、25年以降20%台で推移している（令和4年は20.4%）。一方、「高校中退」、「高校在学」及び「高校卒業・その他」の構成比は、平成6年以降上昇傾向にあり、特に、「高校中退」の構成比は、30年以降40%を超えている（令和4年は41.1%）。女子では、構成比が最も高かったのは、平成5年以降16年まで「中学卒業」、17年から令和4年まで「高校中退」であり、最も低かったのは、平成5年以降令和元年は「高校卒業・その他」、2年から3年は「中学在学」、4年は再び「高校卒業・その他」であった。「中学卒業」の構成比は、平成5年は50%を超えていたが、上昇・低下を繰り返しながら低下傾向にあり、令和4年は17.1%であった。一方、「高校在学」（同年17.8%）及び「高校卒業・その他」（同年10.1%）は、平成5年以降上昇・低下を繰り返しながら上昇傾向にある。

ただし、少年院入院者の教育程度については、あくまでも非行時点での最終学歴又は就学状況を示しており、少年院送致された際の年齢に大きく左右されることや、少年院出院後に、更に上の学校に進学する場合もあり得ることに留意する必要がある。

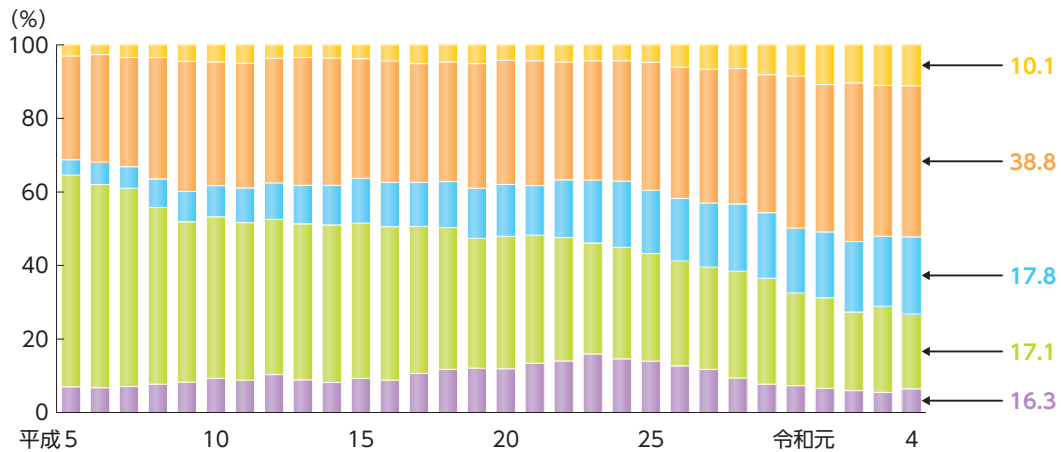
7-4-3-2 図 少年院入院者 教育程度別構成比の推移 (男女別)

(平成5年～令和4年)

① 男子



② 女子



中学在学
 中学卒業
 高校在学
 高校中退
 高校卒業・その他

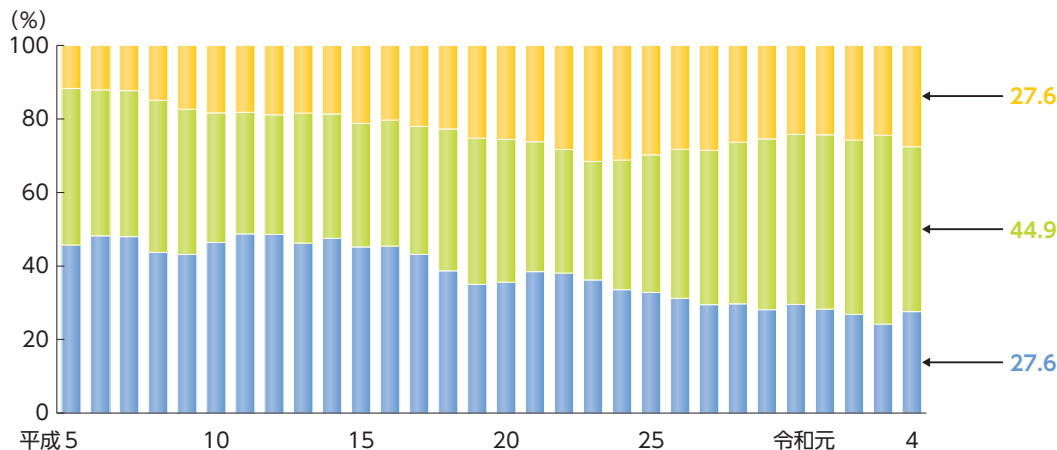
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 矯正統計年報、少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。
 3 教育程度は、非行時における最終学歴又は就学状況である。
 4 「その他」は、高等専門学校在学・中退・卒業、大学（短期大学を含む。）在学・中退、専修学校（平成27年以降に限る。）在学・中退・卒業等である。

7-4-3-3図は、少年院入院者の就学・就労状況別構成比の推移（最近30年間）を男女別に見たものである。男子では、構成比が最も高かったのは、平成5年以降18年まで及び21年から23年まで「無職」、19年、20年及び24年から令和4年まで「有職」であり、最も低かったのは、平成5年以降令和2年まで「学生・生徒」、3年は「無職」であったが、4年は「無職」と「学生・生徒」が同じ構成比であった。「無職」の構成比は低下傾向にあり、平成24年には「無職」（33.6%）、「有職」（35.2%）及び「学生・生徒」（31.2%）がほぼ同じ構成比になった。同年以降は「有職」の構成比が最も高いまま推移し、令和4年は44.9%であった。女子では、構成比が最も高かったのは、平成5年以降24年まで及び26年から令和4年まで「無職」、平成25年は「無職」と「学生・生徒」が同じ構成比であり、最も低かったのは、5年及び6年は「学生・生徒」、7年以降令和4年まで「有職」であった。「無職」の構成比は、平成8年（65.2%）をピークに低下傾向にあり、令和4年は39.5%であった。

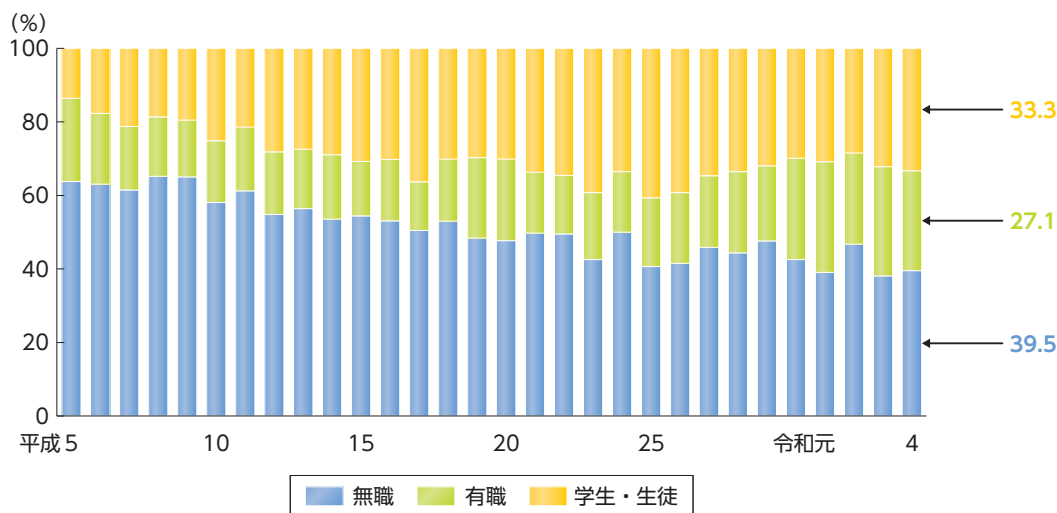
7-4-3-3図 少年院入院者 就学・就労状況別構成比の推移（男女別）

（平成5年～令和4年）

① 男子



② 女子



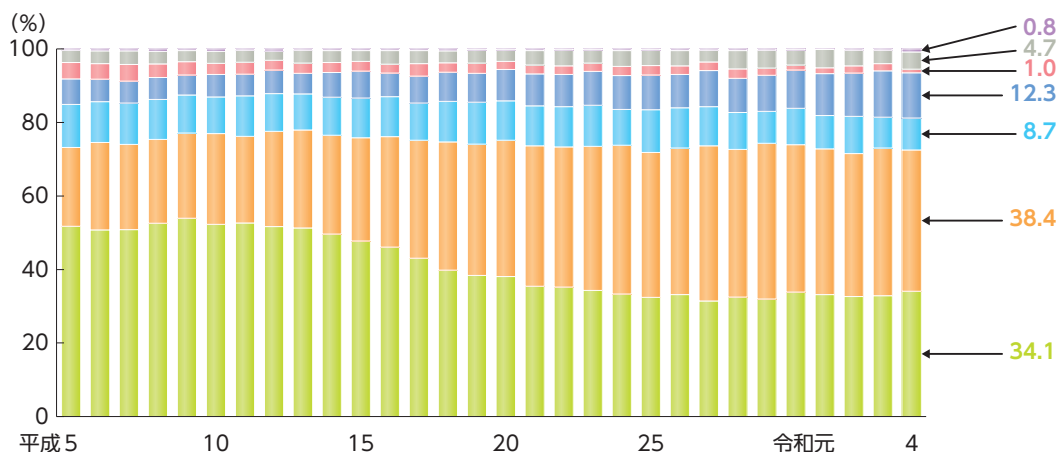
注 1 矯正統計年報及び少年矯正統計年報による。
 2 就学・就労状況は、非行時による。
 3 就学・就労状況が不詳の者を除く。

7-4-3-4図は、少年院入院者の保護者状況別構成比の推移（最近30年間）を男女別に見たものである。男子では、構成比が最も高かったのは、平成5年以降20年まで「実父母」、21年から令和4年まで「実母」であり、最も低かったのは、平成5年以降令和4年まで「保護者なし」であった。「実父母」の構成比は、平成9年の54.0%をピークに低下傾向にあり、令和4年は34.1%であった。女子では、構成比が最も高かったのは、平成5年以降14年まで「実父母」、15年から令和4年まで「実母」であり、最も低かったのは、平成5年以降令和4年まで「保護者なし」であった。「実父母」の構成比は、平成5年及び8年の47.0%をピークに低下傾向にあり、令和4年は23.3%であった。

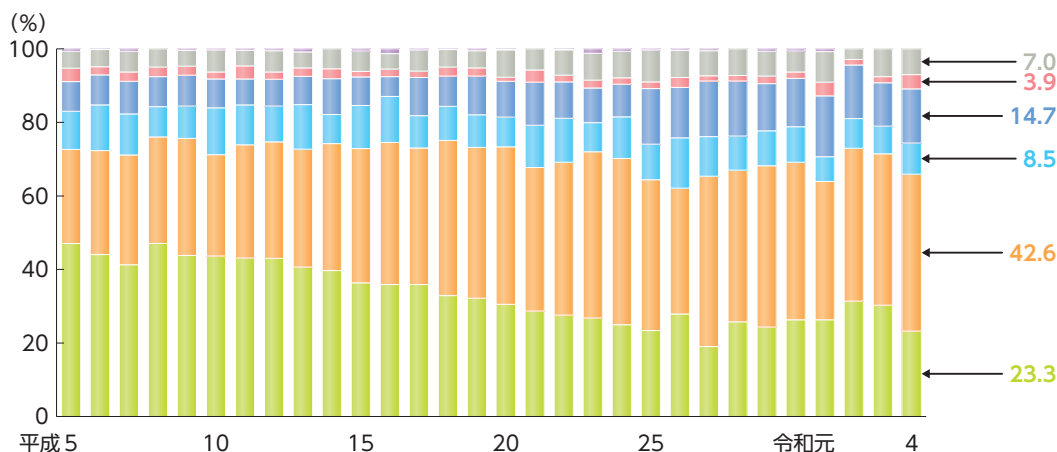
7-4-3-4図 少年院入院者 保護者状況別構成比の推移（男女別）

(平成5年～令和4年)

① 男子



② 女子



■ 実父母
 ■ 実母
 ■ 実父
 ■ 養父実母
 ■ 実父義母
 ■ その他
 ■ 保護者なし

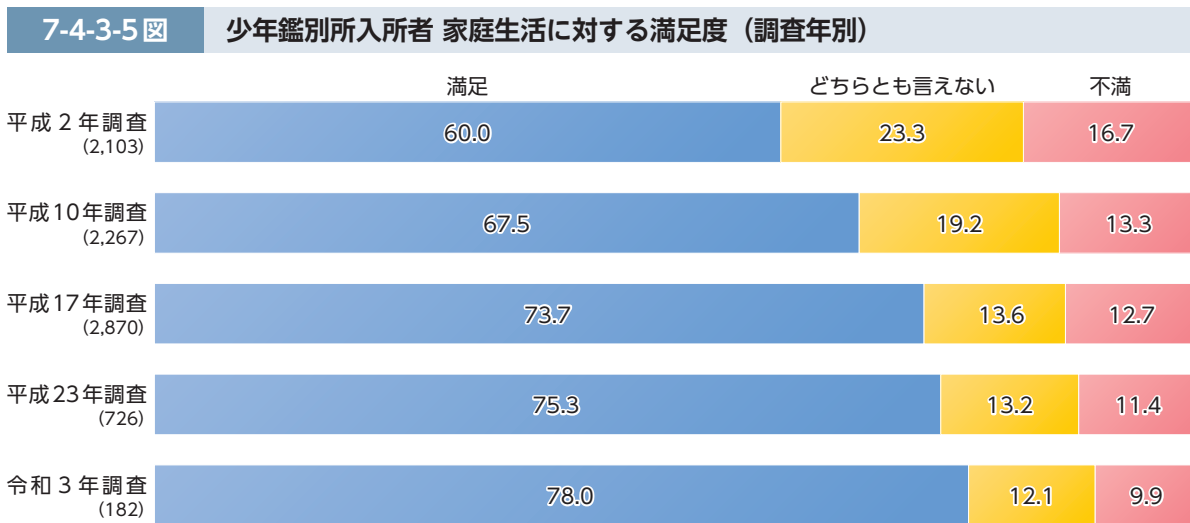
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 矯正統計年報、少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。
 3 保護者状況は、非行時による。
 4 「その他」は、養父（母）等である。
 5 本図を見るに当たっては、社会一般における夫婦と未婚の子のみの世帯やひとり親と未婚の子のみの世帯の数及びこれらの世帯が全世帯に占める割合の推移等に留意が必要である。

2 少年鑑別所入所者の意識の変化

この項では、少年の意識の変化について、その一例として、一部令和4年版犯罪白書（第8編第4章第5節）からの再掲となるが、少年鑑別所入所者を対象とした調査の結果のうち、特徴的な傾向について紹介する。

ただし、あくまでも（審判を目前に控えた）少年鑑別所入所中の少年の主観による回答であることに留意する必要がある。

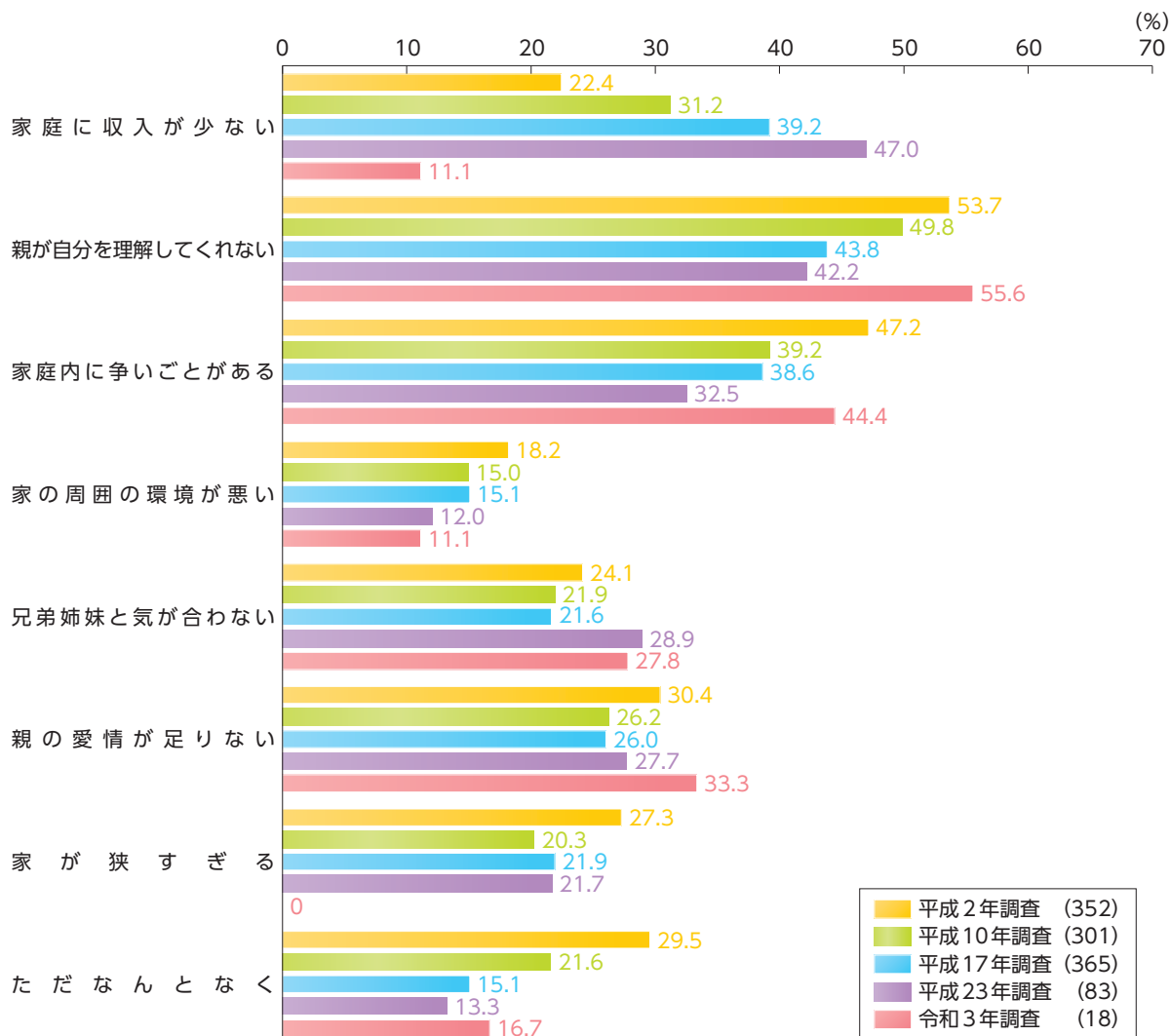
家庭生活に対する満足度を調査年別（平成2年調査、10年調査、17年調査、23年調査及び令和3年調査の別。以下この項において同じ。）に見ると、7-4-3-5図のとおりである。「満足」の構成比は、平成10年調査以降一貫して上昇しており、令和3年調査では、8割近くに達した。「どちらとも言えない」及び「不満」の構成比は、いずれも一貫して低下している。



- 注 1 令和4年版犯罪白書第8編第4章第5節からの再掲である。
2 家庭生活に対する満足度が不詳の者を除く。
3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。
4 ()内は、実人員である。

7-4-3-6図は、家庭生活を「不満」とする者の理由についての該当率（重複計上による。）を調査年別に見たものである。「家庭に収入が少ない」の該当率は、平成10年調査以降上昇し、23年調査では、47.0%であったが、令和3年調査では、11.1%に低下した。一方、「親が自分を理解してくれない」は、平成10年調査以降低下し続け、23年調査では、42.2%であったが、令和3年調査では、55.6%に上昇した。

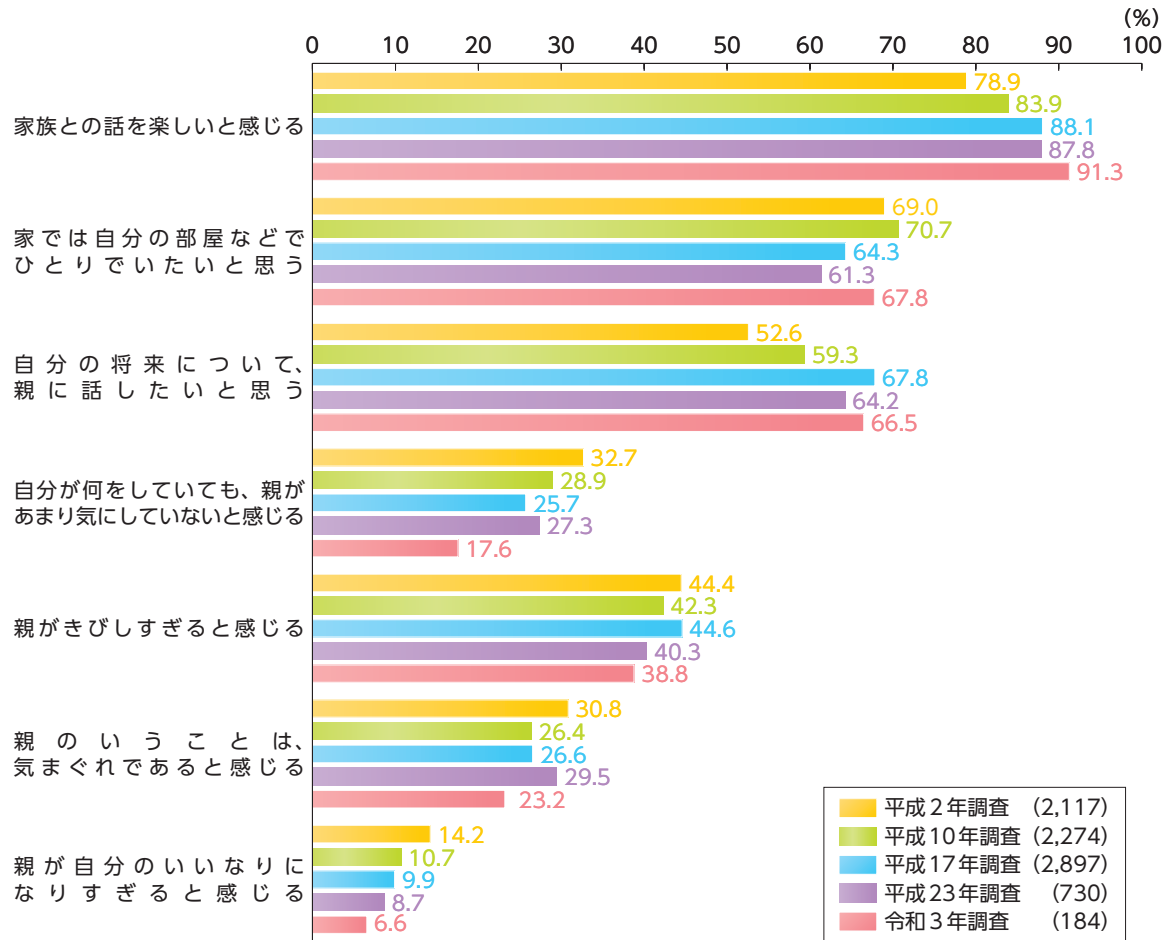
7-4-3-6図 少年鑑別所入所者 家庭生活に対する不満の理由（調査年別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 家庭生活について「不満」（「不満」又は「やや不満」と回答した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 凡例の（ ）内は、調査年別の実人員である。
 4 他の調査年との比較が困難なものは、除外した。

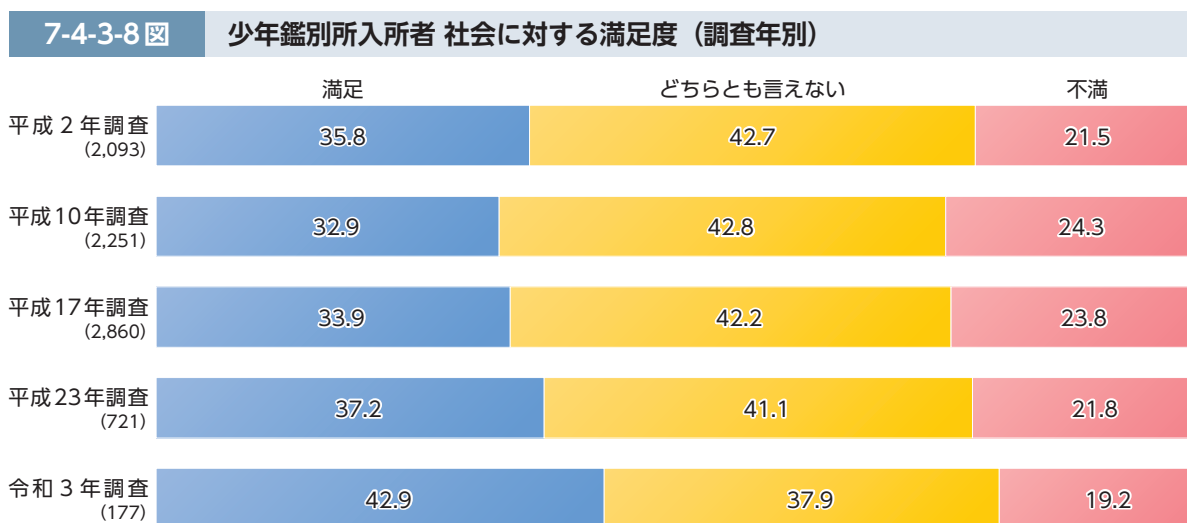
7-4-3-7図は、家族との関係に関する各項目について、「ある」（「よくある」又は「ときどきある」）と回答した者の該当率を調査年別に見たものである。「家族との話を楽しいと感じる」の該当率は、令和3年調査が最も高く、91.3%であった。一方、「自分が何をしても、親があまり気にしていないと感じる」、「親がきびしすぎると感じる」、「親のいうことは、気まぐれであると感じる」及び「親が自分のいいなりになりすぎると感じる」の該当率は、同調査が最も低かった。

7-4-3-7図 少年鑑別所入所者 家族との関係（調査年別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 家族との関係の各項目が不詳の者を除く。
 3 各項目について、「よくある」又は「ときどきある」に該当した者の比率である。
 4 凡例の（ ）内は、調査年別の実人員である。

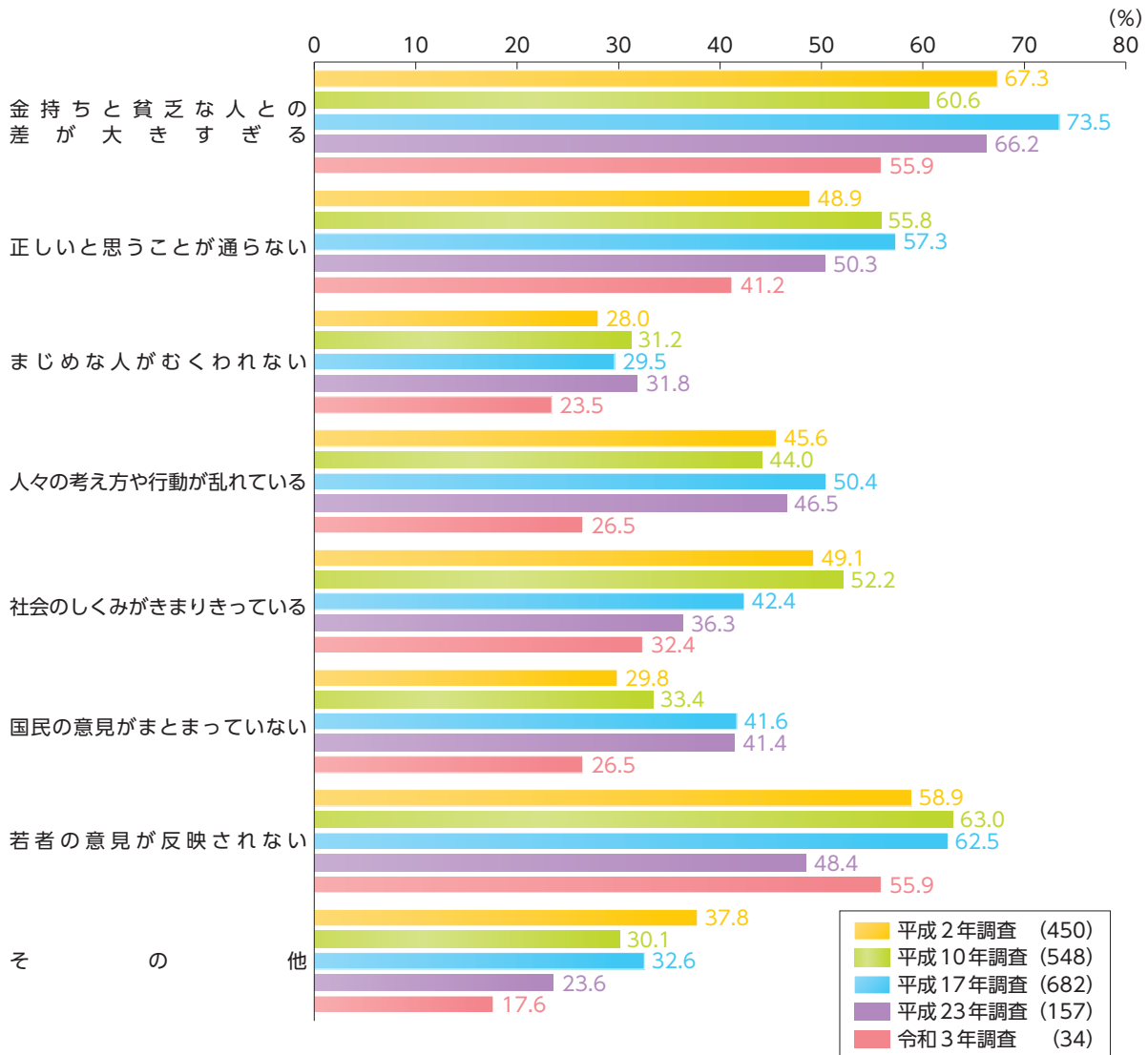
社会に対する満足度を調査年別に見ると、7-4-3-8図のとおりである。平成10年調査では、「満足」の構成比が低下し、「どちらとも言えない」及び「不満」の構成比がいずれも上昇したが、その後の調査においては、「満足」の構成比が一貫して上昇しており（令和3年調査では42.9%）、「どちらとも言えない」及び「不満」の構成比がいずれも一貫して低下している。



- 注 1 令和4年版犯罪白書第8編第4章第5節からの再掲である。
 2 社会に対する満足度が不詳の者を除く。
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

7-4-3-9図は、社会を「不満」とする者の理由についての該当率（重複計上による。）を調査年別に見たものである。令和3年調査では、「金持ちと貧乏な人との差が大きすぎる」及び「若者の意見が反映されない」の該当率（それぞれ55.9%）が最も高かったが、平成23年調査と比べると、「若者の意見が反映されない」を除く全ての項目で該当率が低下した。

7-4-3-9図 少年鑑別所入所者 社会に対する不満の理由（調査年別）



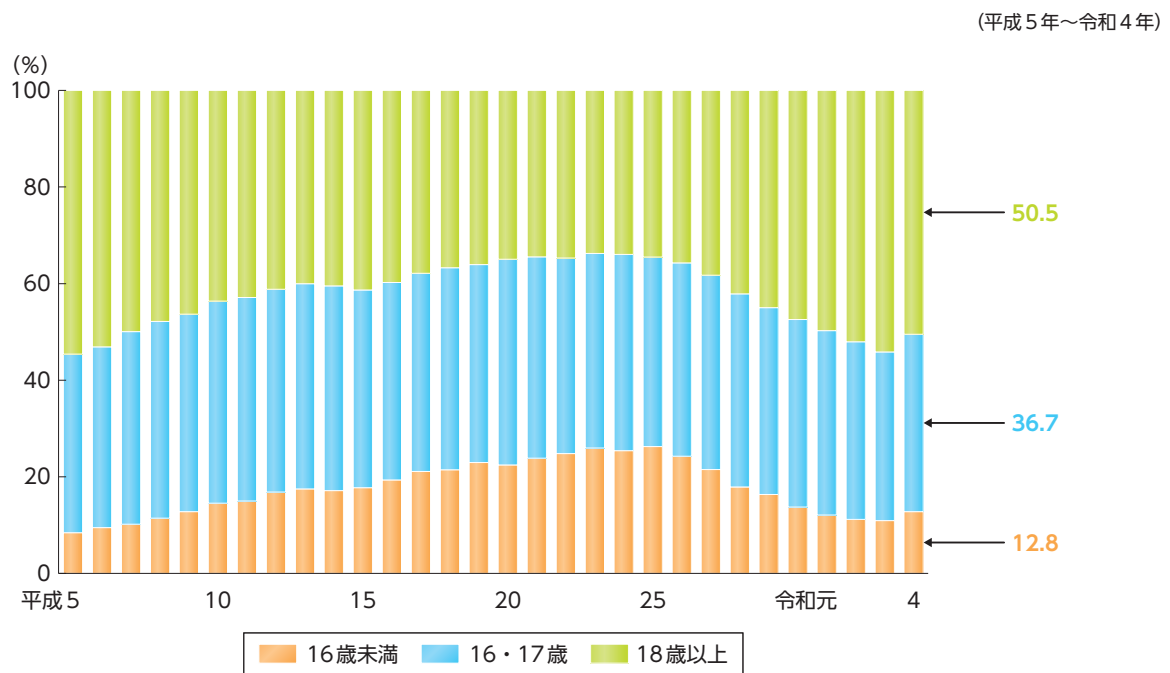
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 社会について「不満」（「不満」又は「やや不満」）と回答した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 ()内は、調査年別の実人員である。

第4節 保護観察

保護観察処分少年（交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。以下この節において同じ。）について、保護観察開始人員の年齢層別構成比の推移（最近30年間）を見ると、7-4-4-1図のとおりである。平成5年に54.6%であった18歳以上の構成比は、23年（33.8%）まで低下傾向にあったが、その後上昇し続け、令和4年は低下したものの、50.5%であった。一方、平成5年に8.4%であった16歳未満の構成比は、25年（26.3%）まで上昇傾向にあったが、その後低下し続け、令和4年は上昇したものの、12.8%であった。

なお、少年の保護観察開始人員の推移（最近50年間）については、第3編第2章第5節2項参照。

7-4-4-1図 保護観察処分少年 保護観察開始人員の年齢層別構成比の推移

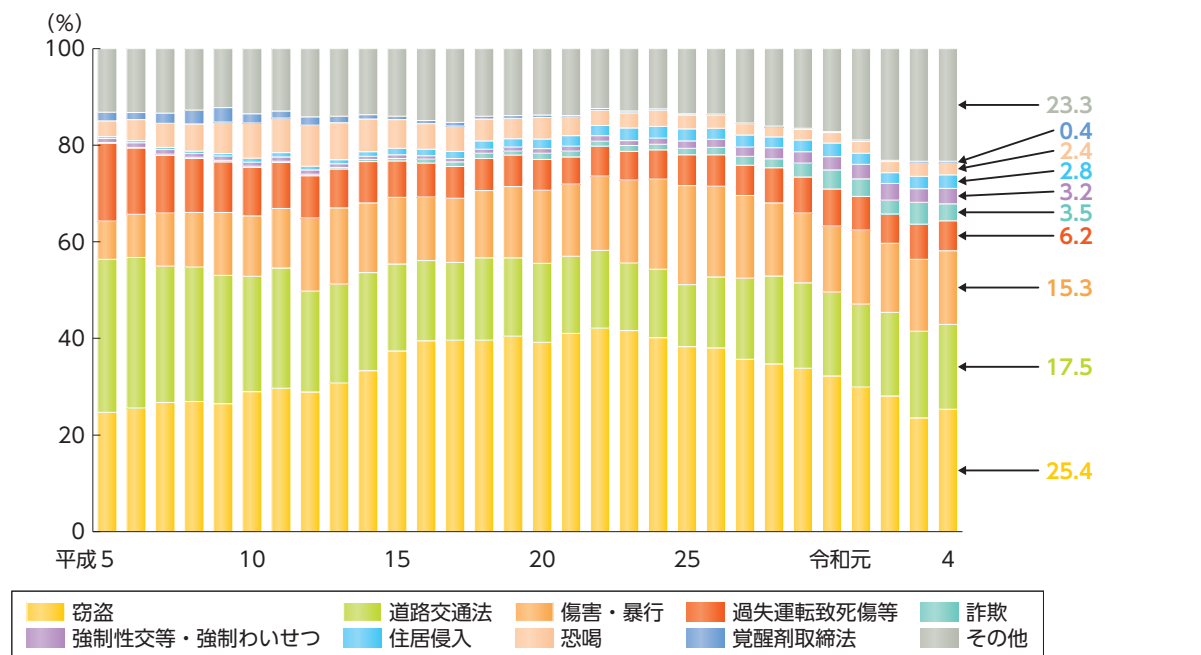


- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。なお、「18歳以上」には、20歳以上の者を含む。
 3 交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。

保護観察処分少年について、保護観察開始人員の非行名別構成比の推移（最近30年間）を見ると、7-4-4-2図のとおりである。平成9年までは、道路交通法違反の構成比が最も高く、10年から令和4年までは、窃盗の構成比が最も高かった。道路交通法違反の構成比は、平成25年（12.9%）まで低下傾向にあったものの、その後上昇し、29年以降17%台で推移している。窃盗の構成比は、22年（42.2%）まで上昇傾向にあったものの、その後低下傾向にあり、令和4年は25.4%であった。また、構成比としては低い水準にあるものの、平成5年と比較して最も増加率が高かったのは、詐欺であり、同年に0.2%であったところ、令和4年は3.5%であった。

7-4-4-2図 保護観察処分少年 保護観察開始人員の非行名別構成比の推移

(平成5年～令和4年)



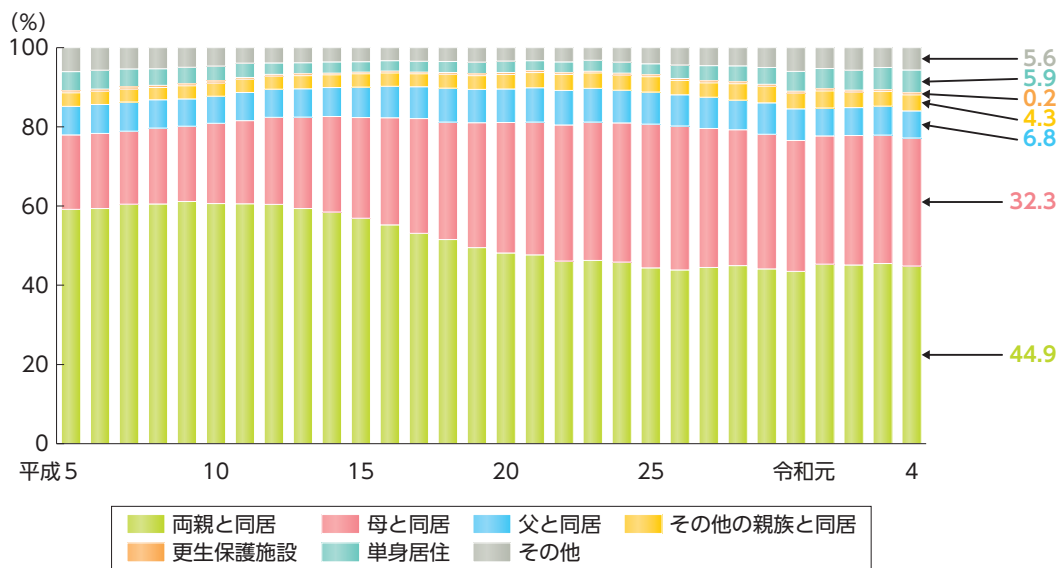
注 1 保護統計年報による。
 2 交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 3 「過失運転致死傷等」は、業務上（重）過失致死傷を含む。

保護観察処分少年について、保護観察開始人員の居住状況別構成比の推移（最近30年間）を見ると、7-4-4-3図のとおりである。平成14年までは「両親と同居」の構成比が60%前後であったが、19年には50%を下回り、令和4年は44.9%であった。一方、「母と同居」の構成比は、平成9年までは10%台後半で推移していたが、翌年から26年（36.3%）まで上昇し続け、その後若干低下したものの、近年は30%台前半で推移している。

7-4-4-3 図

保護観察処分少年 保護観察開始人員の居住状況別構成比の推移

(平成5年～令和4年)



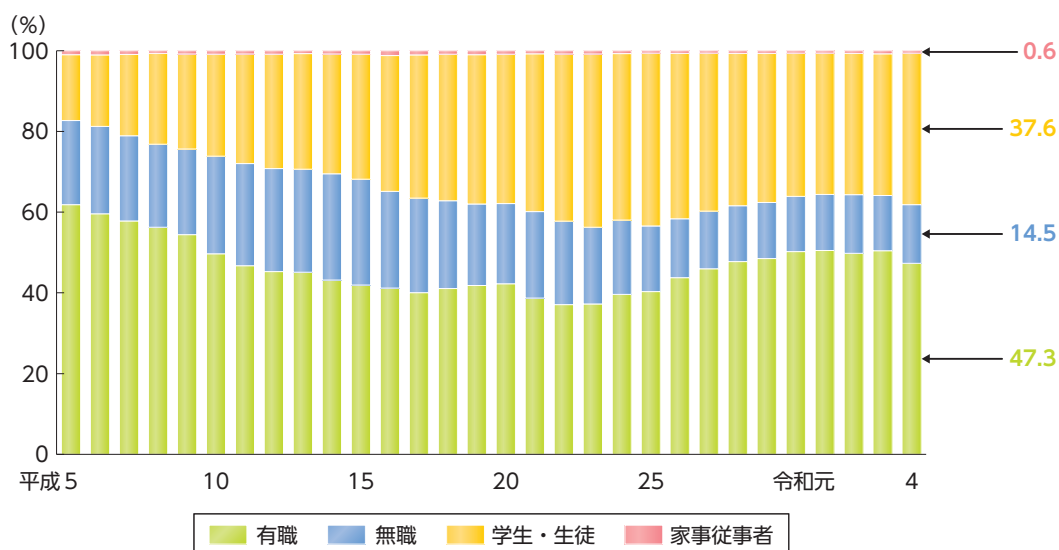
- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察開始時の居住状況による。
 3 交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 4 「その他の親族と同居」は、配偶者（内縁関係にある者を含む。以下同じ。）と同居を含まない。
 5 「その他」は、配偶者と同居、雇住宅等である。
 6 居住状況が不詳の者を除く。
 7 本図を見るに当たっては、社会一般における夫婦と未婚の子のみの世帯やひとり親と未婚の子のみの世帯の数及びこれらの世帯が全世界帯に占める割合の推移等に留意が必要である。

保護観察処分少年について、保護観察開始人員の就学・就労状況別構成比の推移（最近30年間）を見ると、7-4-4-4図のとおりである。平成21年～25年は学生・生徒の構成比が最も高く、それ以外の年は、有職の構成比が最も高かった。無職の構成比は、5年は20.9%であり、14年（26.3%）まで上昇傾向にあったが、その後低下傾向に転じ、近年は13～14%台で推移している。学生・生徒の構成比は、5年は16.3%であり、23年（42.9%）まで上昇し続けたが、近年は35～37%台で推移している。

7-4-4-4 図

保護観察処分少年 保護観察開始人員の就学・就労状況別構成比の推移

(平成5年～令和4年)



- 注 1 保護統計年報による。
 2 交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 3 保護観察開始時の就学・就労状況による。
 4 就学・就労状況が不詳の者を除く。

第5章 特別調査

前章までに、戦後の少年法制等の変遷、少年を取り巻く生育環境及び生活状況の変化、昨今の少年非行の動向等について概観した。

さらに、法務総合研究所では、非行少年の生育環境の実態を明らかにし、生育環境に困難を抱える非行少年への効果的な処遇・支援の方策の検討に資する基礎資料を提供することを目的として、非行少年の生育環境の実態に関する特別調査を実施し、その結果を分析した。

この章においては、同調査の内容及び明らかになった事項について紹介する。

第1節 調査の概要

特別調査の対象者は、以下のとおりであり、7-5-1-1表は、調査対象者の属性等を示したものである。

1 調査対象者及び調査方法

(1) 少年院在院者及びその保護者

少年については、男子は令和3年6月1日から同年9月30日までの間、女子は同年6月1日から同年11月30日までの間に、処遇の段階（第3編第2章第4節3項（2）参照）が1級にあった者を調査対象とした。さらに、それぞれの保護者（6親等以内の親族に限る。）にも調査への協力を依頼した。少年院を通じて、少年及び保護者にそれぞれ質問紙を配布し、少年については、単独室（一人用の居室）等で、保護者については、保護者会や面会等で来院した際などに、適宜の場所で回答を求めた。質問紙には、調査への協力が任意であり、協力の許諾の有無や回答内容によって不利益を被ることはないことを明示して、調査協力を同意が得られた者について無記名で実施し、その回答結果を分析した。

(2) 保護観察対象者及びその保護者

少年については、男子は令和3年6月1日から同月30日までの間、女子は同年6月1日から同年11月30日までの間に新たに保護観察を開始した保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者及び移送を除く。）を調査対象とした。さらに、それぞれの保護者（6親等以内の親族に限る。）にも調査への協力を依頼した。少年及び保護者が、保護観察開始時の手続を行うために、保護観察所を最初に訪れた際に、保護観察所を通じて、少年及び保護者にそれぞれ質問紙を配布し、記載内容がお互いの目に触れないよう、可能な限り別室とするなどの配慮をした上で回答を求めた。質問紙には、調査への協力が任意であり、協力の許諾の有無や回答内容によって不利益を被ることはないことを明示して、調査協力を同意が得られた者について無記名で実施し、その回答結果を分析した。

7-5-1-1 表 調査対象者の属性等

① 少年に対する調査

属性等			総数	少年院在院者	保護観察処分少年
総数			865 (100.0)	591 (100.0)	274 (100.0)
性別	男	子	678 (78.4)	526 (89.0)	152 (55.5)
	女	子	187 (21.6)	65 (11.0)	122 (44.5)
年齢	13	歳	2 (0.2)	1 (0.2)	1 (0.4)
	14	歳	25 (2.9)	20 (3.4)	5 (1.8)
	15	歳	50 (5.8)	33 (5.6)	17 (6.2)
	16	歳	107 (12.4)	72 (12.2)	35 (12.8)
	17	歳	175 (20.2)	133 (22.5)	42 (15.3)
	18	歳	195 (22.5)	141 (23.9)	54 (19.7)
	19	歳	311 (36.0)	191 (32.3)	120 (43.8)
保護処分歴	なし		450 (52.0)	215 (36.4)	235 (85.8)
	児童自立支援施設等送致		16 (1.8)	12 (2.0)	4 (1.5)
	保護観察		279 (32.3)	247 (41.8)	32 (11.7)
	少年院送致		120 (13.9)	117 (19.8)	3 (1.1)
就労・就学状況	有職	職	367 (43.3)	285 (49.0)	82 (30.8)
	学生	生徒	238 (28.1)	135 (23.2)	103 (38.7)
	その他	その他	243 (28.7)	162 (27.8)	81 (30.5)

② 保護者に対する調査

属性等			総数	少年院在院者	保護観察処分少年
総数			700 (100.0)	410 (100.0)	290 (100.0)
回答者の少年から見た続柄	父	親	132 (19.4)	69 (17.4)	63 (22.0)
	母	親	522 (76.5)	313 (79.0)	209 (73.1)
	義 (養)	父	6 (0.9)	2 (0.5)	4 (1.4)
	義 (養)	母	3 (0.4)	2 (0.5)	1 (0.3)
	祖父	母	15 (2.2)	7 (1.8)	8 (2.8)
	その他の親族		4 (0.6)	3 (0.8)	1 (0.3)
婚姻状況	結婚している		373 (55.8)	198 (51.4)	175 (61.8)
	離婚		265 (39.7)	170 (44.2)	95 (33.6)
	死別		13 (1.9)	8 (2.1)	5 (1.8)
	未婚		17 (2.5)	9 (2.3)	8 (2.8)
同居者の平均人数			4.1	4.1	4.1

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各属性等が不詳の者を除く。ただし、総数にはそれぞれ不詳の者を含む。
 3 「年齢」は、少年院入院時又は保護観察開始時の年齢による。
 4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設送致・児童養護施設送致である。
 5 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。
 6 「就労・就学状況」は調査時による（少年院在院者は少年院入院前）。「有職」は、職業訓練生・見習の者を含み、「その他」は、専業主婦又は主夫、家事手伝い（家族の育児・介護を含む）及び就職活動中を含む。
 7 「婚姻状況」は調査時による。「結婚している」は、再婚及び事実婚を含む。
 8 「同居者の平均人数」は調査時による。保護者、少年本人、単身赴任の者を含む。
 9 () 内は、総数又は調査対象者の身分別の人員における構成比である。

2 調査の内容

今回の特別調査では、2種類の調査票を使用した。一つは、少年院在院者及び保護観察処分少年に対する調査（以下「少年に対する調査」という。）のために使用したものであり、もう一つは、少年院在院者及び保護観察処分少年の保護者に対する調査（以下「保護者に対する調査」という。）のために使用したものである。2種類の調査票は、それぞれ、法務総合研究所が作成した、少年に対しては合計28問、保護者に対しては合計31問から成る自記式の質問紙（「生活環境と意識に関する調査」）であり、調査の内容は、養育の状況、世帯状況、経済状況、日常の生活状況、就学・就労の状況、周囲との関わり・社会とのつながり等に関するものであった。

なお、少年院入院時又は保護観察開始時の年齢、性別、保護処分歴等の情報については、別途、把握している統計情報に基づき抽出し、符号化を経た上で使用した。

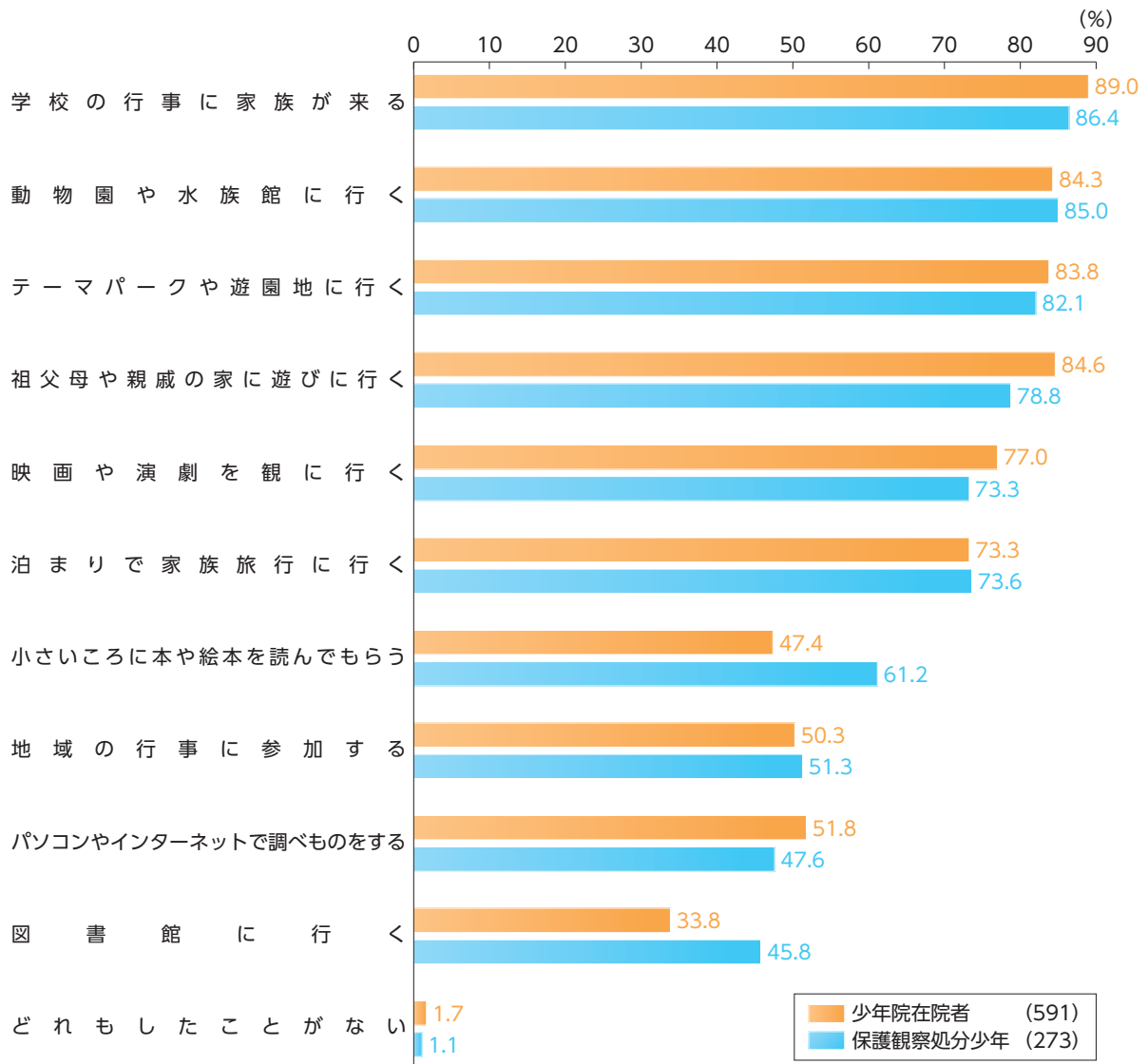
第2節 特別調査の結果から見た非行少年の状況

この節では、特別調査のうち、少年に対する調査の結果から、少年院在院者と保護観察処分少年との比較を行うとともに、世間一般の少年を対象として他機関等が実施した調査の結果を踏まえ、一般の少年と違いが見られた事項についても紹介し、非行少年（少年院在院者及び保護観察処分少年）の状況を明らかにする。

1 養育の状況

7-5-2-1 図は、家族としたことがある経験（重複計上による。以下この章において同じ。）について見たものである。少年院在院者、保護観察処分少年共に、「学校の行事に家族が来る」（それぞれ89.0%、86.4%）の該当率が最も高く、次いで、少年院在院者では、「祖父母や親戚の家に遊びに行く」（84.6%）、「動物園や水族館に行く」（84.3%）の順に、保護観察処分少年では、「動物園や水族館に行く」（85.0%）、「テーマパークや遊園地に行く」（82.1%）の順に、それぞれ高かった。

7-5-2-1 図 少年に対する調査 家族としたことがある経験



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 家族としたことがある経験が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ()内は、区分別の実人員である。

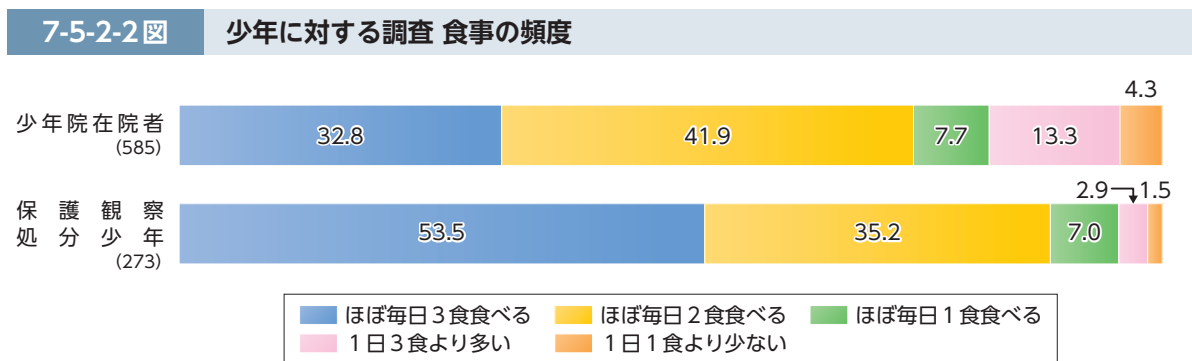
和歌山県が実施した調査によれば、家庭における文化的な活動や体験について尋ねた項目の中学2年生の結果では、「学校の行事に家族が来る」の該当率が78.6%、「動物園や水族館に行く」が76.5%であり、少年院在院者、保護観察処分少年共に、一般の少年よりも該当率が高かった。一方、同結果では、「小さいころに絵本を読んでもらう」の該当率が73.2%、「パソコンやインターネットで調べものをする」が71.8%、「図書館に行く」が64.9%であり、いずれも少年院在院者、保護観察処分少年共に、一般の少年よりも該当率が低かった（和歌山県「子供の生活実態調査結果報告書」（平成31年3月）による。）。対象者の年齢層等が異なることには留意を要するが、一般の少年と比較すると、少年院在院者及び保護観察処分少年において、家族との外出等のイベントの経験は多い一方、読書や調べもの等の経験は少ないことがうかがえた。

2 日常の生活状況

(1) 食事の頻度

7-5-2-2 図は、平日（学校や仕事に行く日。以下この章において同じ。）の食事の頻度について見

たものである。少年院在院者では、「ほぼ毎日2食食べる」(41.9%)の構成比が最も高く、次いで、「ほぼ毎日3食食べる」(32.8%)、「1日3食より多い」(13.3%)の順に高かったのに対し、保護観察処分少年では、「ほぼ毎日3食食べる」(53.5%)の構成比が最も高く、次いで、「ほぼ毎日2食食べる」(35.2%)、「ほぼ毎日1食食べる」(7.0%)の順に高かった。

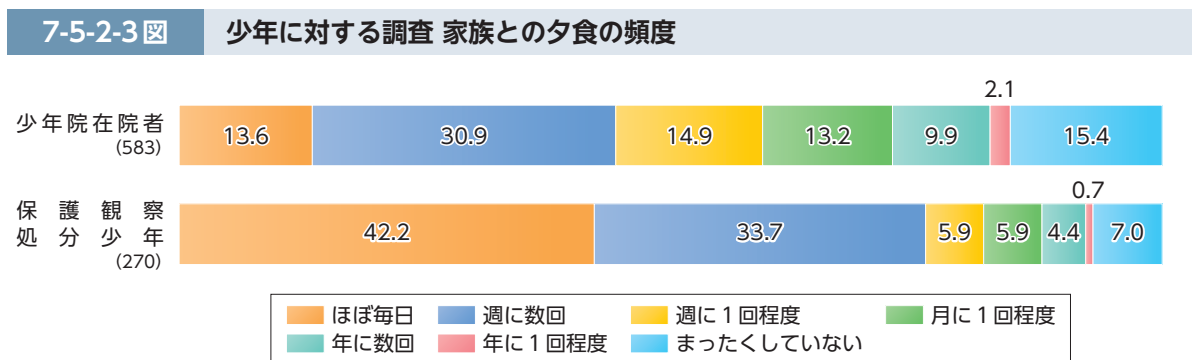


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 食事の頻度が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

東京都が実施した調査によれば、平日の食事の頻度を尋ねた項目（「ほぼ毎日3食食べる」、「ほぼ毎日2食食べる」及び「ほぼ毎日1食食べる」から選択）の16・17歳の結果では、「ほぼ毎日3食食べる」の構成比が86.1%であり、少年院在院者、保護観察処分少年共に、一般の少年よりも構成比が低かった。一方、同結果では、「ほぼ毎日2食食べる」の構成比が12.5%、「ほぼ毎日1食食べる」の構成比が0.7%であり、いずれも少年院在院者、保護観察処分少年共に、一般の少年よりも構成比が高かった（東京都「子供の生活実態調査」(平成28年度)による。）。回答の選択肢が異なることには留意を要するが、一般の少年と比較すると、少年院在院者及び保護観察処分少年において、1日3食の規則正しい食生活を送っている者は少ないことがうかがえた。

(2) 家族との夕食の頻度

7-5-2-3図は、過去1年間に家族と一緒に夕食を食べた頻度（少年院在院者は、少年院に来る前の1年間における頻度。以下この章において同じ。）について見たものである。少年院在院者では、「週に数回」(30.9%)の構成比が最も高く、次いで、「まったくしていない」(15.4%)、「週に1回程度」(14.9%)の順に高かったのに対し、保護観察処分少年では、「ほぼ毎日」(42.2%)の構成比が最も高く、次いで、「週に数回」(33.7%)、「まったくしていない」(7.0%)の順に高かった。



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 家族との夕食の頻度が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

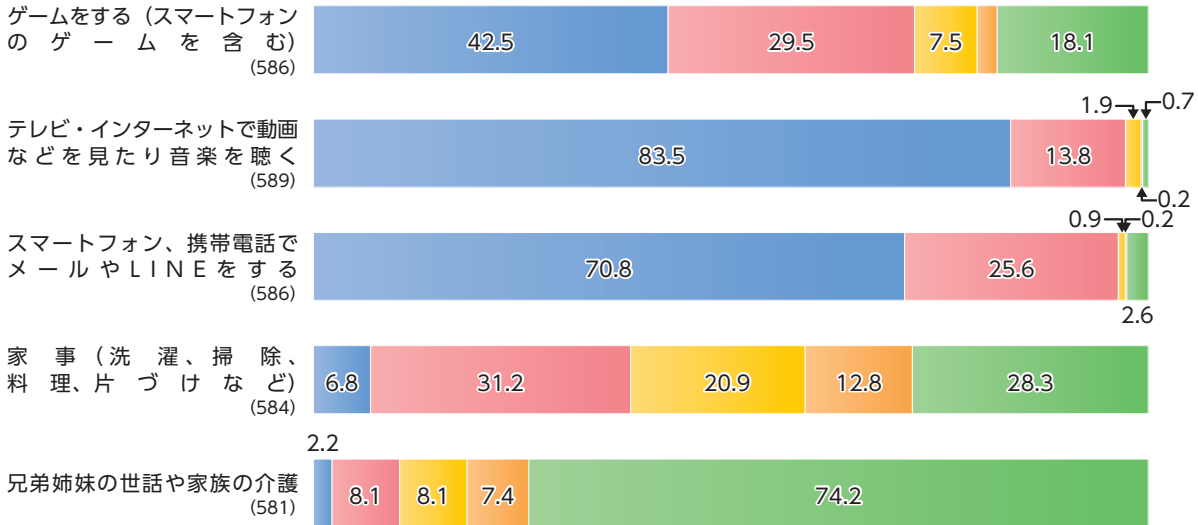
法務総合研究所が実施した調査研究において、全国の満16歳以上22歳以下の者に対し、家族と一緒に夕食を食べた頻度について尋ねた項目（「ほぼ毎日」、「週1～数回」及び「月1回以下」から選択）の結果では、「ほぼ毎日」の構成比が58.0%であり、少年院在院者、保護観察処分少年共に、一般の少年よりも構成比が低かった。一方、同結果では、「週1～数回」の構成比が30.6%であり、少年院在院者、保護観察処分少年の「週に1回程度」及び「週に数回」を合計した構成比と比較すると、少年院在院者（45.8%）、保護観察処分少年（39.6%）共に、一般の少年よりも構成比が高かった（法務総合研究所研究部報告58参照）。対象者の年齢層や回答の選択肢が異なることには留意を要するが、一般の少年等と比較すると、少年院在院者及び保護観察処分少年において、家族と一緒に夕食をとる機会が少ないことがうかがえた。

（3）日常の過ごし方

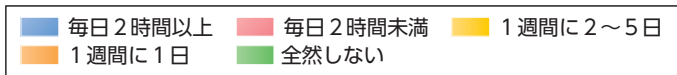
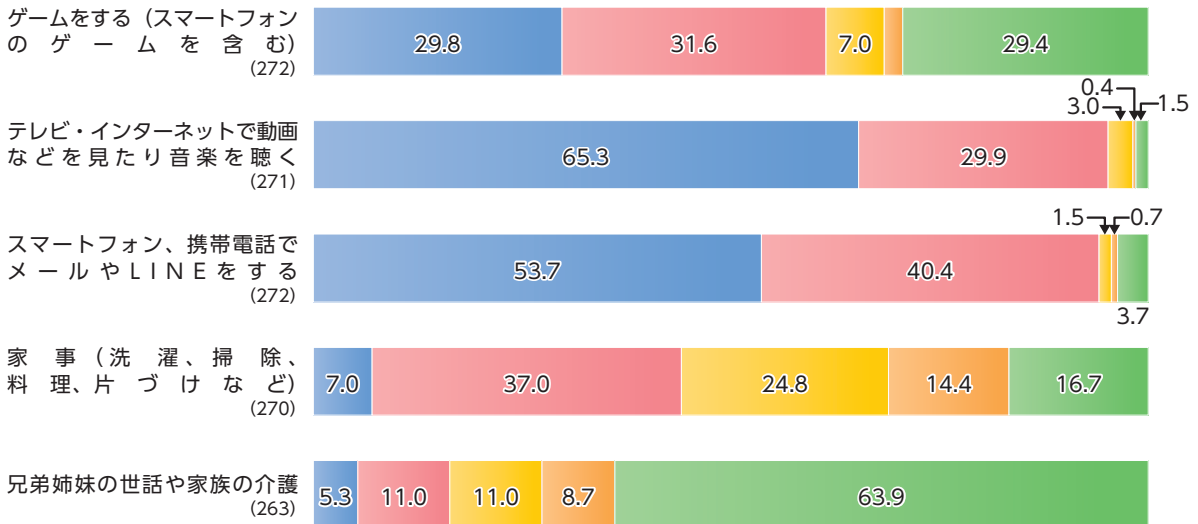
7-5-2-4図は、日常の過ごし方について見たものである。少年院在院者では、「ゲームをする」（スマートフォンのゲームも含む。以下この章において同じ。）、「テレビ・インターネットで動画などを見たり音楽を聴く」及び「スマートフォン、携帯電話でメールやLINEをする」は「毎日2時間以上」（それぞれ42.5%、83.5%、70.8%）の構成比が最も高く、「家事」（洗濯、掃除、料理、片づけなど。以下この章において同じ。）は「毎日2時間未満」（「毎日1～2時間」及び「毎日1時間以下」を合計した構成比。以下この項において同じ。）（31.2%）の構成比が最も高く、「兄弟姉妹の世話や家族の介護」は「全然しない」（74.2%）の構成比が最も高かった。保護観察処分少年では、「ゲームをする」及び「家事」は「毎日2時間未満」（それぞれ31.6%、37.0%）の構成比が最も高く、「テレビ・インターネットで動画などを見たり音楽を聴く」及び「スマートフォン、携帯電話でメールやLINEをする」は「毎日2時間以上」（それぞれ65.3%、53.7%）の構成比が最も高く、「兄弟姉妹の世話や家族の介護」は「全然しない」（63.9%）の構成比が最も高かった。少年院在院者と保護観察処分少年を比較すると、「ゲームをする」、「テレビ・インターネットで動画などを見たり音楽を聴く」及び「スマートフォン、携帯電話でメールやLINEをする」において、少年院在院者の方が保護観察処分少年よりもこれらの活動に充てている時間が長かった。

7-5-2-4図 少年に対する調査 日常の過ごし方

① 少年院在院者



② 保護観察処分少年



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目について、日常の過ごし方が不詳の者を除く。
 3 「毎日2時間未満」は、「毎日1～2時間」及び「毎日1時間以下」を合計した構成比であり、「1週間に2～5日」は、「1週間に4～5日」及び「1週間に2～3日」を合計した構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

東京都が実施した調査によれば、ふだんの活動について尋ねた項目の16・17歳の結果では、「ゲーム機で遊ぶ」の「毎日2時間以上」の構成比が15.5%、「テレビ・インターネットを見る」の「毎日2時間以上」の構成比が48.2%であり、少年院在院者、保護観察処分少年共に、一般の少年よりも構成比が高かった。また、同結果では、「兄弟姉妹の世話や祖父母の介護」の「ぜんぜんしない」の構成比が82.6%、「家事」の「ぜんぜんしない」の構成比が33.3%であり、少年院在院者、保護観察処分少年共に、一般の少年よりも構成比が低かった(東京都「子供の生活実態調査」(平成28年度)による)。

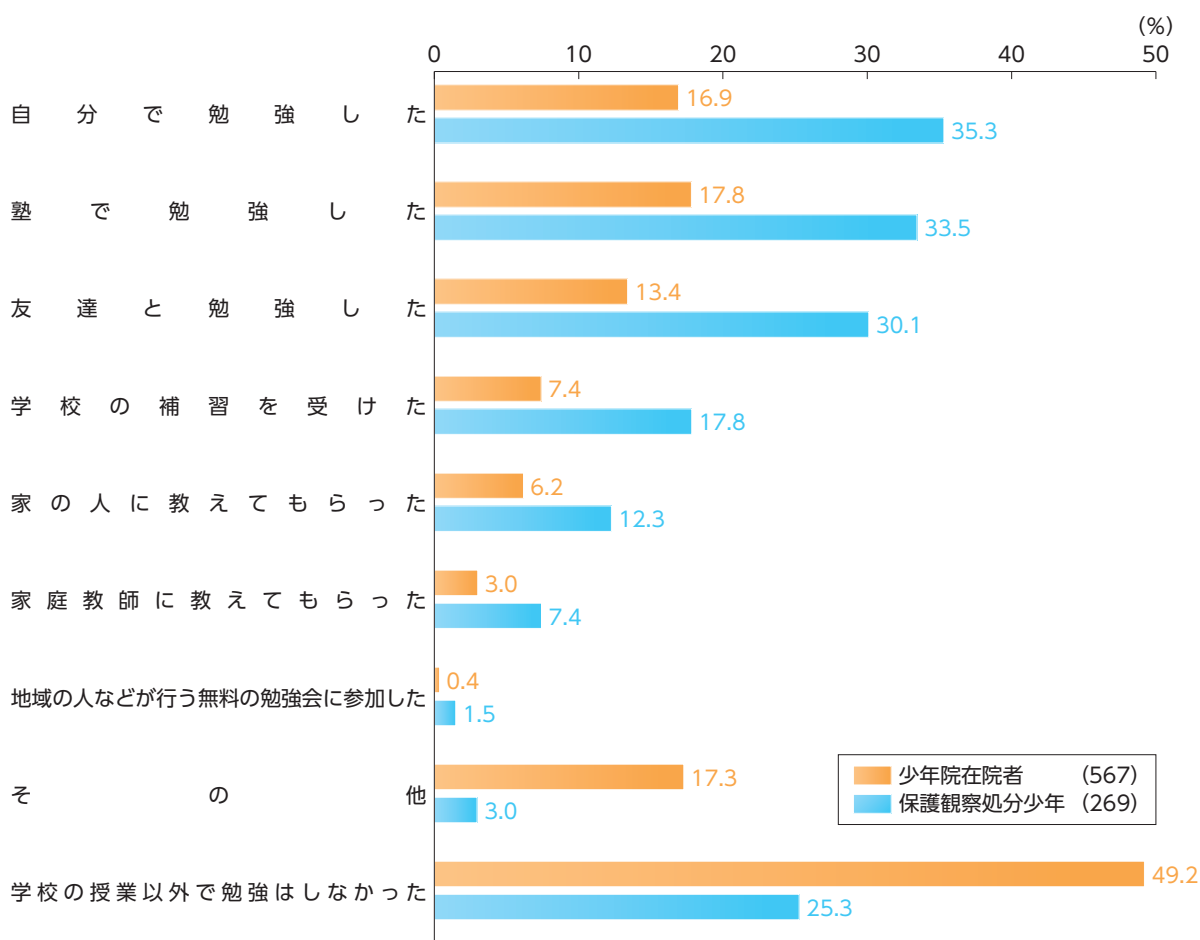
質問項目の文言がやや異なることに留意が必要であるが、一般の少年と比較すると、少年院在院者及び保護観察処分少年において、ゲーム、テレビ、インターネット等に充てている時間が長いほか、家事に充てている時間及び家族の世話・介護に充てている時間も長いことがうかがえた。

3 就学、就労の状況

(1) 中学2年の頃の勉強の仕方

7-5-2-5図は、中学2年の頃の勉強の仕方（重複計上による。以下この章において同じ。）について見たものである。少年院在院者では、「学校の授業以外で勉強はしなかった」（49.2%）の該当率が最も高く、次いで、「塾で勉強した」（17.8%）、「その他」（17.3%）の順に高かった。保護観察処分少年では、「自分で勉強した」（35.3%）の該当率が最も高く、次いで、「塾で勉強した」（33.5%）、「友達と勉強した」（30.1%）の順に高かった。

7-5-2-5図 少年に対する調査 中学2年の頃の勉強の仕方



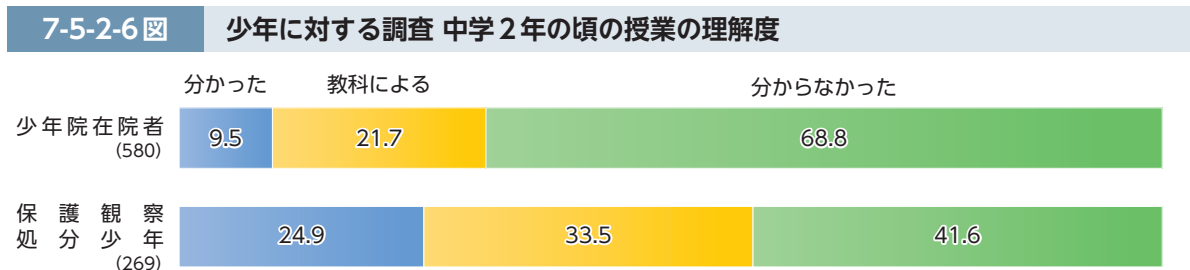
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 中学2年の頃の勉強の仕方が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ()内は、区分別の実人員である。

内閣府が実施した調査によれば、中学2年生を対象として、ふだん学校の授業以外で、どのように勉強しているかについて尋ねた項目の結果では、「自分で勉強する」の該当率が76.7%、「塾で勉強する」の該当率が47.2%、「家の人に教えてもらう」の該当率が24.4%であり、いずれも少年院在院者、保護観察処分少年共に、一般の少年よりも該当率が低かった。一方、同結果では、「学校の授業以外で勉強はしない」及び「学校の補習を受ける」の該当率がいずれも4.9%であり、少年院在院者、保護観察処分少年共に、一般の少年よりも該当率が高かったほか、同結果では、「その他」の該当率が4.9%であり、少年院在院者が一般の少年よりも該当率が高かった（内閣府政策統括官「子供の生活状況調査の分析報告書」（令和3年12月）による。）。同結果が中学2年生を対象として調査したものであるのに対し、特別調査が中学2年生の頃について回顧的に調査したものである点には留意を要

するが、一般の少年と比較すると、少年院在院者及び保護観察処分少年において、学校の授業以外での学習への取組は少ないことがうかがえた。

(2) 中学2年の頃の授業の理解度

7-5-2-6図は、中学2年の頃の授業の理解度について見たものである。少年院在院者、保護観察処分少年共に、「分からなかった」（「わからないことが多かった」及び「ほとんどわからなかった」の合計。以下この章において同じ。）（それぞれ68.8%、41.6%）の構成比が最も高く、次いで、「教科による」（同21.7%、33.5%）、「分かった」（「いつもわかった」及び「だいたいわかった」の合計。以下この章において同じ。）（同9.5%、24.9%）の順であった。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 中学2年の頃の授業の理解度が不詳の者を除く。
 3 「分かった」は、「いつもわかった」及び「だいたいわかった」を合計した構成比であり、「教科による」は、「教科によってはわからないことがあった」であり、「分からなかった」は、「わからないことが多かった」及び「ほとんどわからなかった」を合計した構成比である。
 4 () 内は、実人員である。

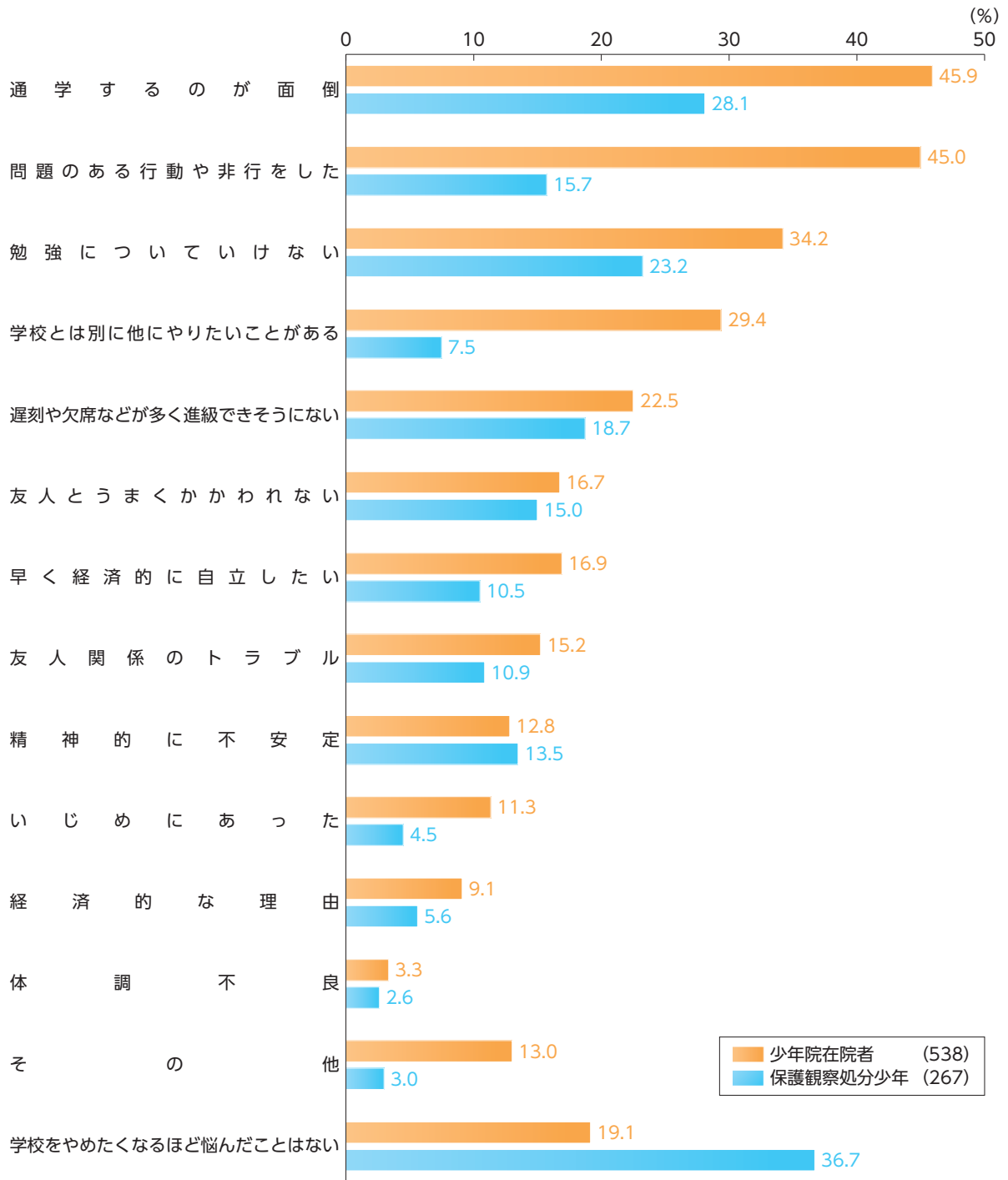
内閣府が実施した調査によれば、中学2年生を対象として、学校の授業の理解状況について尋ねた項目の結果では、「いつもわかる」の構成比が10.1%、「だいたいわかる」の構成比が34.3%であり、少年院在院者、保護観察処分少年共に、一般の少年よりも構成比が低かった。一方、同結果では、「わからないことが多い」の構成比が8.6%、「ほとんどわからない」の構成比が2.8%であり、少年院在院者、保護観察処分少年共に、一般の少年よりも構成比が高かった（内閣府政策統括官「子供の生活状況調査の分析報告書」（令和3年12月）による。）。同結果が中学2年生を対象として調査したものであるのに対し、特別調査が中学2年生の頃について回顧的に調査したものである点には留意を要するが、一般の少年と比較すると、少年院在院者、保護観察処分少年共に、中学2年生時点で、学校の授業を理解できていない者が多いことがうかがえた。

なお、「教科による」又は「分からなかった」と回答した者について、授業が分からなくなった時期を見ると、少年院在院者、保護観察処分少年共に、中学1・2年の頃と回答した者の構成比が最も高く（それぞれ41.0%、58.0%）、次いで、小学校4年生以前（同34.7%、22.0%）、小学校5・6年生の頃（同24.4%、20.0%）の順であった。

(3) 学校を辞めたくなるほど悩んだ経験

7-5-2-7図は、学校を辞めたくなるほど悩んだ経験（重複計上による。以下この章において同じ。）について見たものである。少年院在院者では、「通学するのが面倒」（45.9%）の該当率が最も高く、次いで、「問題のある行動や非行をした」（45.0%）、「勉強についていけない」（34.2%）の順に高かった。保護観察処分少年では、「学校をやめたくなるほど悩んだことはない」（36.7%）の該当率が最も高く、次いで、「通学するのが面倒」（28.1%）、「勉強についていけない」（23.2%）の順に高かった。

7-5-2-7 図 少年に対する調査 学校を辞めたくなるほど悩んだ経験



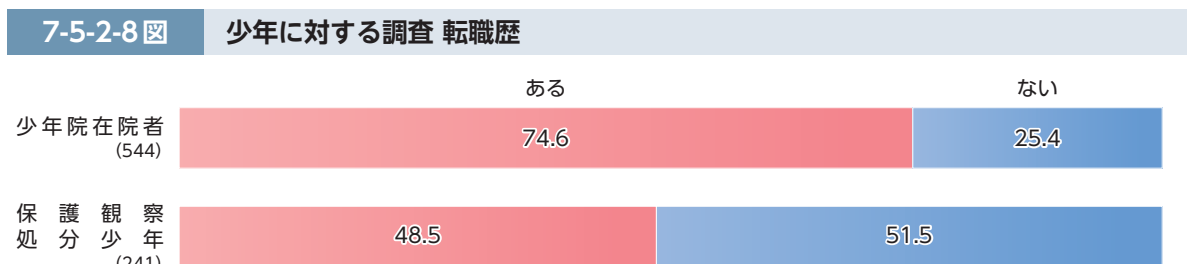
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 学校を辞めたくなるほど悩んだ経験が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ()内は、区分別の実人員である。

東京都が実施した調査によれば、学校を辞めたくなるほど悩んだ理由について尋ねた項目の16・17歳の結果では、「学校をやめたくなるほど悩んだことはない」の該当率が56.1%であり、少年院在院者、保護観察処分少年共に、一般の少年よりも該当率が低かった。一方、辞めたくなるほど悩んだ理由については、多くの選択肢で少年院在院者及び保護観察処分少年の該当率が高くなっており、特に差が大きかった選択肢では、「問題のある行動や非行をした」（同結果では、1.3%）、「通学するのが面倒」（同9.9%）、「勉強についていけない」（同10.0%）等で、少年院在院者、保護観察処分少年共に、一般の少年よりも該当率が高かった（東京都「子供の生活実態調査」（平成28年度）によ

る。)。一般の少年と比較すると、少年院在院者、保護観察処分少年共に、学校を辞めたくなるほど悩んだ経験がある者が多く、その理由は多岐にわたっていることがうかがえた。

(4) 転職歴

7-5-2-8図は、転職歴について見たものである。転職歴がある者の構成比は、少年院在院者が74.6%、保護観察処分少年が48.5%であり、少年院在院者の方が、転職歴がある者の構成比が高かった。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 転職歴が不詳の者及び「これまでに仕事をしたことはない」と回答した者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

4 周囲との関わり、社会とのつながり

(1) 他者との関わり方

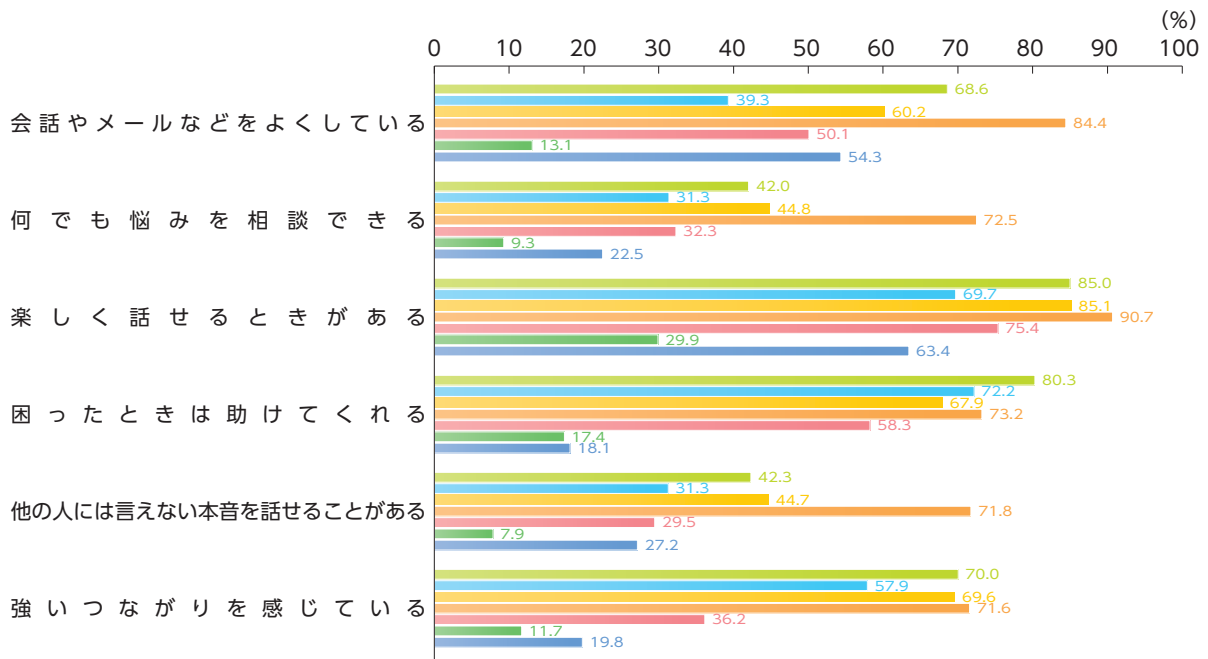
7-5-2-9図は、他者との関わり方について見たもの(*1)である。少年院在院者では、「会話やメールなどをよくしている」、「何でも悩みを相談できる」、「楽しく話せるときがある」、「他の人には言えない本音を話せることがある」及び「強いつながりを感じている」は「学校で出会った友人」(それぞれ84.4%、72.5%、90.7%、71.8%、71.6%)の該当率が最も高く、「困ったときは助けてくれる」は「母親」(80.3%)の該当率が最も高かった。保護観察処分少年では、「会話やメールなどをよくしている」、「何でも悩みを相談できる」、「楽しく話せるときがある」、「困ったときは助けてくれる」及び「他の人には言えない本音を話せることがある」は「学校で出会った友人」(それぞれ86.5%、83.8%、92.3%、88.0%、80.3%)の該当率が最も高く、「強いつながりを感じている」は「母親」(82.8%)の該当率が最も高かった。少年院在院者と保護観察処分少年を比較すると、「インターネット上における人やコミュニティ」を除き、全ての項目において保護観察処分少年は少年院在院者よりも該当率が高く、保護観察処分少年の方が少年院在院者よりも、他者との関わり方について全般的に肯定的に捉えていることがうかがえた。一方、「インターネット上における人やコミュニティ」に対しては、「何でも悩みを相談できる」及び「困ったときは助けてくれる」を除き、少年院在院者が保護観察処分少年よりも該当率が高く、少年院在院者の方が保護観察処分少年よりも、インターネット上の交流を肯定的に捉えている傾向がうかがえた。

*1 「母親」、「父親」、「兄弟など親以外の親族」、「学校で出会った友人」、「職場・アルバイト関係の人」、「地域の人」及び「インターネット上における人やコミュニティ」との各関係において、以下の6項目について、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「どちらかといえばそう思わない」及び「そう思わない」の4件法で回答した結果につき、それぞれ「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した者の該当率を見たものである。

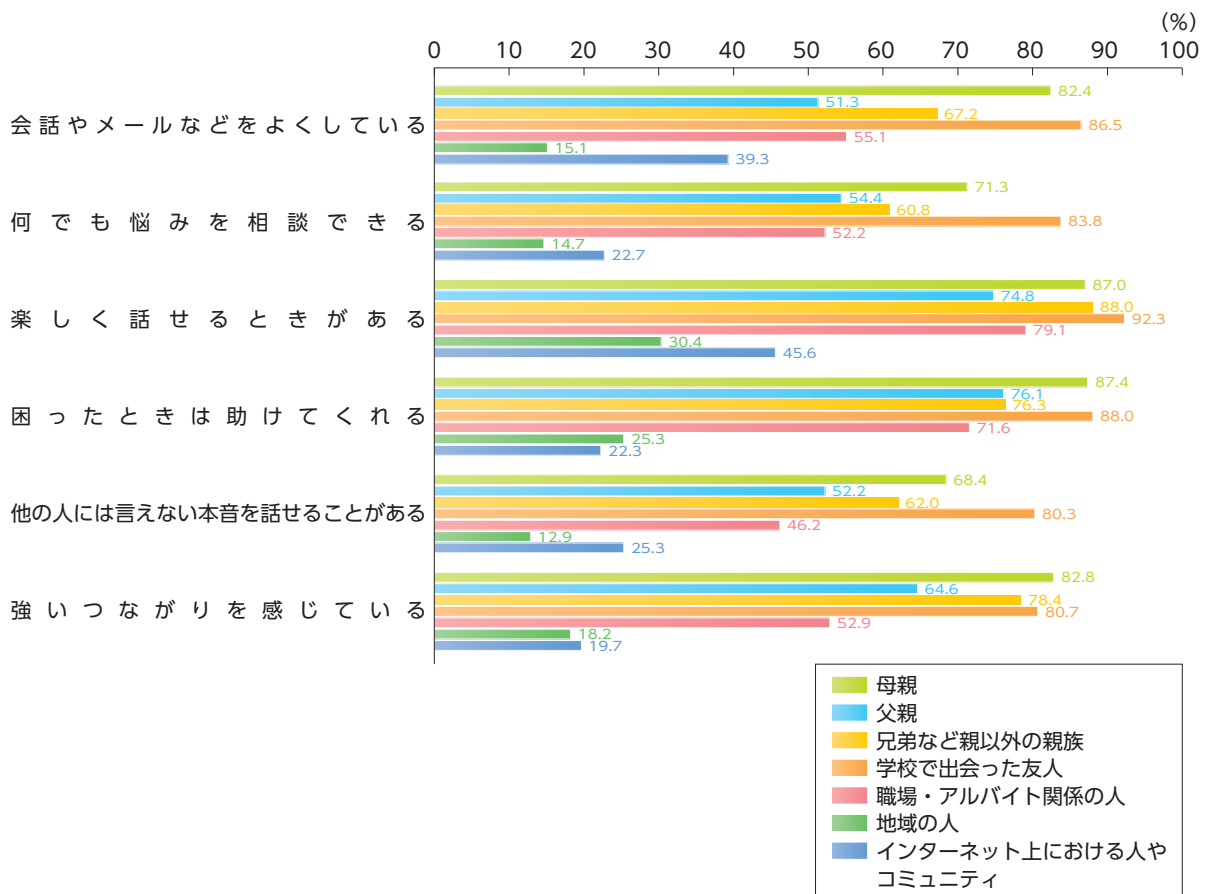
- ①「会話やメールなどをよくしている」、②「何でも悩みを相談できる」、③「楽しく話せるときがある」、④「困ったときは助けてくれる」、⑤「他の人には言えない本音を話せることがある」及び⑥「強いつながりを感じている」

7-5-2-9 少年に対する調査 他者との関わり方

① 少年院在院者



② 保護観察処分少年



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目について、他者との関わり方が不詳の者を除く。
 3 各項目について、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」に該当した者の比率である。

内閣府が実施した調査によれば、他者との関わり方について尋ねた項目の15～19歳の結果では、「家族・親族」に対する各項目の該当率（「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」の合計）

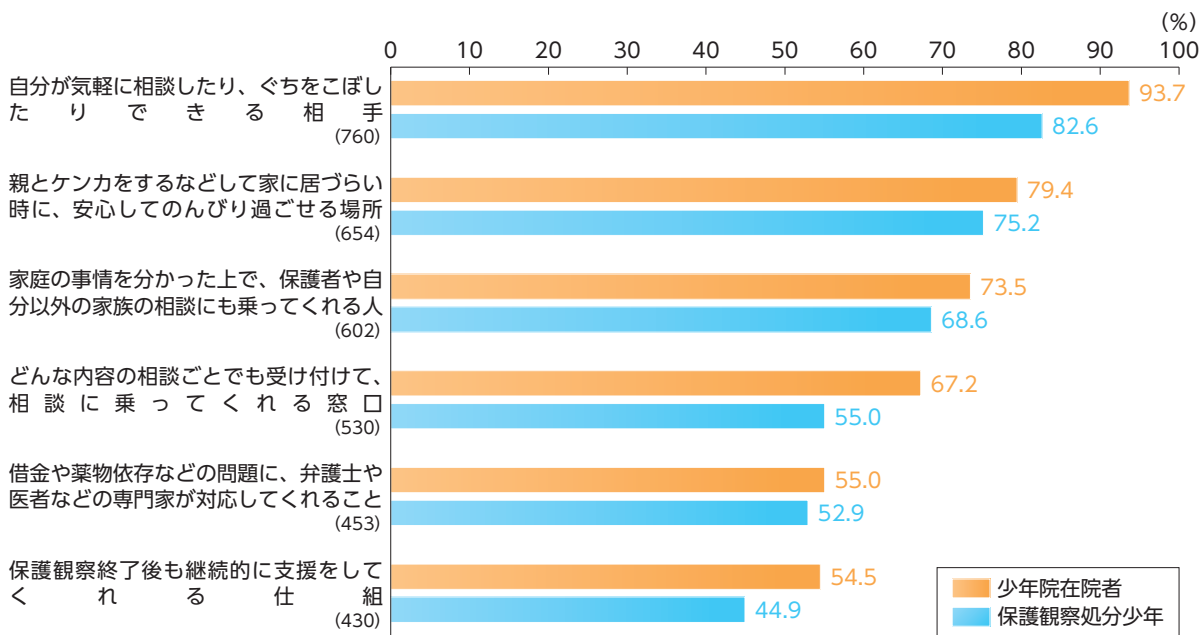
が、「会話やメール等をよくしている」(72.2%)、「何でも悩みを相談できる人がいる」(58.9%)、「楽しく話せる時がある」(80.8%)、「困ったときは助けてくれる」(78.9%)、「他の人には言えない本音を話せることがある」(56.7%)及び「強いつながりを感じている」(70.9%)であった(内閣府政策統括官「子供・若者の意識に関する調査」(令和元年度)による。)。特別調査では、「母親」、「父親」及び「兄弟など親以外の親族」についてそれぞれ尋ねており、厳密な比較はできない点には留意を要するが、一般の少年の「家族・親族」に対する該当率と比較して、「母親」に対し、保護観察処分少年の各項目の該当率が高い傾向、「父親」に対し、少年院在院者、保護観察処分少年共に該当率が低い傾向、「兄弟など親以外の親族」に対し、少年院在院者は該当率が低く、保護観察処分少年は該当率が高い傾向が見られた。また、「学校で出会った友人」及び「職場・アルバイト関係の人」に対しては、少年院在院者、保護観察処分少年共に、一般の少年よりも各項目の該当率が高い傾向が見られ、「地域の人」に対しては、少年院在院者、保護観察処分少年共に、一般の少年よりも各項目の該当率が低かった。「インターネット上における人やコミュニティ」に対しては、「会話やメールなどをよくしている」及び「楽しく話せる時がある」について、少年院在院者で一般の少年よりも該当率が高かったが、その他の項目は、少年院在院者、保護観察処分少年共に、一般の少年よりも該当率が低い傾向にあった。一般の少年と比較すると、少年院在院者及び保護観察処分少年において、学校、職場における他者との関わり方を肯定的に捉えている傾向や、特に保護観察処分少年において、母親との関わり方を肯定的に捉えている傾向がうかがえた。

(2) これから先の自分や家族にとって必要な人や仕組み

7-5-2-10図は、これから先の自分や家族にとって必要な人や仕組みについて見たもの(*2)である。少年院在院者、保護観察処分少年共に、「自分が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手」の該当率が最も高く(それぞれ93.7%、82.6%)、次いで、「親とケンカをするなどして家に居づらい時に、安心してのんびり過ごせる場所」(同79.4%、75.2%)、「家庭の事情を分かった上で、保護者や自分以外の家族の相談にも乗ってくれる人」(同73.5%、68.6%)の順に高かった。

*2 「自分が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手」、「親とケンカをするなどして家に居づらい時に、安心してのんびり過ごせる場所」、「借金や薬物依存などの問題に、弁護士や医者などの専門家が対応してくれること」、「家庭の事情を分かった上で、保護者や自分以外の家族の相談にも乗ってくれる人」、「保護観察終了後も継続的に支援をしてくれる仕組」及び「どんな内容の相談ごとでも受け付けて、相談に乗ってくれる窓口」の6項目について、「とても必要」、「やや必要」、「あまり必要ない」及び「全く必要ない」の4件法で回答した結果につき、それぞれ「とても必要」又は「やや必要」と回答した者の該当率を見たものである。

7-5-2-10 図 少年に対する調査 これから先の自分や家族にとって必要な人や仕組み



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目の回答が不詳の者を除く。
 3 各項目について、「とても必要」又は「やや必要」に該当した者の比率である。
 4 () 内は、各項目に該当した者の実人員である。

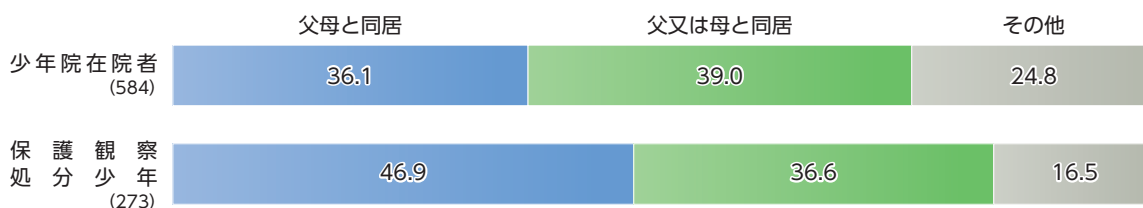
第3節 世帯状況の違いによる比較

この節では、少年に対する調査の結果から、まず、世帯状況について概観した上で、その違いによる比較を行う。

1 世帯状況

7-5-3-1 図は、調査対象の少年が、現在（少年院在院者は、少年院入院前）、誰と住んでいるかについて調査した結果を見たものである。調査対象者全体では、「父母と同居」(39.6%)の構成比が最も高く、次いで、「父又は母と同居」(38.3%)、「その他」(22.2%)の順であった（CD-ROM参照）。なお、「その他」は、一人暮らしのほか、父母のいずれとも同居せず、配偶者や祖父母、兄弟姉妹、自分の子供、それ以外の親族、友達等と同居している者である。少年院在院者は、「父又は母と同居」(39.0%)の構成比が「父母と同居」(36.1%)の構成比よりも高く、「その他」(24.8%)の構成比も一定割合あり、父母のいずれとも同居していない者が145人いた。保護観察処分少年は、「父母と同居」(46.9%)の構成比が最も高く、「父又は母と同居」(36.6%)と合わせると、8割以上が父母あるいはそのいずれかと同居していた。

7-5-3-1 図 少年に対する調査 世帯状況



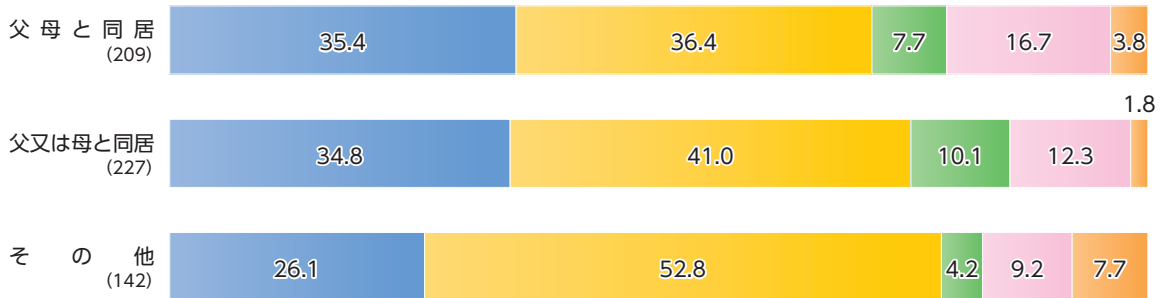
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実人員である。

2 日常生活状況

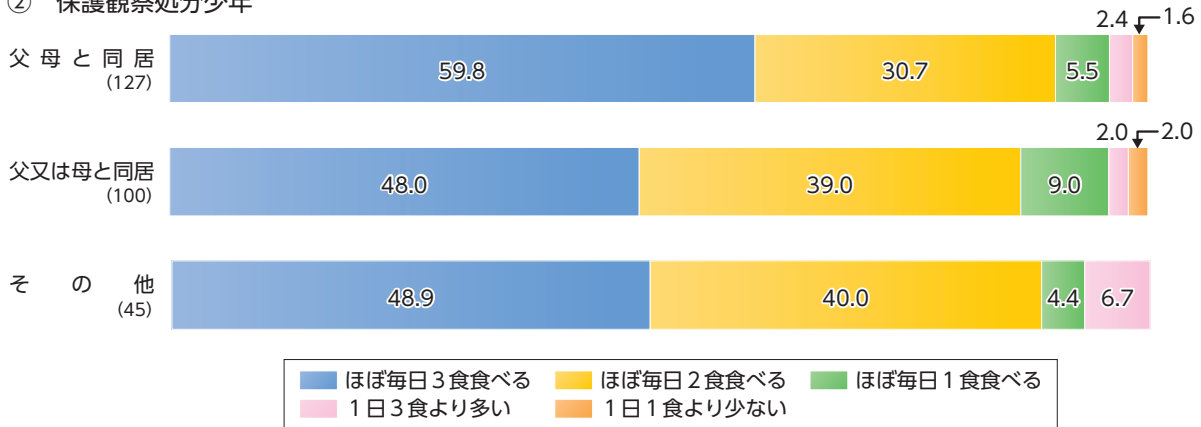
7-5-3-2図は、平日の食事の頻度について世帯状況別に見たものである。少年院在院者、保護観察処分少年のいずれも、「ほぼ毎日3食食べる」と回答した者の構成比は、「父母と同居」が最も高かった。

7-5-3-2図 少年に対する調査 食事の頻度（世帯状況別）

① 少年院在院者



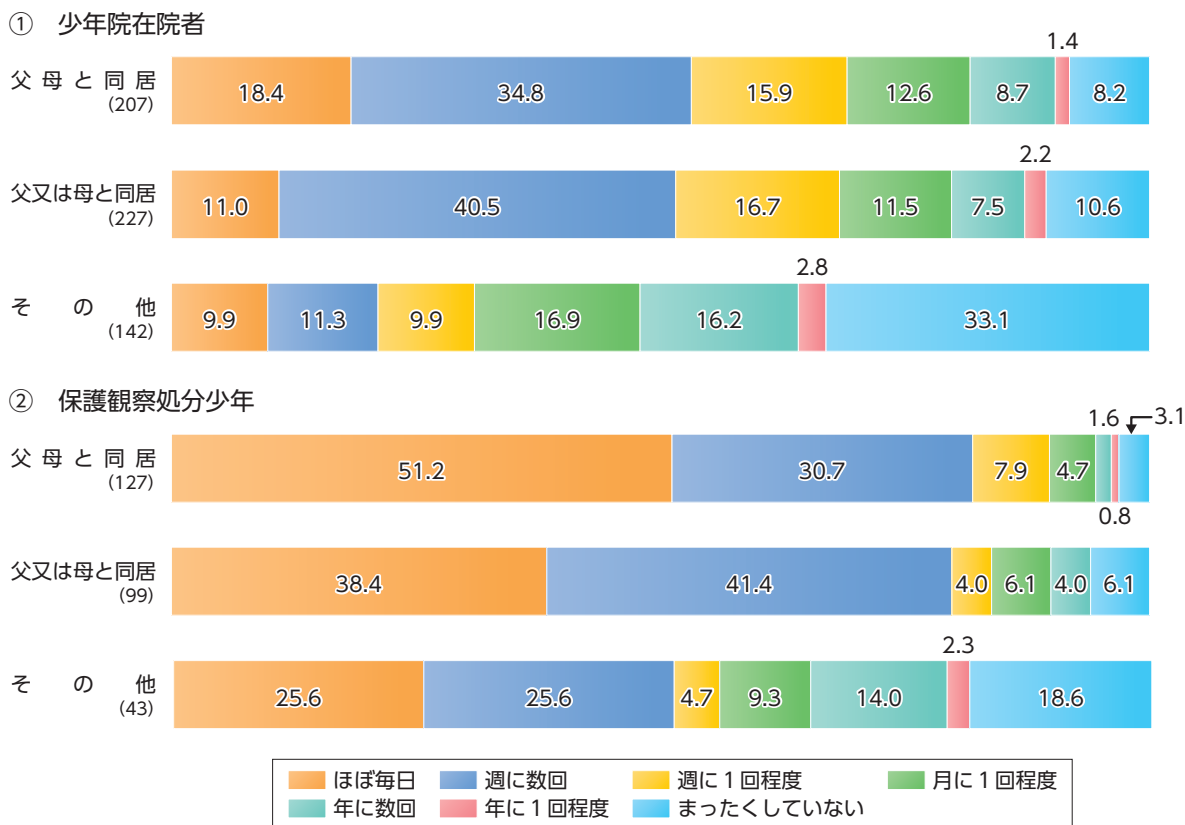
② 保護観察処分少年



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 食事の頻度が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

7-5-3-3図は、過去1年間に家族と一緒に夕食を食べた頻度について世帯状況別に見たものである。少年院在院者、保護観察処分少年のいずれも、「ほぼ毎日」と回答した者の構成比は、「父母と同居」が最も高く、次いで、「父又は母と同居」、「その他」の順であった。また、少年院在院者、保護観察処分少年のいずれも、「その他」については、「まったくしていない」と回答した者の構成比が、「父母と同居」の4倍以上、「父又は母と同居」の3倍以上も高かった。

7-5-3-3 図 少年に対する調査 家族との夕食の頻度 (世帯状況別)



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 家族との夕食の頻度が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

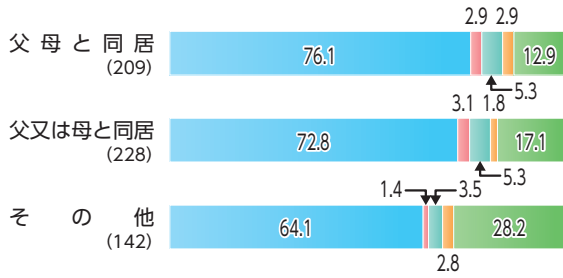
7-5-3-4 図は、日常の過ごし方について世帯状況別に見たものである。少年院在院者、保護観察処分少年のいずれも、「ゲームをする」について、「毎日」（「毎日2時間以上」、「毎日1～2時間」及び「毎日1時間以上」を合計した構成比。以下この項において同じ。）と回答した者の構成比は、「父母と同居」が最も高く、次いで、「父又は母と同居」、「その他」の順であった。他方、「家事」について、「毎日」と回答した者の構成比は、少年院在院者、保護観察処分少年のいずれも、「父母と同居」、「父又は母と同居」の場合は、約3割から約4割であったのに対し、「その他」の場合は、約6割から約7割であった。上記のほか、日常の過ごし方について、「テレビ・インターネットで動画などを見たり音楽を聴く」、「スマートフォン、携帯電話でメールやLINEをする」については、少年院在院者、保護観察処分少年のいずれも、世帯状況にかかわらず、9割前後が「毎日」と回答した（CD-ROM参照）。

7-5-3-4図

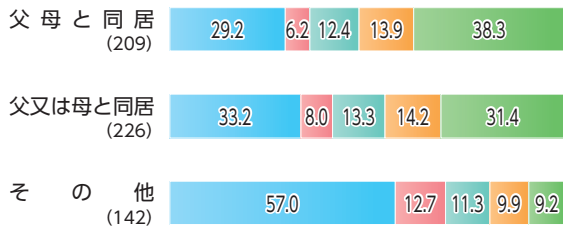
少年に対する調査 日常の過ごし方（世帯状況別）

① 少年院在院者

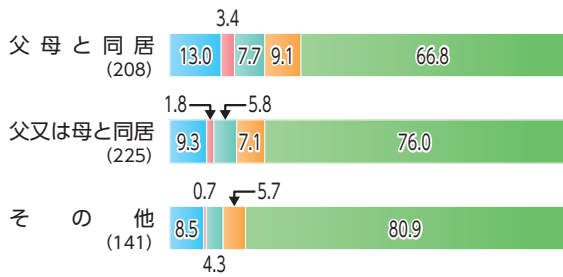
ア ゲームをする（スマートフォンのゲームを含む）



イ 家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）

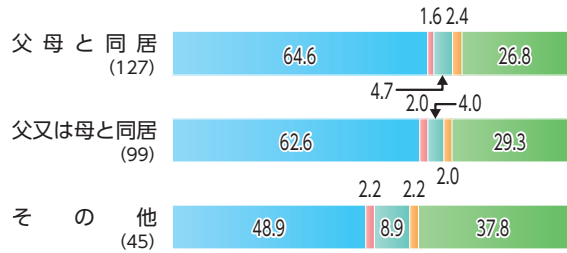


ウ 兄弟姉妹の世話や家族の介護

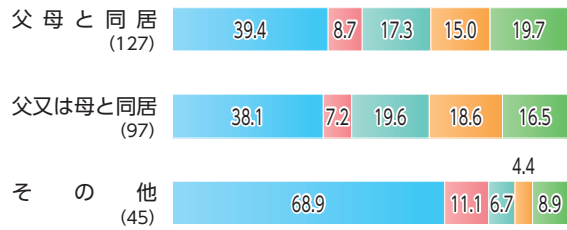


② 保護観察処分少年

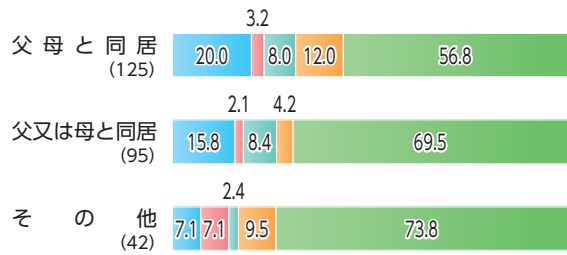
ア ゲームをする（スマートフォンのゲームを含む）



イ 家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）



ウ 兄弟姉妹の世話や家族の介護



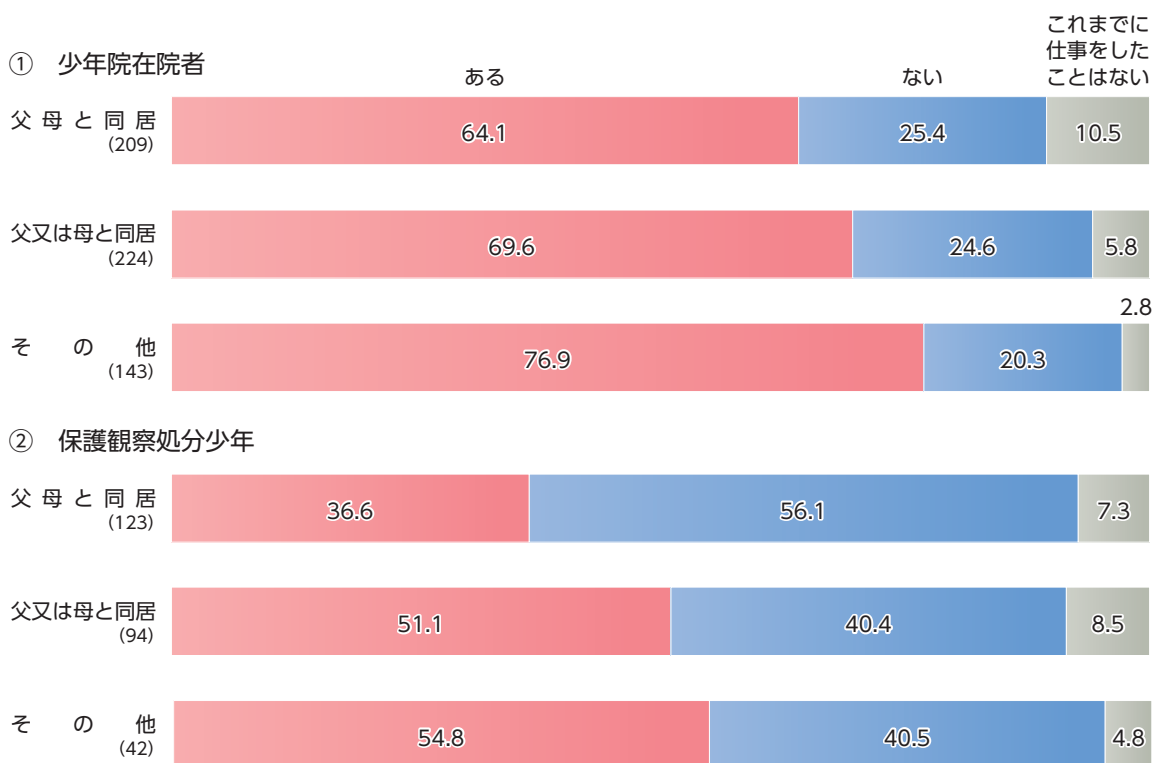
■ 毎日 ■ 1週間に4～5日 ■ 1週間に2～3日 ■ 1週間に1日 ■ 全然しない

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 日常の過ごし方が不詳の者を除く。
 3 「毎日」は、「毎日2時間以上」、「毎日1～2時間」及び「毎日1時間以下」を合計した構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

3 就労の状況

7-5-3-5図は、転職歴について世帯状況別に見たものである。少年院在院者、保護観察処分少年のいずれも、「ある」と回答した者の構成比は、「その他」が最も高く、次いで、「父又は母と同居」、「父母と同居」の順であった。また、少年院在院者、保護観察処分少年のいずれも、「これまでに仕事をしたことはない」（仕事はアルバイトを含む。）と回答した者の構成比は、「その他」が最も低かった。

7-5-3-5図 少年に対する調査 転職歴（世帯状況別）

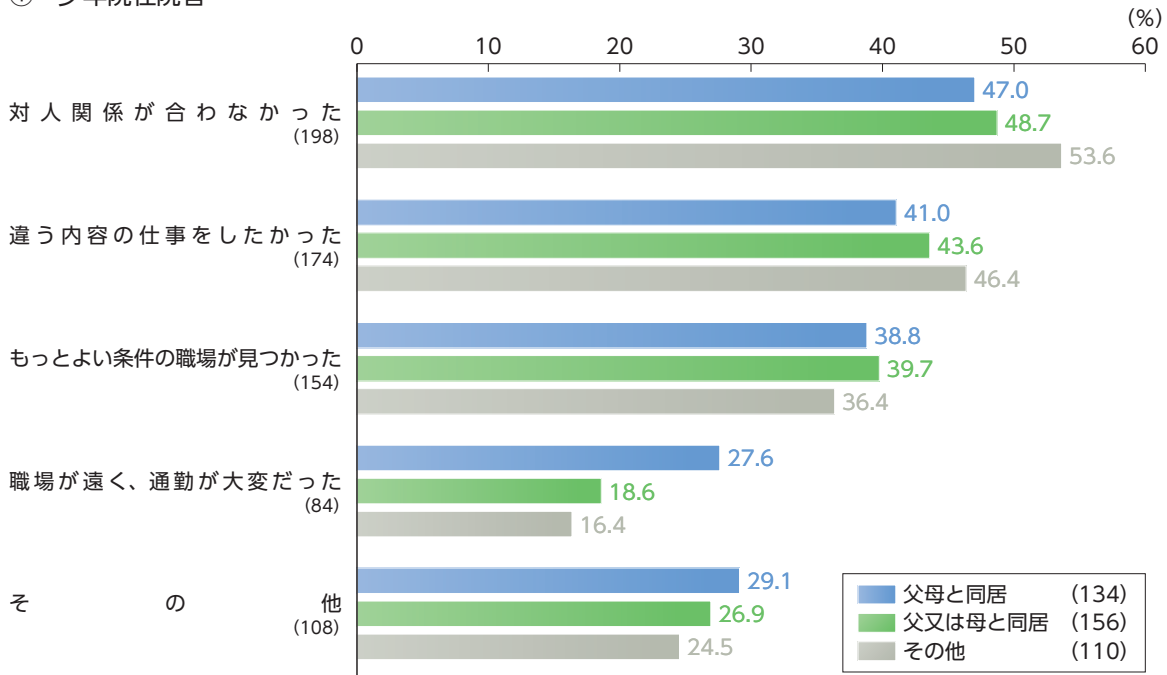


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 転職歴が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

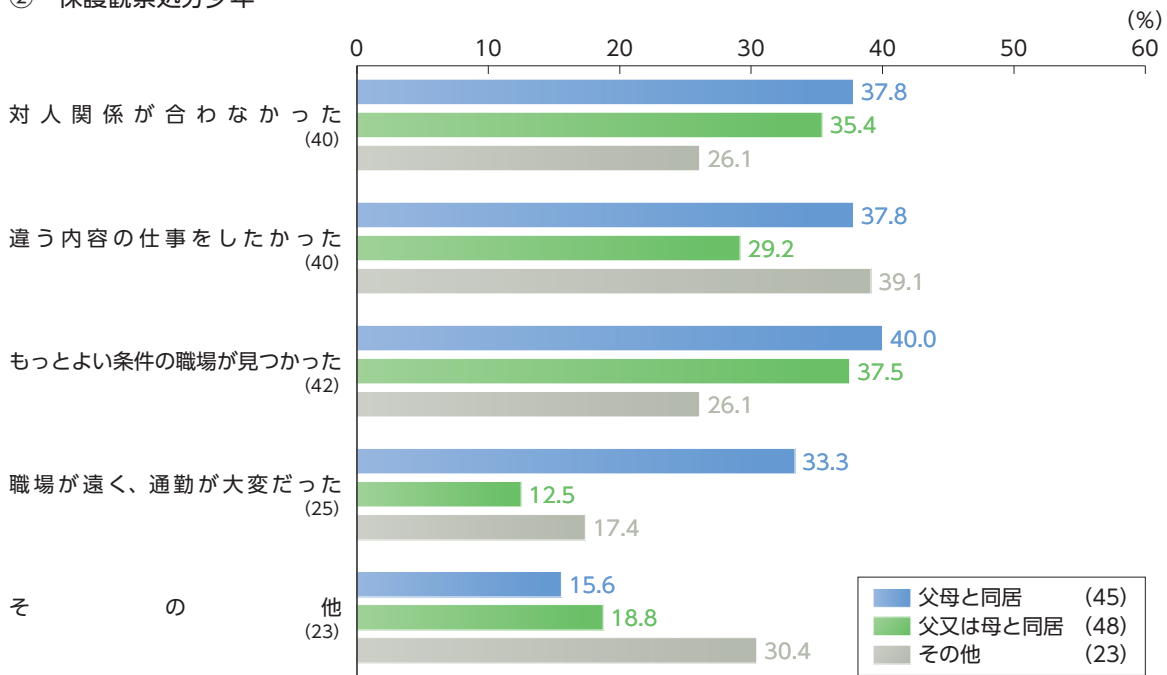
前記調査において、転職歴が「ある」と回答した者の転職理由について、世帯状況別に見ると、7-5-3-6図のとおりである。

7-5-3-6図 少年に対する調査 転職理由（世帯状況別）

① 少年院在院者



② 保護観察処分少年



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 転職理由が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 () 内は、各項目に該当した者の実人員である。

4 周囲との関わり、社会とのつながり

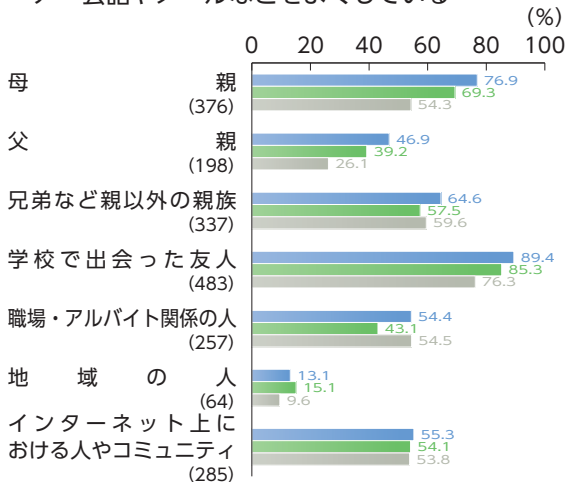
7-5-3-7図は、他者との関わり方について世帯状況別に見たもの（本章第2節4項の*1参照）である。「母親」及び「父親」との関係において、「会話やメールなどをよくしている」、「何でも悩みを相談できる」といった日常の関わりについて該当率が高かったのは、少年院在院者、保護観察処分少

年のいずれも、「父母と同居」の場合であり、次いで、「父又は母と同居」、「その他」の順であった。また、各項目について、「母親」との関係における該当率と「父親」との関係における該当率とを比べると、少年院在院者、保護観察処分少年のいずれも、世帯状況にかかわらず、全項目について、「母親」との関係における該当率の方が「父親」との関係における該当率よりも高かった。

7-5-3-7図 少年に対する調査 他者との関わり方 (世帯状況別)

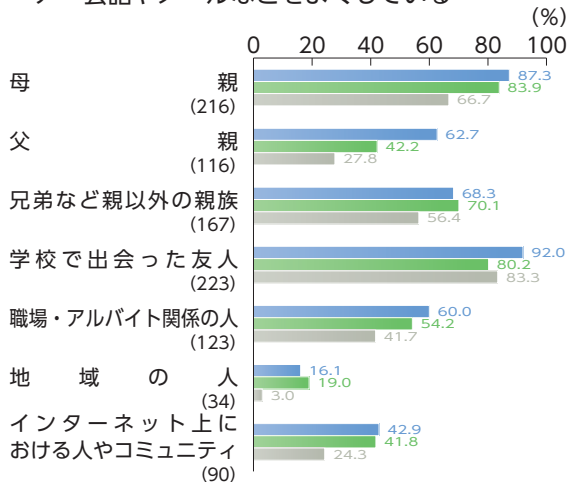
① 少年院在院者

ア 会話やメールなどをよくしている

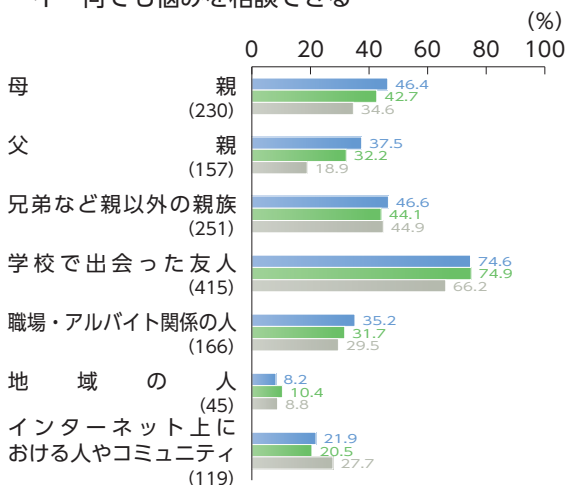


② 保護観察処分少年

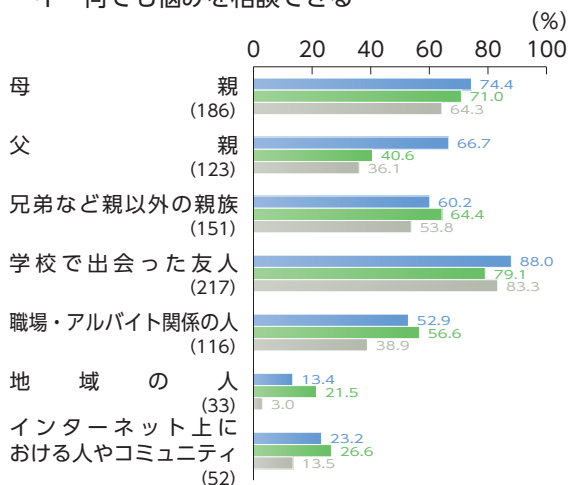
ア 会話やメールなどをよくしている



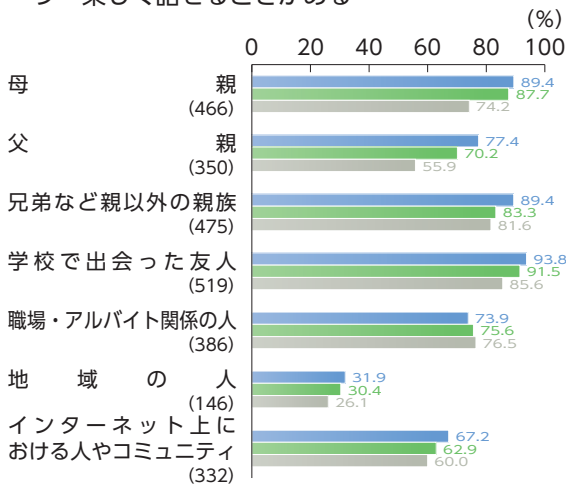
イ 何でも悩みを相談できる



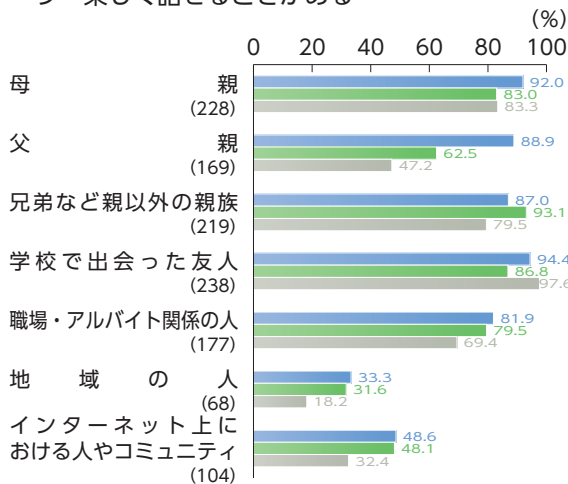
イ 何でも悩みを相談できる



ウ 楽しく話せるときがある

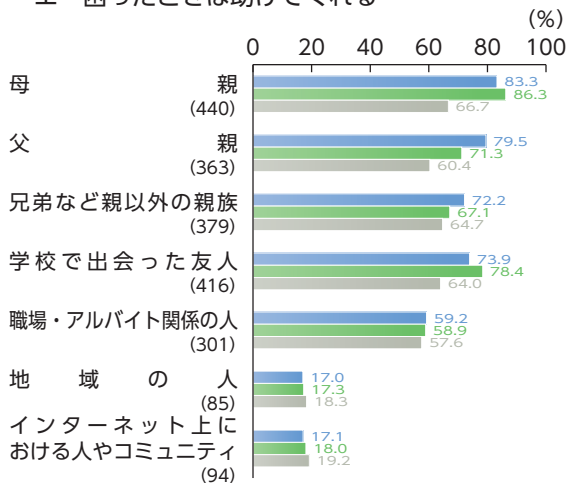


ウ 楽しく話せるときがある

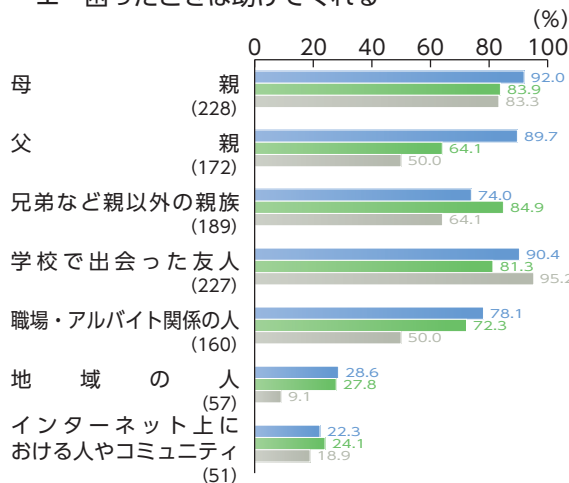


■ 父母と同居 ■ 父又は母と同居 ■ その他

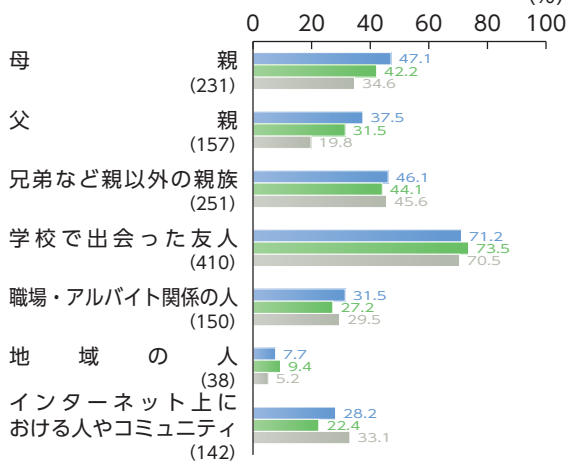
エ 困ったときは助けてくれる



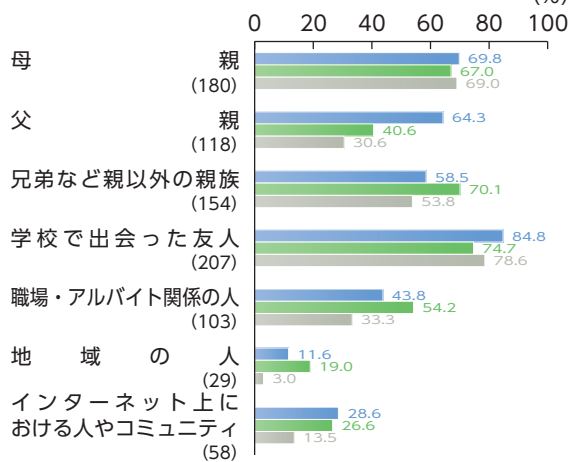
エ 困ったときは助けてくれる



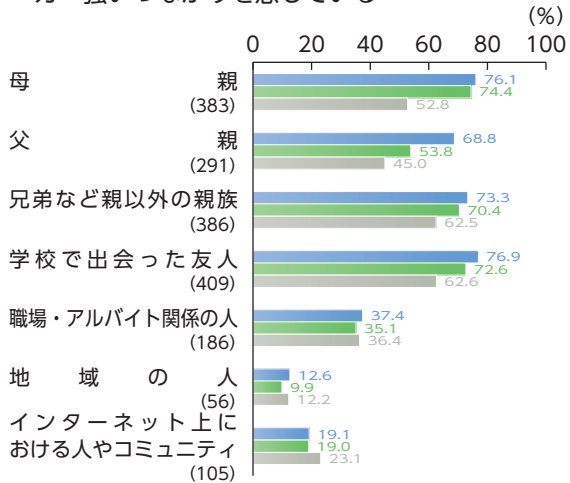
オ 他の人には言えない本音を話せることがある



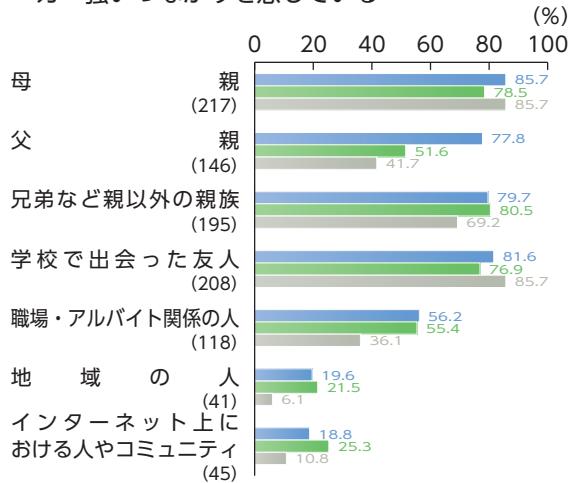
オ 他の人には言えない本音を話せることがある



カ 強いつながりを感じている



カ 強いつながりを感じている



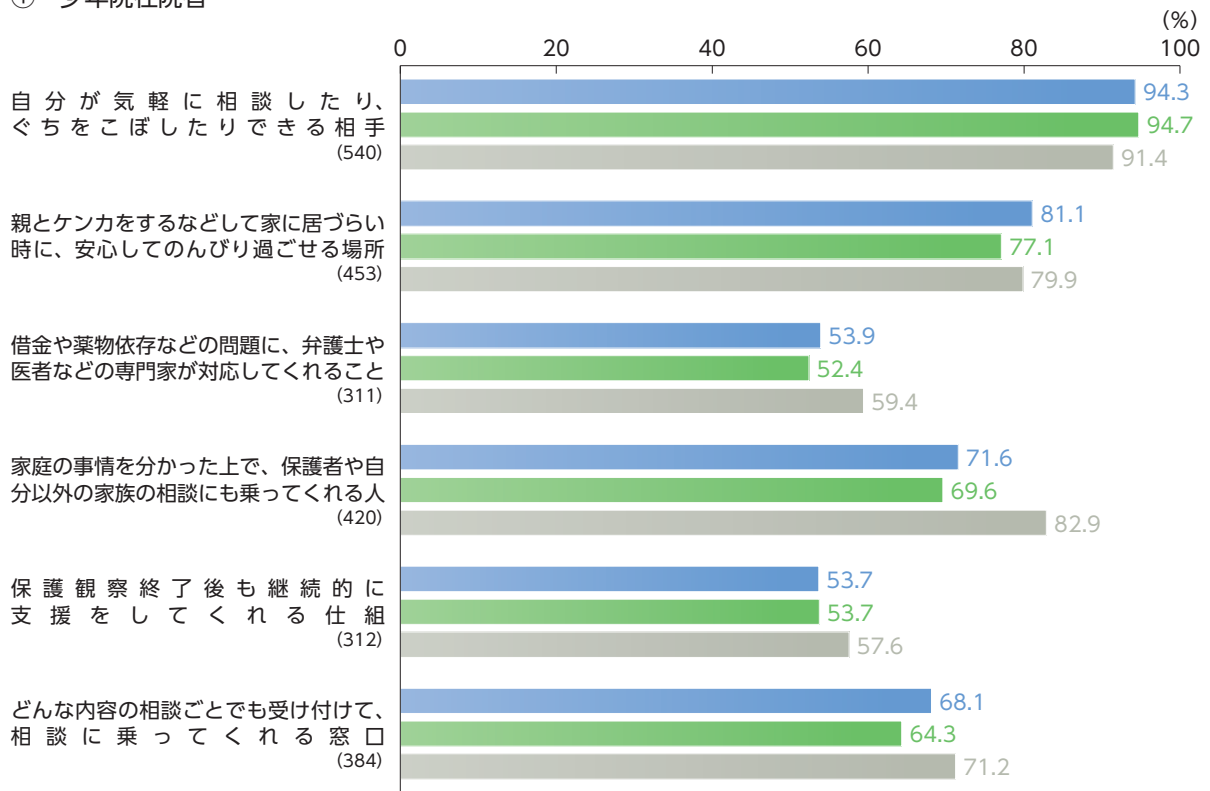
■ 父母と同居 ■ 父又は母と同居 ■ その他

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目について、他者との関わり方が不詳の者を除く。
 3 各項目について、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」に該当した者の比率である。
 4 ()内は、各項目に該当した者の実人員である。

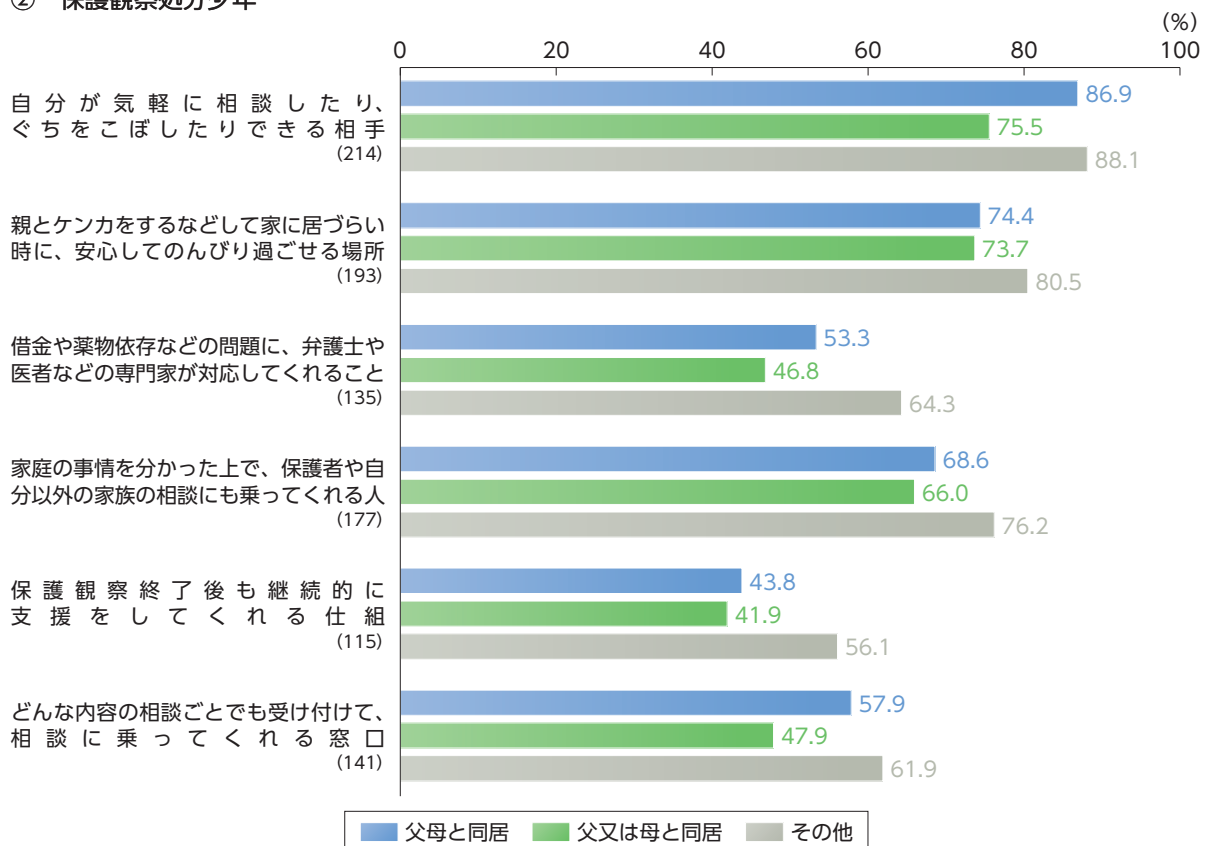
7-5-3-8図は、これから先の自分や家族にとって必要な人や仕組みについて世帯状況別に見たもの(本章第2節4項の*2参照)である。保護観察処分少年は、全ての項目で「その他」の該当率が「父母と同居」及び「父又は母と同居」よりも高く、少年院在院者も、多くの項目で「その他」の該当率が「父母と同居」及び「父又は母と同居」よりも高かった。

7-5-3-8 図 少年に対する調査 これから先の自分や家族にとって必要な人や仕組み（世帯状況別）

① 少年院在院者



② 保護観察処分少年



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目の回答が不詳の者を除く。
 3 各項目について、「とても必要」又は「やや必要」に該当した者の比率である。
 4 ()内は、各項目に該当した者の実人員である。

コラム10 年齢層の違いによる比較

令和4年版犯罪白書では、第8編第4章において、犯罪者・非行少年の生活意識と価値観に関する特別調査の結果を紹介した。同調査では、非行少年（少年鑑別所入所者、保護観察処分少年及び少年院仮退院者）において、犯罪者（刑事施設入所者、仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者）よりも、家庭生活及び友人関係に対する満足度が高かったことや、悩みを打ち明けられる人として「同性の友人」や「母親」を挙げた者の割合が高かったことなど、総じて非行少年が家庭生活や周囲との関係について肯定的に評価していることが明らかになった。

一方、令和4年4月、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）が施行され、18歳以上の少年が「特定少年」と呼称されることとなり、保護処分について特例が定められるなど、非行少年の処遇において大きな変化が見られた。このことを踏まえ、同調査の非行少年の結果について、前記「特定少年」に相当する18歳以上の年齢層と18歳未満の年齢層とを比較すると、大きな違いは見られなかった。

同調査が生活意識・価値観という主観的な側面から調査したものであるのに対し、今回の特別調査は、生育環境という客観的な側面から実態を調査している。そこで、年齢層による違いが見られるかを分析するため、今回の特別調査の対象者を「18歳以上」と「18歳未満」とに分け、日常の過ごし方や他者との関わり方について比較を行ったところ、いくつかの項目で明らかな違いが見られた。このコラムでは、その結果について紹介する。

なお、18歳以上は506人（少年院在院者332人、保護観察処分少年174人）、18歳未満は359人（少年院在院者259人、保護観察処分少年100人）であった。

1 日常の過ごし方

日常の過ごし方について年齢層別に見ると、スマートフォンの使用に関連する項目に違いが見られた。

「ゲームをする」では、いずれの年齢層においても「毎日2時間以上」が最も高い構成比を占めていたが、18歳以上では32.9%であったのに対し、18歳未満では46.3%であり、18歳未満の方がより構成比が高かった。一方、「全然しない」が、18歳以上では25.7%であったのに対し、18歳未満では16.0%であり、18歳以上における構成比が高かった。

「スマートフォン、携帯電話でメールやLINEをする」では、「毎日1～2時間」が、18歳以上では20.1%であったのに対し、18歳未満では14.1%であり、18歳以上における構成比が高かった。ただし、いずれの年齢層においても「毎日2時間以上」が最も高い構成比を占めており、「毎日1～2時間」と「毎日2時間以上」を合計した構成比を比較すると、18歳以上では83.1%、18歳未満では82.8%であり、両者に大きな違いは見られなかった。

2 他者との関わり方

他者との関わり方（本章第2節4項の*1参照）について年齢層別に見ると、「母親」、「兄弟など親以外の親族」、「学校で出会った友人」及び「インターネット上における人やコミュニティ」において、いくつかの項目で違いが見られた。

「母親」に対する「強いつながりを感じている」の該当率は、18歳以上では77.4%であったのに対し、18歳未満では69.5%であり、18歳以上における該当率が高かった。

「兄弟など親以外の親族」に対する「何でも悩みを相談できる」の該当率は、18歳以上では46.4%であったのに対し、18歳未満では54.4%であり、18歳未満における該当率が高かった。

「学校で出会った友人」に対する「強いつながりを感じている」の該当率は、18歳以上では77.2%であったのに対し、18歳未満では70.4%であり、18歳以上における該当率が高かった。

「インターネット上における人やコミュニティ」に対する「会話やメールなどをよくしている」の該当率は、18歳以上では44.7%であったのに対し、18歳未満では57.0%であり、「楽しく話せるときがある」の該当率は、18歳以上では53.8%であったのに対し、18歳未満では64.0%であり、いずれも18歳未満における該当率が高かった。

3 年齢層の違いによる比較の結果から

年齢層の違いによる比較の結果からは、18歳以上と18歳未満とで、一部に異なる傾向が見られることが明らかとなった。

日常の過ごし方では、いずれの年齢層においても、ゲームのため、あるいはメールやLINEといったコミュニケーションツールとして、スマートフォン等の使用に長時間を充てていることが明らかとなったが、18歳未満では18歳以上よりもゲームで使用する事が多く、両者の間には使用の仕方に違いがあることが推察された。他者との関わり方では、18歳以上は母親や学校の友人とのつながりをより強く感じ、18歳未満では兄弟やインターネット上での交流により親しみを感じていることが推察された。

我が国において、18・19歳という年齢層に関し、民法や少年法上の位置付けが大きく変化しているところ、非行少年の処遇については、このような年齢層の違いを踏まえた指導や支援も重要となるだろう。

第4節 経済状況の違いによる比較

この節では、少年及び保護者に対する調査の結果から、まず、経済状況について概観した上で、その違いによる比較を行う。なお、本節では、少年及び保護者の双方から回答が得られた場合のみを分析対象とした。

1 経済状況

今回の調査では、少年の家庭の経済状況の違いによる比較を行うため、①所得の多寡、②家計の状況、③経済的な理由による子供の体験の欠如の有無について調査し、「低所得」、「家計のひっ迫」及び「子供の体験の欠如」の三つの要素のうち、二つ以上に該当する世帯を「生活困窮層」、一つに該当する世帯を「周辺層」、いずれにも該当しない世帯を「非生活困難層」と分類した。

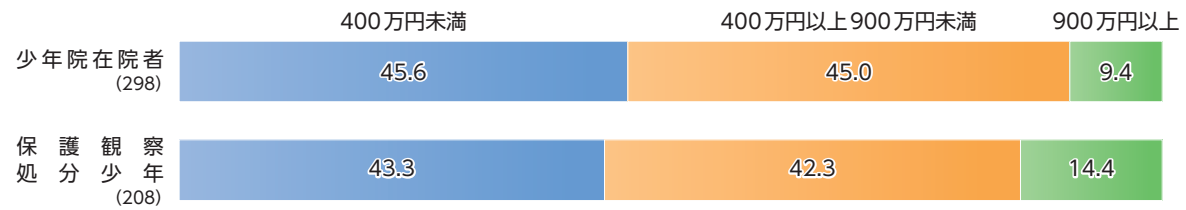
(1) 所得の多寡

保護者を調査対象者として、世帯収入（少年と生計を共にしている世帯全員のおおよその税込の年間収入）を調査した。その結果は、7-5-4-1図のとおりである。総数では、「400万円未満」が44.7%、「400万円以上900万円未満」が43.9%、「900万円以上」が11.5%であった。

調査内容が異なるため結果を単純に比較することはできないものの、厚生労働省の調査によれば、令和2年の1世帯当たりの所得は、400万円未満が45.4%、400万円以上900万円未満が38.0%、900万円以上が16.6%であり（厚生労働省「令和3年国民生活基礎調査の概況」（令和4年9月）（以下この節において「国民生活基礎調査」という。）による。）、今回の調査の対象者は、「900万円以

上」の構成比が低い傾向が見られた。また、少年院在院者の世帯と保護観察処分少年の世帯を比較すると、少年院在院者の世帯に係る「900万円以上」の構成比（9.4％）は、保護観察処分少年の世帯に係る「900万円以上」の構成比（14.4％）より低かった。

7-5-4-1 図 保護者に対する調査 世帯収入の状況



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 世帯収入が不詳の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

今回の調査では、世帯収入を世帯人数の平方根で除した値が、国民生活基礎調査の所得金額の中央値を平均世帯人員の平方根で除した値の2分の1（143万円）未満であった場合を「低所得」に該当するものとした。

（2）家計の状況

保護者を調査対象者として、過去1年間に、家族が必要とする食料・衣服が買えなかった経験の頻度及び公共料金等を滞納した経験を調査した。その結果は、7-5-4-2 図のとおりである。総数を見ると、買えなかった経験の「よくあった」、「ときどきあった」及び「まれにあった」の該当率は、食料が22.1％、衣服が24.4％であった。各公共料金を滞納した経験の「あった」の構成比は、総数で5.1～5.3％であった。

調査対象者の年齢層が同一ではないことには留意が必要であるが、内閣府の調査によれば、食料・衣服が買えなかった経験の「よくあった」、「ときどきあった」及び「まれにあった」の該当率を「不明・無回答」を除いて算出すると、食料が11.4％、衣服が16.4％であり、今回の調査の対象者は、買えなかった経験を有する者の比率が高い傾向が見られた。各公共料金を滞納した経験についても、内閣府の調査では、「あった」の該当率は、3.5～3.8％であり、今回の調査の対象者は、「あった」の該当率が高い傾向が見られた（内閣府政策統括官「子供の生活状況調査の分析報告書」（令和3年12月）による。）。また、少年院在院者の世帯と保護観察処分少年の世帯を比較すると、食料や衣服が買えなかった経験を有する者の比率は、少年院在院者の世帯の方が低かった。

7-5-4-2図 保護者に対する調査 必要とする食料・衣服が買えなかった経験、滞納経験

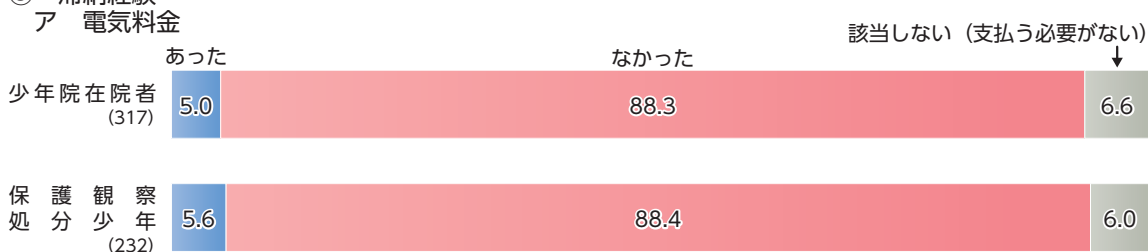
① 必要とする食料が買えなかった経験



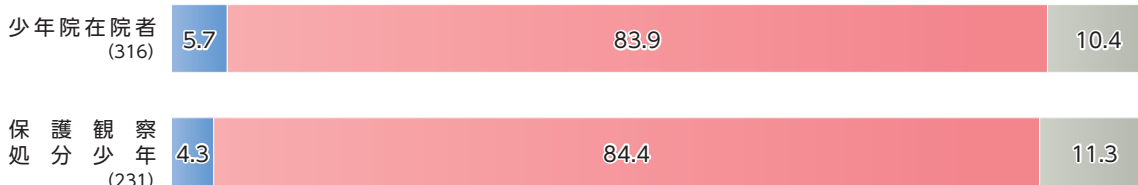
② 必要とする衣服が買えなかった経験



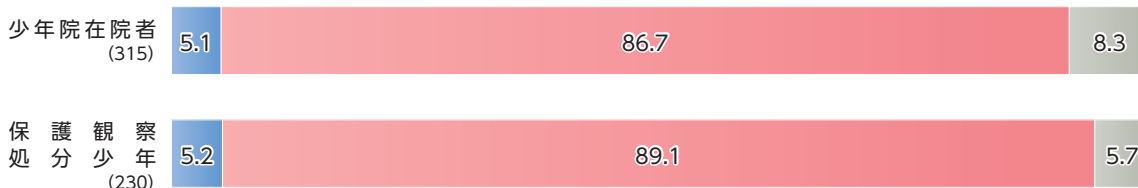
③ 滞納経験



イ ガス料金



ウ 水道料金



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目の回答が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

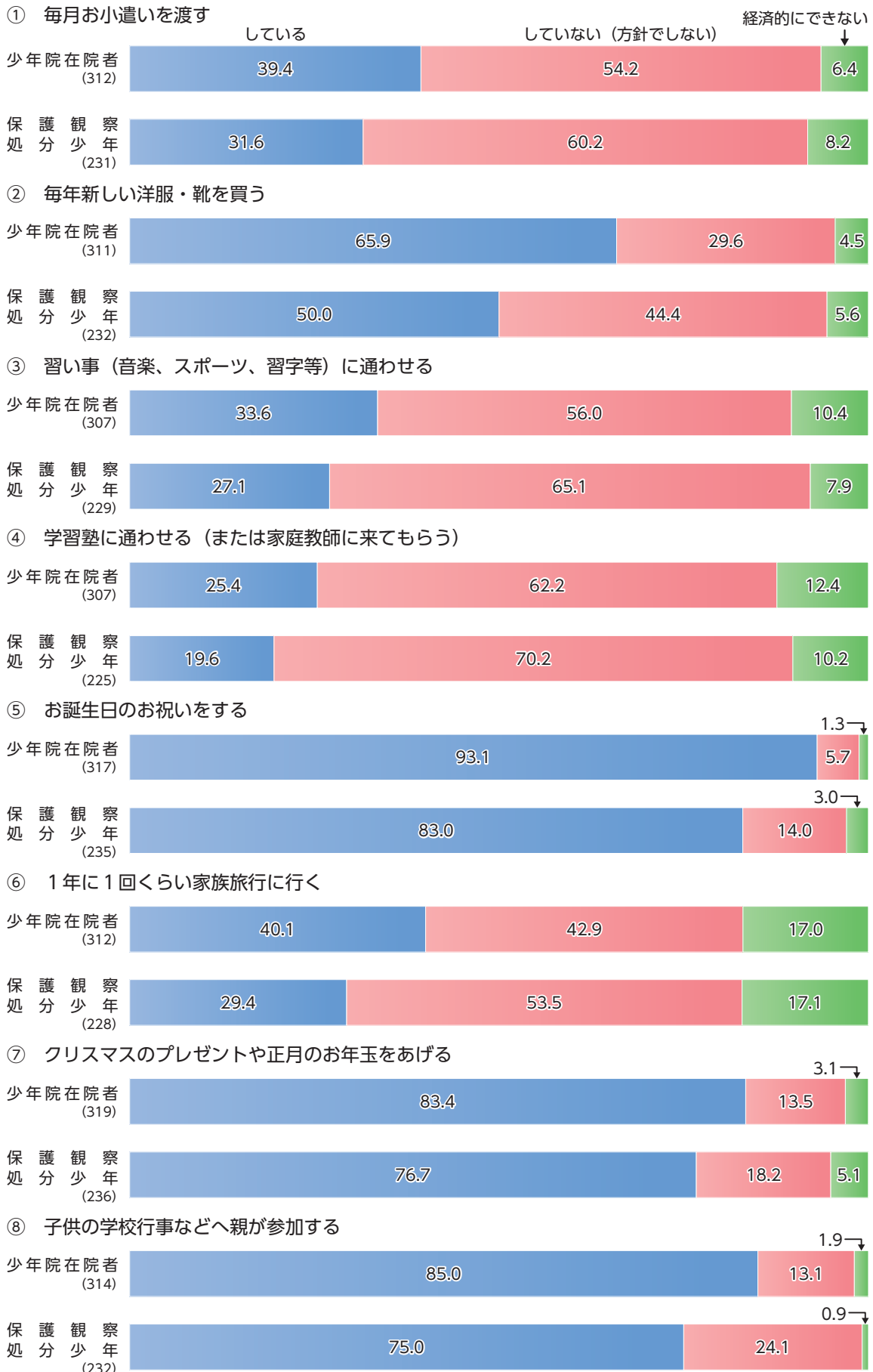
今回の調査では、食料・衣服が買えなかった経験又は公共料金等を滞納した経験 (7-5-4-2図 CD-ROM参照) がある場合に「家計のひっ迫」に該当するものとした。

(3) 経済的な理由による子供の体験の欠如の有無

保護者を調査対象者として、家庭で子供にしていることについて調査した。その結果は、7-5-4-3図のとおりである。総数を見ると、「経済的にできない」の構成比は、「1年に1回くらい家族旅行に行く」(17.0%)が最も高く、次いで「学習塾に通わせる (または家庭教師に来てもらう)」(11.5%)、「習い事 (音楽、スポーツ、習字等)に通わせる」(9.3%)であった。少年院在院者の家庭と保護観察処分少年の家庭を比較すると、一貫した傾向は見られなかった。

7-5-4-3 図

保護者に対する調査 子供にしていることの状況



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目の回答が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

今回の調査では、いずれかの項目につき「経済的にできない」に該当した場合に「子供の体験の欠如」に該当するものとした。

(4) 経済状況別の内訳

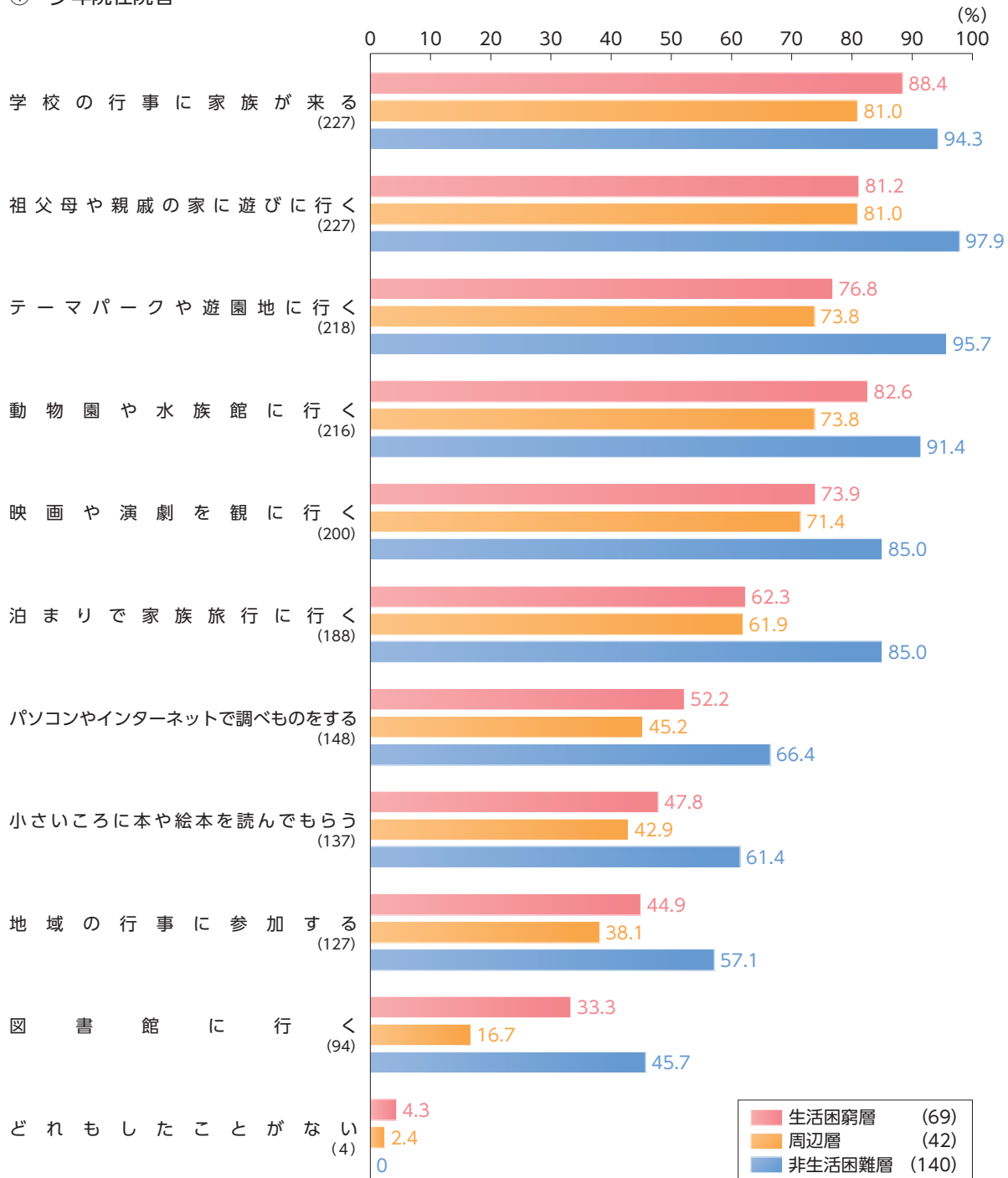
「低所得」、「家計のひっ迫」及び「子供の体験の欠如」の三つの要素につき、前記の基準で分類すると、少年院在院者の世帯では、生活困窮層が69人(27.5%)、周辺層が42人(16.7%)、非生活困窮層が140人(55.8%)であり、保護観察処分少年の世帯では、生活困窮層が34人(20.9%)、周辺層が34人(20.9%)、非生活困窮層が95人(58.3%)であった。

2 日常の生活状況等

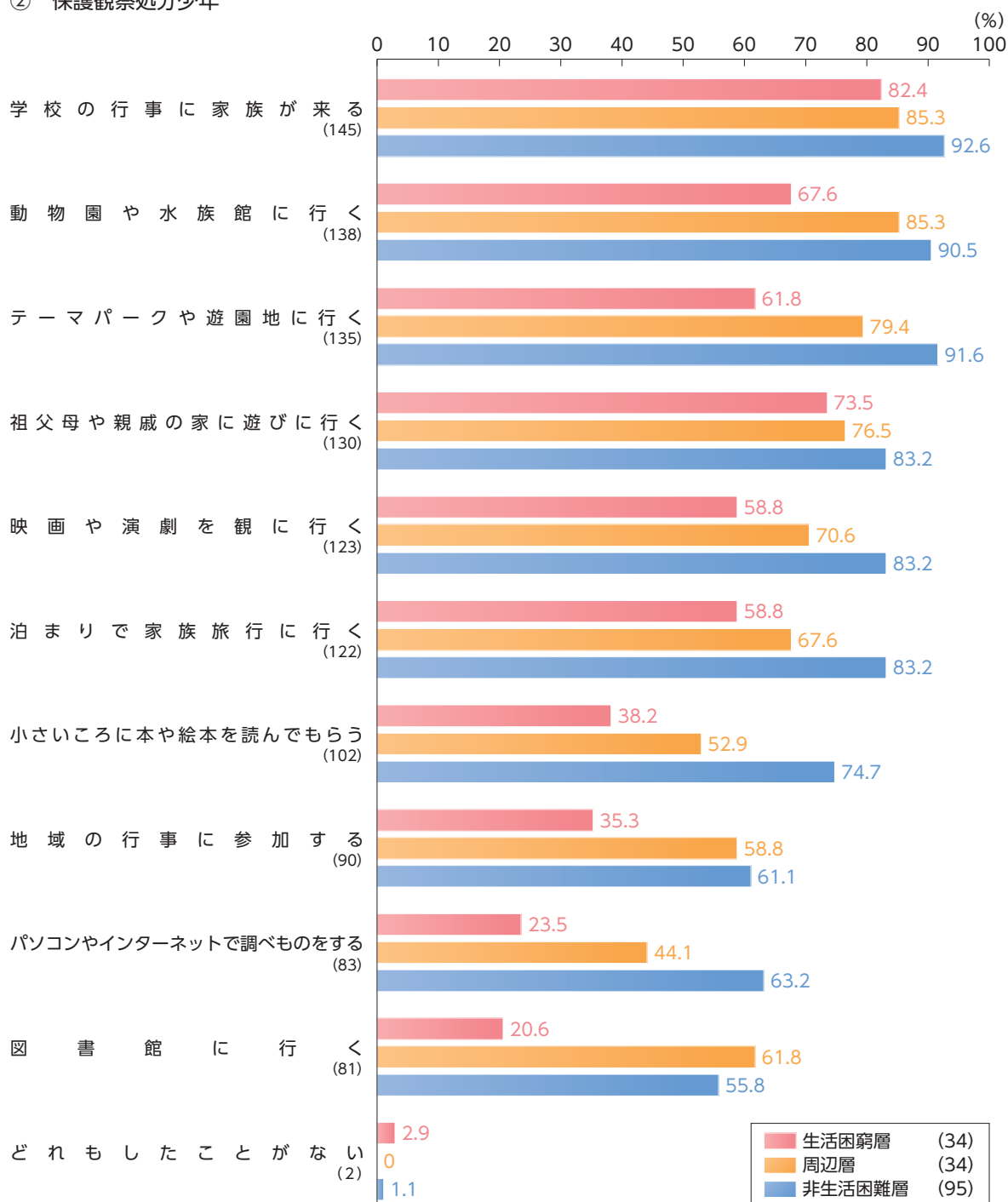
家族としたことがある経験（少年に対する調査）を経済状況別に見ると、7-5-4-4図のとおりである。少年院在院者、保護観察処分少年のいずれも、非生活困難層は、生活困窮層よりも、家族としたことがある経験の該当率が高かった。

7-5-4-4図 少年に対する調査 家族としたことがある経験（経済状況別）

① 少年院在院者



② 保護観察処分少年

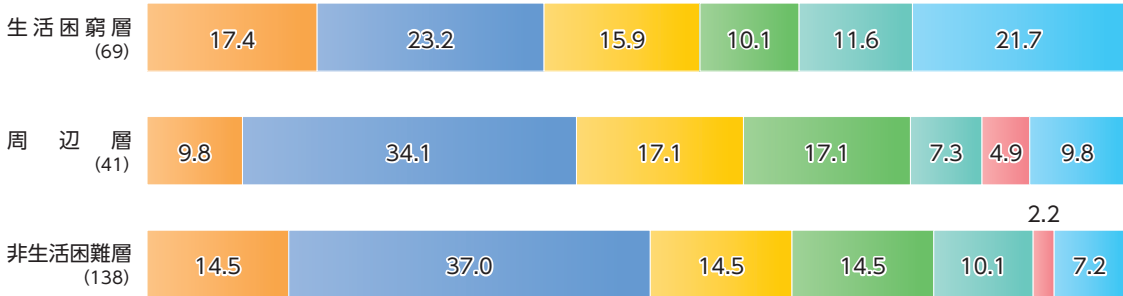


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 凡例の（ ）内は、経済状況別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の実人員である。

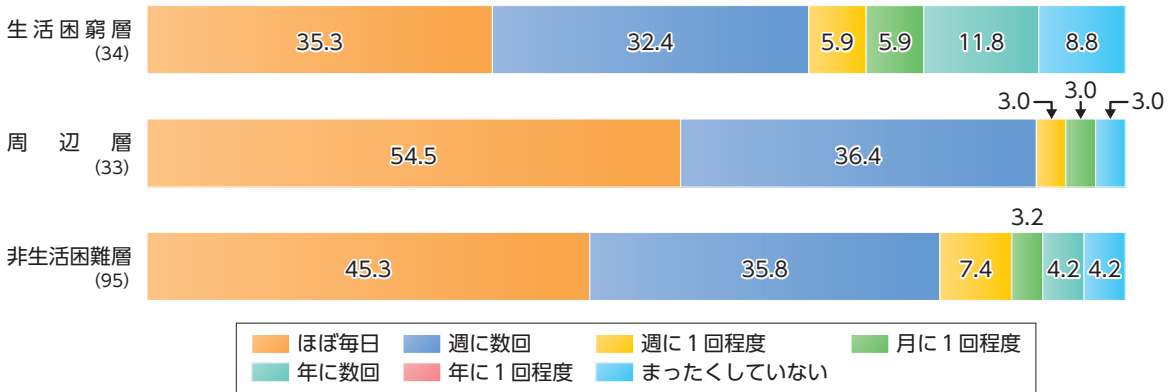
過去1年間に家族と一緒に夕食を食べた頻度（少年に対する調査）を経済状況別に見ると、7-5-4-5図のとおりである。少年院在院者、保護観察処分少年のいずれも、「まったくしていない」の構成比は、生活困窮層が最も高かった。

7-5-4-5図 少年に対する調査 家族との夕食の頻度（経済状況別）

① 少年院在院者



② 保護観察処分少年



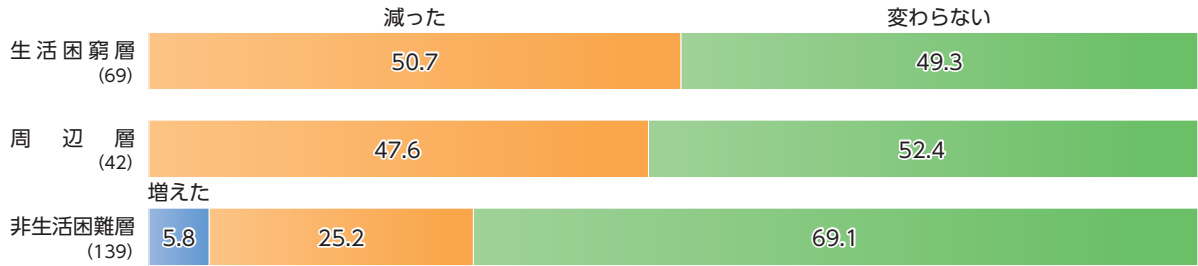
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 家族との夕食の頻度が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響について分析するため、保護者を調査対象者として、令和2年2月以前と比べた生活の変化について調査した。その結果を経済状況別に見ると、7-5-4-6図のとおりである。少年院在院者の家庭、保護観察処分少年の家庭のいずれも、経済状況が厳しくなるにつれて、生活に必要な支出が「増えた」の構成比や食料や衣服が買えないことが「増えた」の構成比が高くなっていった。

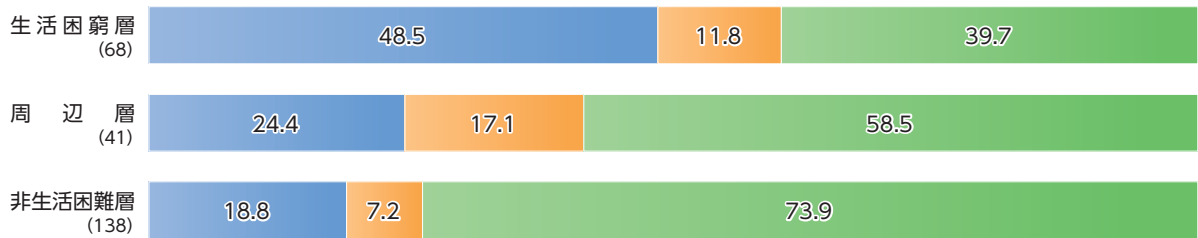
7-5-4-6 図 保護者に対する調査 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響（経済状況別）

① 少年院在院者

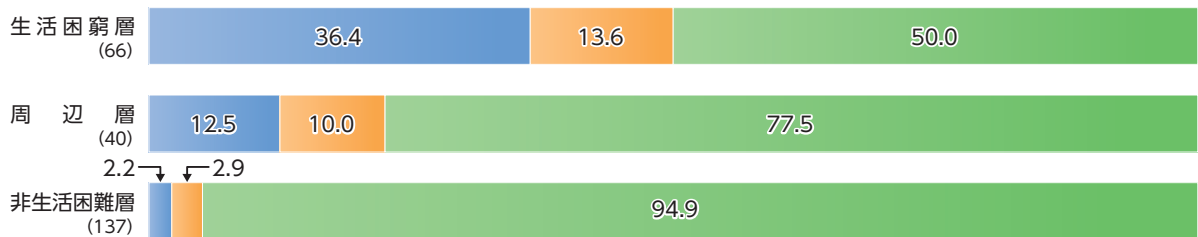
ア 世帯全体の収入の変化



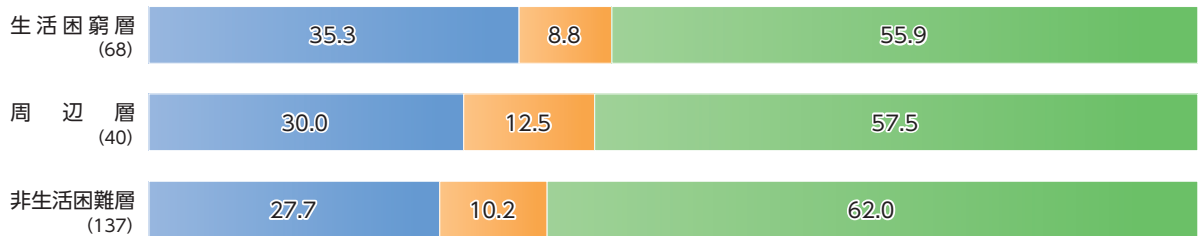
イ 生活に必要な支出の変化



ウ お金が足りなくて、必要な食料や衣服を買えないこと



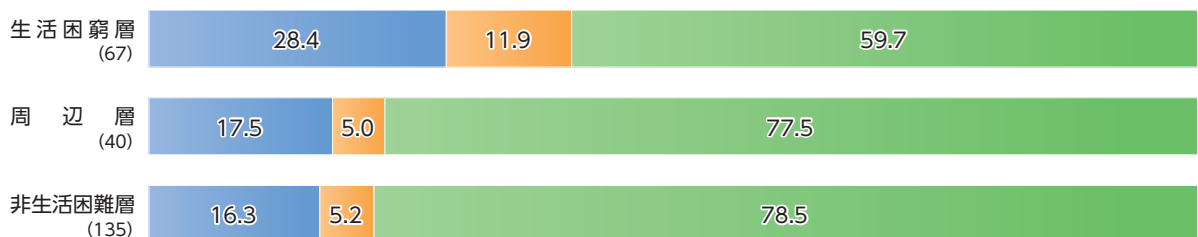
エ お子さんと話をすること



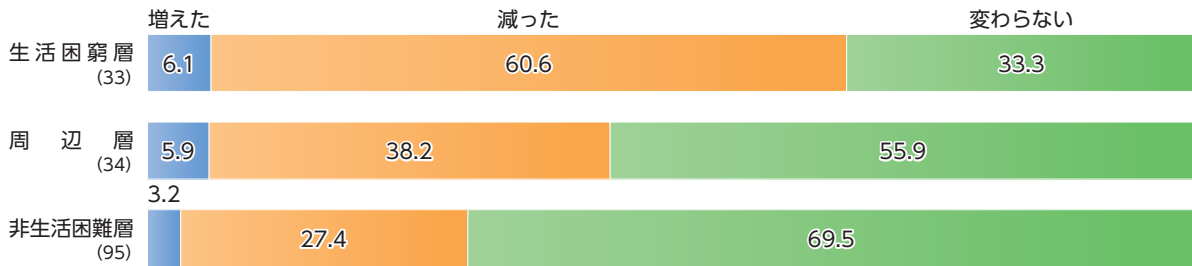
オ 家庭内で言い争ったり、もめごとが起きること



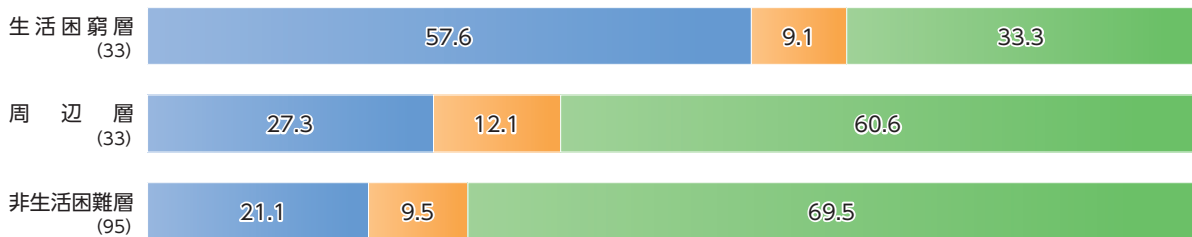
カ あなた自身がイライラや不安を感じたり、気分が沈むこと



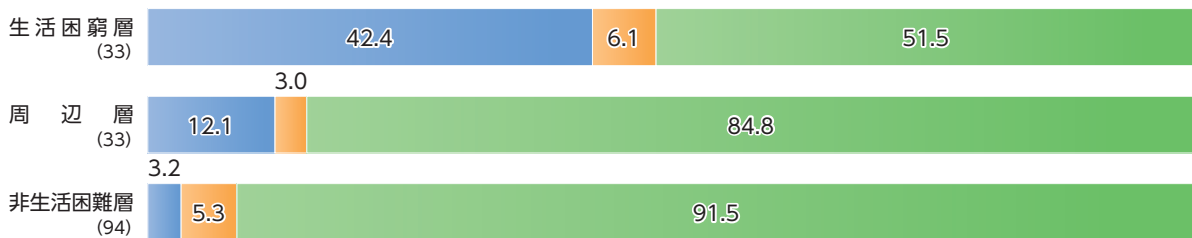
② 保護観察処分少年
ア 世帯全体の収入の変化



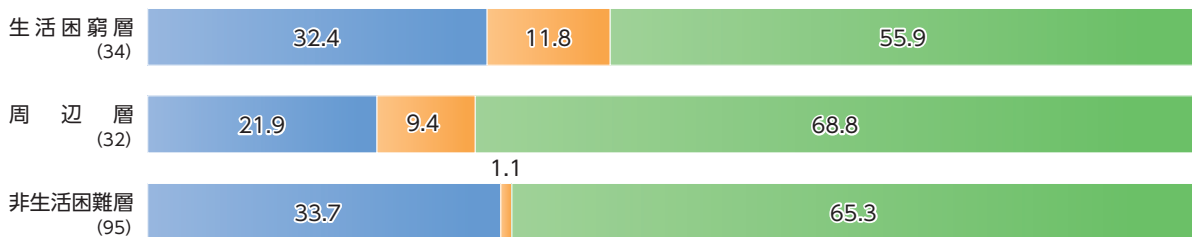
イ 生活に必要な支出の変化



ウ お金が足りなくて、必要な食料や衣服を買えないこと



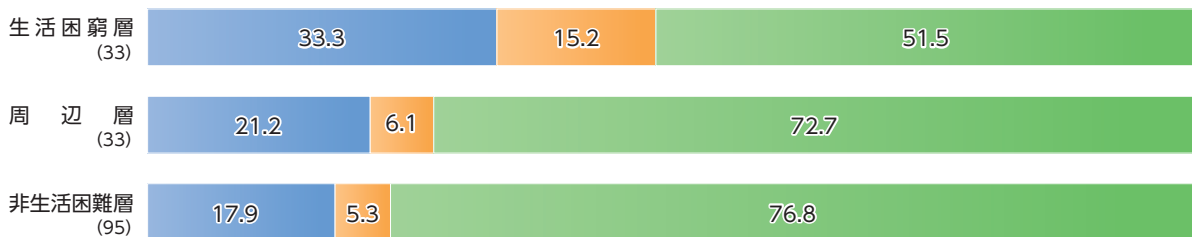
エ お子さんと話をすること



オ 家庭内で言い争ったり、もめごとが起きること



カ あなた自身がイライラや不安を感じたり、気分が沈むこと



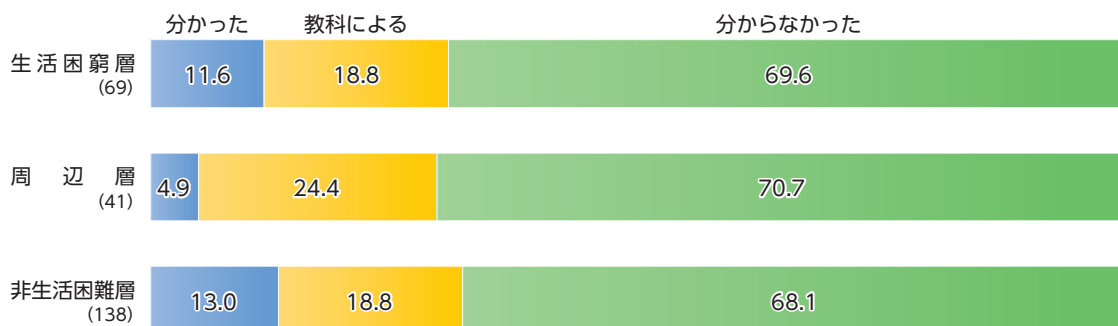
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 各項目の回答が不詳の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

3 就学の状況

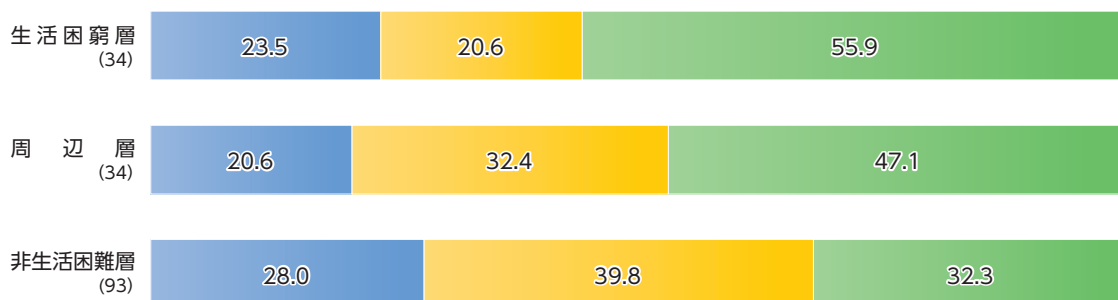
中学2年の頃の授業の理解度（少年に対する調査）を経済状況別に見ると、7-5-4-7図のとおりである。保護観察処分少年の非生活困難層を除き、「分からなかった」（「わからないことが多かった」及び「ほとんどわからなかった」の合計）の構成比が最も高く、少年院在院者は、保護観察処分少年よりも「分からなかった」の構成比が高かった。保護観察処分少年においては、生活困窮層、周辺層、非生活困難層につき、「分からなかった」の構成比は、それぞれ55.9%、47.1%、32.3%であった。

7-5-4-7図 少年に対する調査 中学2年の頃の授業の理解度（経済状況別）

① 少年院在院者



② 保護観察処分少年



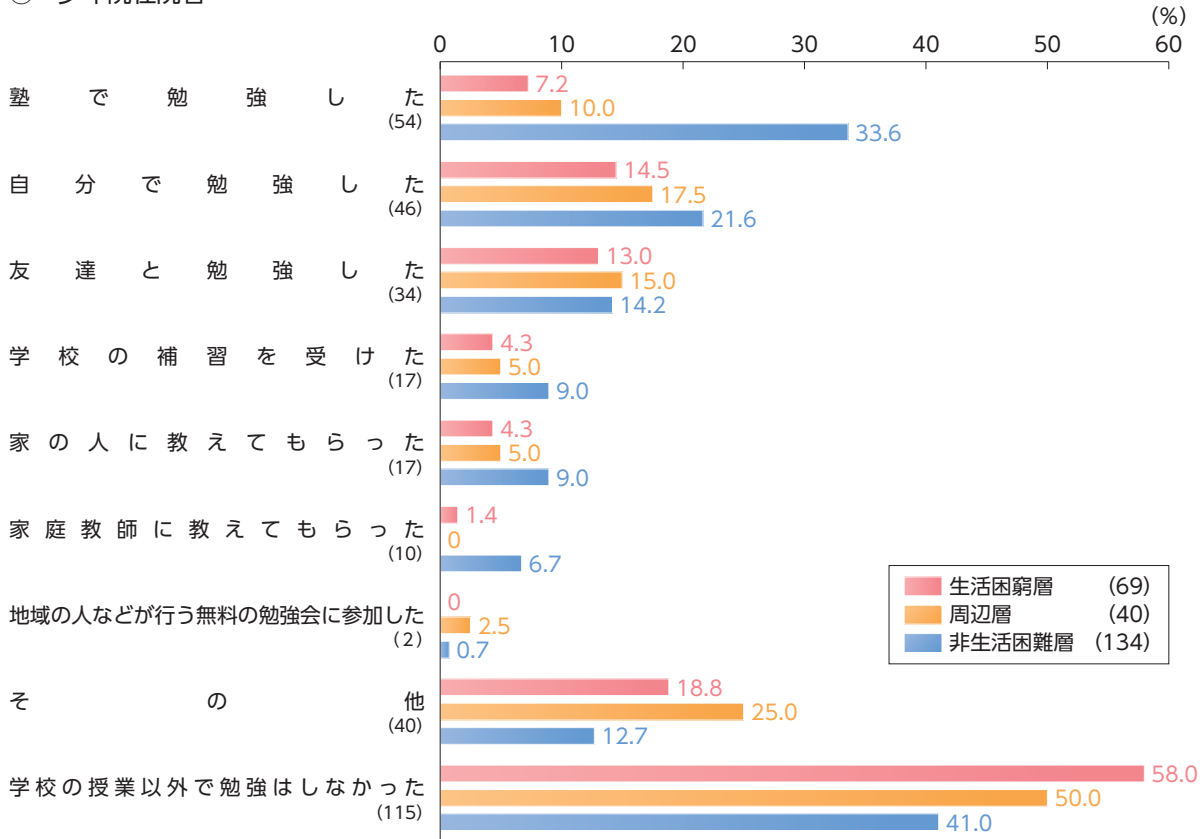
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 中学2年の頃の授業の理解度が不詳の者を除く。
 3 「分かった」は、「いつもわかった」及び「だいたいわかった」を合計した構成比であり、「分からなかった」は、「わからないことが多かった」及び「ほとんどわからなかった」を合計した構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

中学2年の頃の勉強の仕方（少年に対する調査）を経済状況別に見ると、7-5-4-8図のとおりである。少年院在院者は、保護観察処分少年と比べ、具体的な勉強方法の該当率が低く、「学校の授業以外で勉強はしなかった」の該当率が高かった。少年院在院者に関し、「塾で勉強した」の該当率を見ると、生活困窮層（7.2%）・周辺層（10.0%）と非生活困難層（33.6%）との間で大きな差が見られた。保護観察処分少年に関しても、生活困窮層（26.5%）は非生活困難層（37.0%）より「塾で勉強した」の該当率が低かったほか、「家の人に教えてもらった」、「友達と勉強した」などの項目においても、生活困窮層は非生活困難層より該当率が低かった。

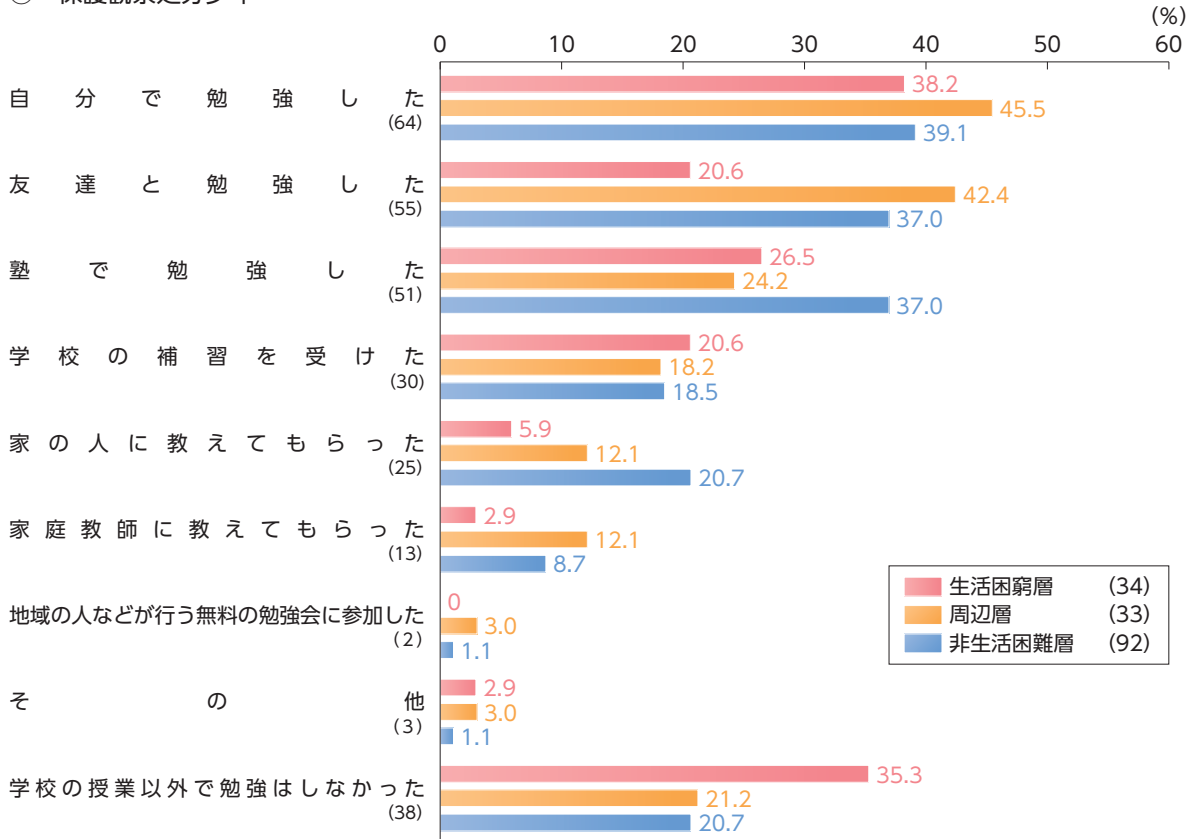
7-5-4-8図

少年に対する調査 中学2年の頃の勉強の仕方（経済状況別）

① 少年院在院者



② 保護観察処分少年



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 中学2年の頃の勉強の仕方が不詳の者を除く。

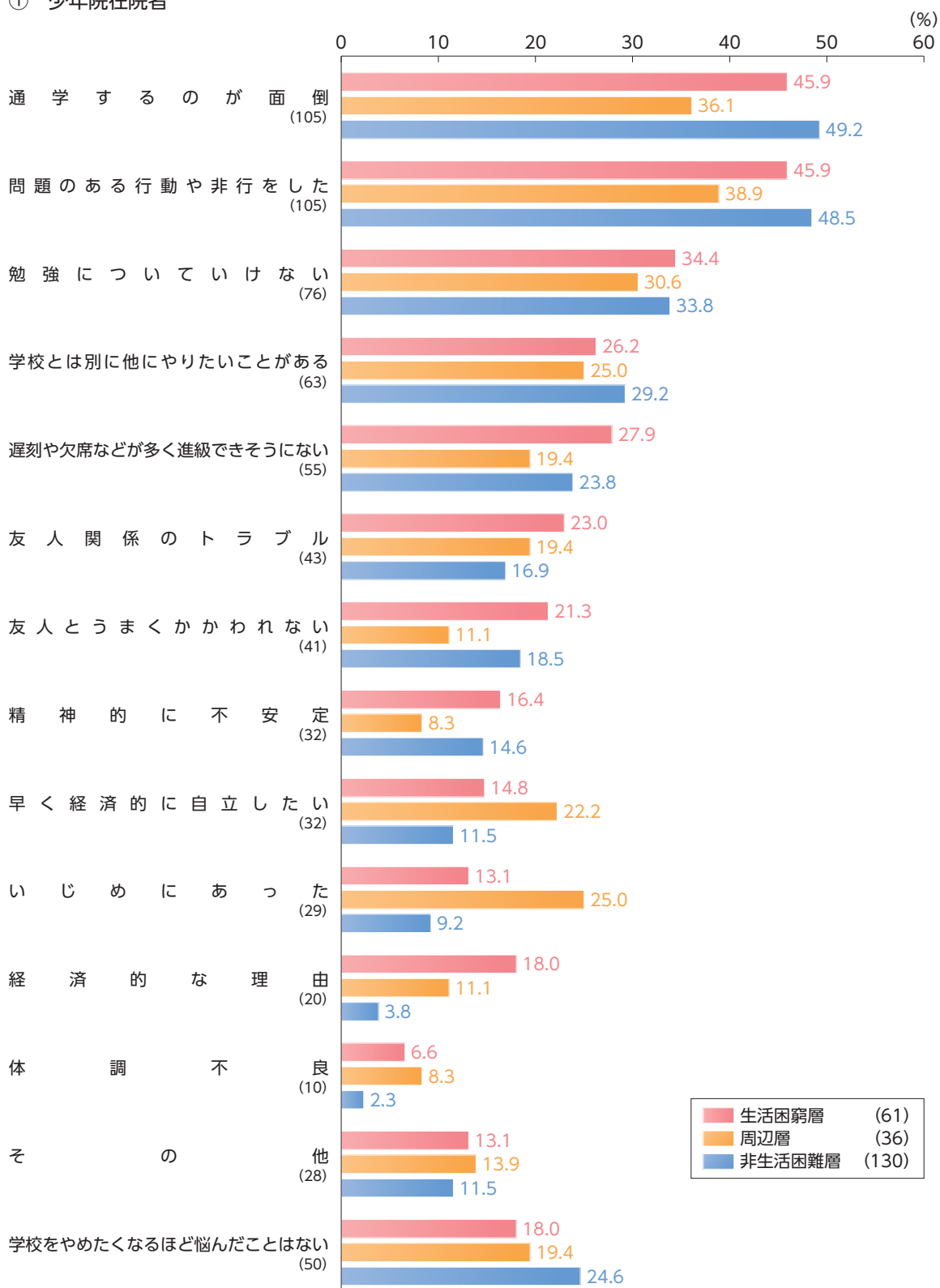
3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

4 凡例の（ ）内は、経済状況別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の実人員である。

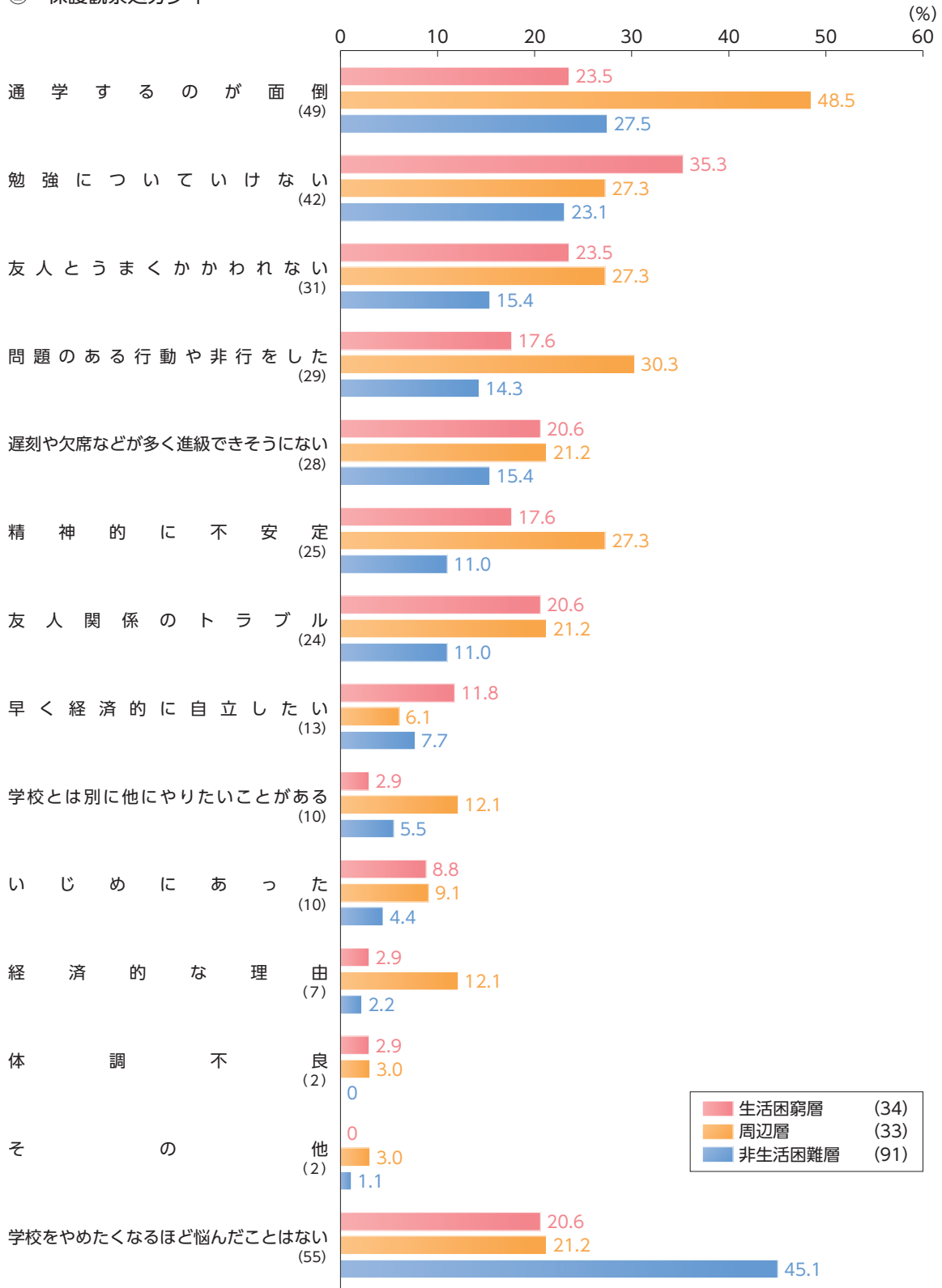
学校を辞めたくなるほど悩んだ経験（少年に対する調査）を経済状況別に見ると、7-5-4-9図のとおりである。少年院在院者、保護観察処分少年のいずれも「通学するのが面倒」が最も高かった。少年院在院者では、「勉強についていけない」、「遅刻や欠席などが多く進級できそうにない」、「友人関係のトラブル」、「友人とうまくかかわれない」、「精神的に不安定」及び「経済的な理由」の6項目について、それぞれ生活困窮層の該当率が最も高かった。保護観察処分少年では、「勉強についていけない」及び「早く経済的に自立したい」の2項目について、それぞれ生活困窮層の該当率が最も高かった。

7-5-4-9図 少年に対する調査 学校を辞めたくなるほど悩んだ経験（経済状況別）

① 少年院在院者



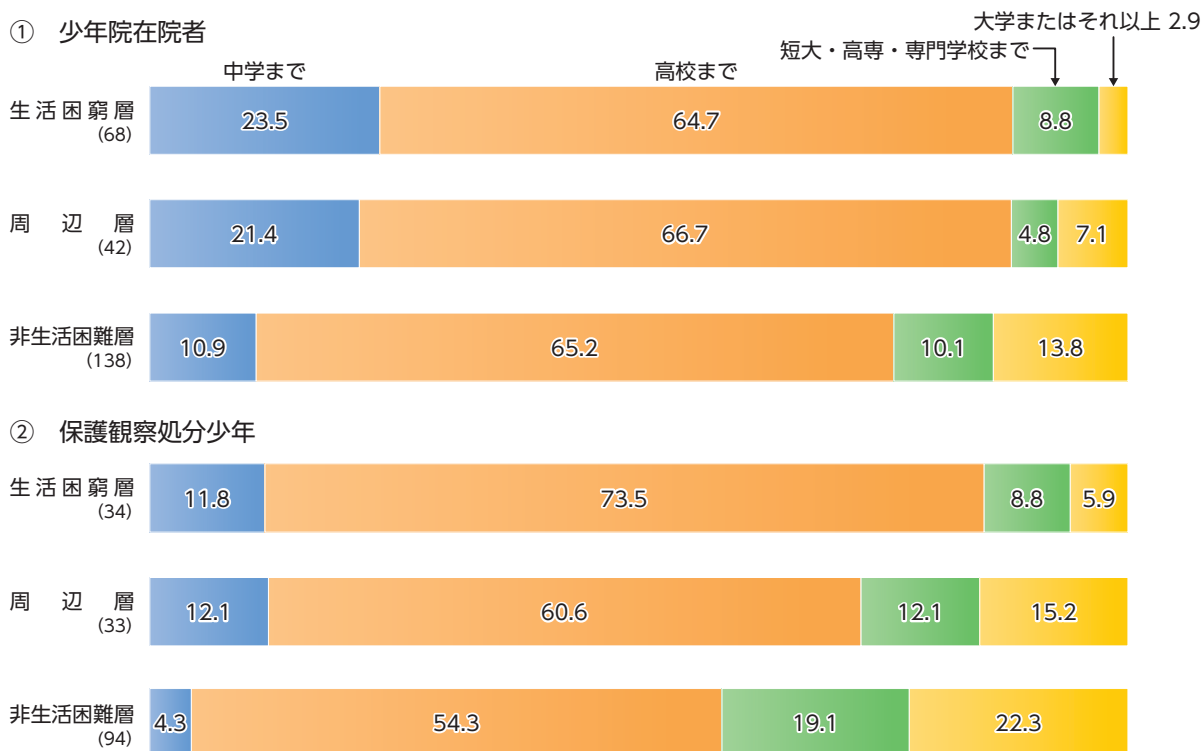
② 保護観察処分少年



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 学校を辞めたくなるほど悩んだ経験が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 凡例の（ ）内は、経済状況別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の実人員である。

子供が中学2年の頃における進学の見通し（保護者に対する調査）を経済状況別に見ると、7-5-4-10図のとおりである。少年院在院者の保護者、保護観察処分少年の保護者のいずれも、生活困窮層は、非生活困難層に比べ、「中学まで」の構成比が高く、「短大・高専・専門学校まで」や「大学またはそれ以上」の構成比が低かった。

7-5-4-10図 保護者に対する調査 進学の見通し（経済状況別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 進学の見通しが不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

コラム11 保護観察所における修学支援パッケージの試み

社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められることが多い実情にあることに鑑み、政府においては、これまで、高等学校の中退防止のための取組や、高等学校中退者等に対する学習相談や学習支援を実施してきた。具体的には、例えば、保護観察所においては、修学支援の取組として、学校等の関係機関との連携に取り組むなどしてきたところ、より直接的に学習の継続につながる支援等を行うべく、令和3年度から4年度まで、「修学支援パッケージ」の試行を一部の庁で行った。このコラムでは、試行庁であった福岡保護観察所の取組を例に、修学支援パッケージでの支援の実情について紹介する（なお、福岡保護観察所の取組に係る記載内容は、4年8月の調査時点のものである。）。

修学支援パッケージは、修学の継続のために支援が必要と認められる保護観察対象者（保護観察の類型別処遇（第3編第2章第5節3項（1）参照）において、就学類型に認定された者（学校に在籍しており、その継続が改善更生に資する者や、不就学の状態にあり、進学・復学を希望し、支援が必要と認められる者）等）に対し、個々の支援対象者のニーズに応じて、学習支援、学校等の関係機関とのケース会議の実施等を組み合わせて実施するものである。

福岡保護観察所では、修学支援パッケージの対象者に学習支援や学校との協議等の支援が実施されている。学習支援については、主として、以下の二つの方法により実施されており、一つは、「ばいこうカフェ」と呼ばれる学習支援である。これは、福岡保護観察所が主催し、更生保護に関わるボランティアの協力を得て行われており、交通の便が良く、休日も使用可能であることから、福岡市内にある更生保護施設で実施されている。参加する支援対象者から、普段の勉強で分からないところを確認しておき、当日は、教員免許を有する保護司により学習支援が行われているほか、高卒認定試験の受験に関しても助言が行われている。学習支援が行われた後は、更生保護女性会の会員との軽食をとりながらの交流も行われている。もう一つは、地域のNPO法人と連携した学習支援である。このような支援の一例として、地域で無料での学習支援を行うNPO法人に、支援対象者の学習支援を依頼し、オンラインにより、ボランティアの大学生から勉強を教えてもらうとともに、大学進学に係る様々な助言を受けることができた事例がある。当該NPO法人による学習支援は無料で行われていることから、経済的な事情により就学の継続が困難な支援対象者にとっても利用しやすいという利点がある。

次に、学校との協議については、家庭環境が落ち着かず、深夜はいかいを繰り返していた中学生の支援対象者について、担当の保護観察官が校長や担任教師と協議するなど、学校と連携して登校継続のための支援が行われるなどしている。

このように、一部の庁で修学支援パッケージの試行が行われていたところ、試行結果を踏まえ、令和5年度からは、全国の保護観察所において、修学支援パッケージが実施されることとなった。BBS会員（第2編第5章第6節4項（2）参照）や教員経験のある保護司等による学習支援を行うとともに、学校等の関係機関とのケース会議を実施するなどして、修学支援パッケージを実施することとされており、今後の更なる充実が望まれる。

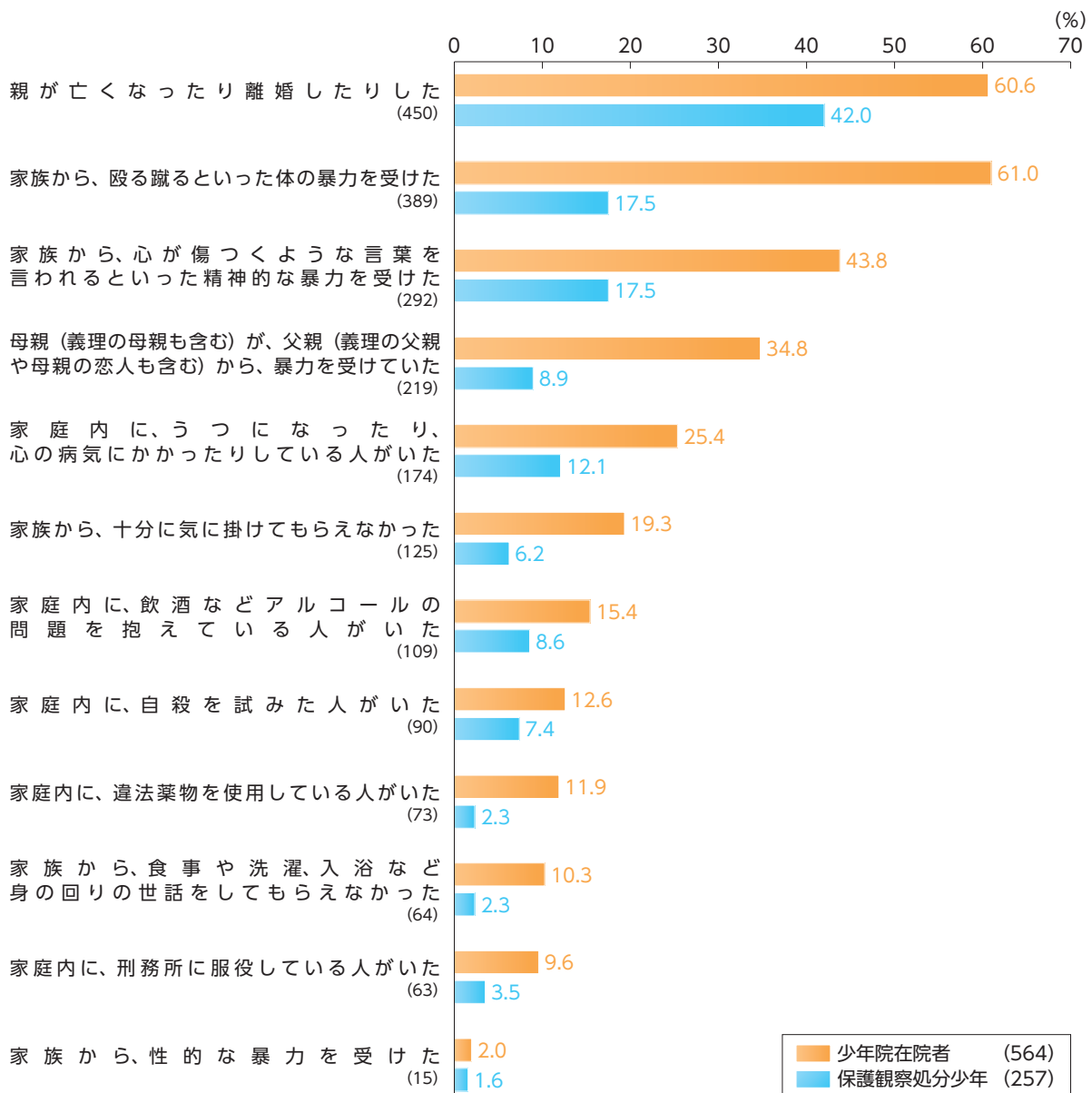
第5節 小児期逆境体験（ACE）の有無による比較

この節では、少年に対する調査の結果から、まず、ACEの状況について概観した上で、その有無による比較を行う。

1 ACEの状況

ACEは心身の健康やハイリスク行動に影響するとされていることから、ACEの状況を調査するため、「家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた」等の12項目について、少年に対し回答を求めた（18歳まで（18歳未満の者は調査時の年齢まで）の経験）。7-5-5-1図は、各項目の該当率を見たものである。少年院在院者、保護観察処分少年でACEを有する者（ACE該当数が1項目以上の者）は、それぞれ494人（87.6%）、150人（58.4%）であった。

7-5-5-1図 少年に対する調査 小児期逆境体験（ACE）の経験の有無



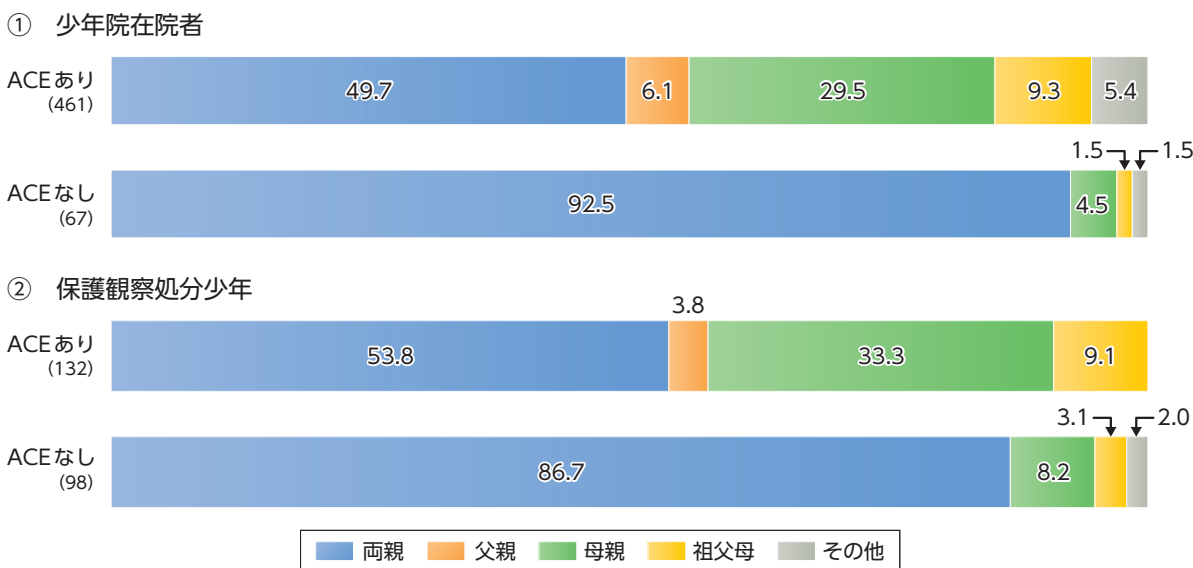
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 いずれかの項目が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 凡例の（ ）は、区分別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の実人員である。

項目ごとに見ると、調査対象者全体では、「親が亡くなったり離婚したりした」(54.8%)の該当率が最も高く、次いで、「家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた」(47.4%)、「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」(35.6%)の順であった。全ての項目につき、少年院在院者の該当率は、保護観察処分少年の該当率よりも高く、中でも「家庭内に、違法薬物を使用している人がいた」(少年院在院者11.9%、保護観察処分少年2.3%)、「家族から、食事や洗濯、入浴など身の回りの世話をしてもらえなかった」(少年院在院者10.3%、保護観察処分少年2.3%)及び「母親(義理の母親も含む)が、父親(義理の父親や母親の恋人も含む)から、暴力を受けていた」(少年院在院者34.8%、保護観察処分少年8.9%)の項目は少年院在院者の該当率が顕著に高かった。

2 養育の状況

幼少期の養育者をACEの有無別に見ると、7-5-5-2図のとおりである。少年院在院者、保護観察処分少年のいずれも、ACEありは、ACEなしに比べ、「両親」の構成比が低く、「両親」以外の構成比が高かった。

7-5-5-2図 少年に対する調査 幼少期の養育者（ACEの有無別）

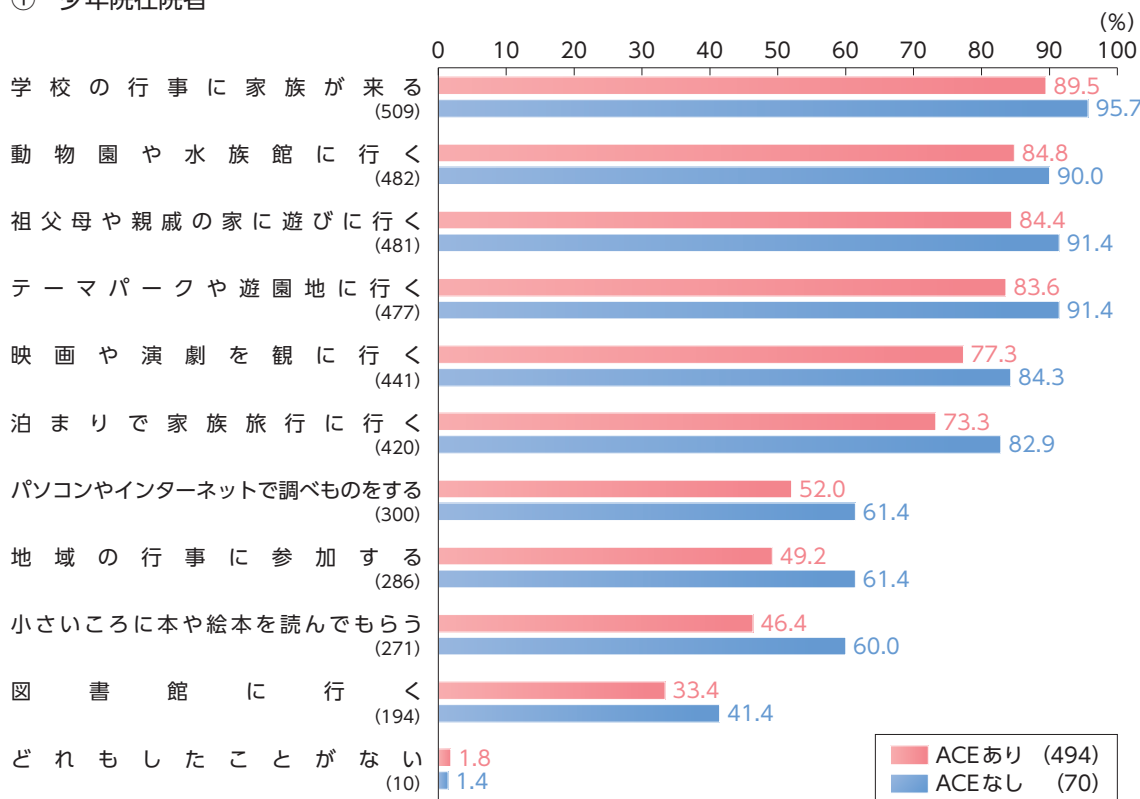


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 幼少期の養育者が不詳の者を除く。
 3 「父親」及び「母親」は、母親又は父親と死別又は離別したものである。
 4 ()内は、実人員である。

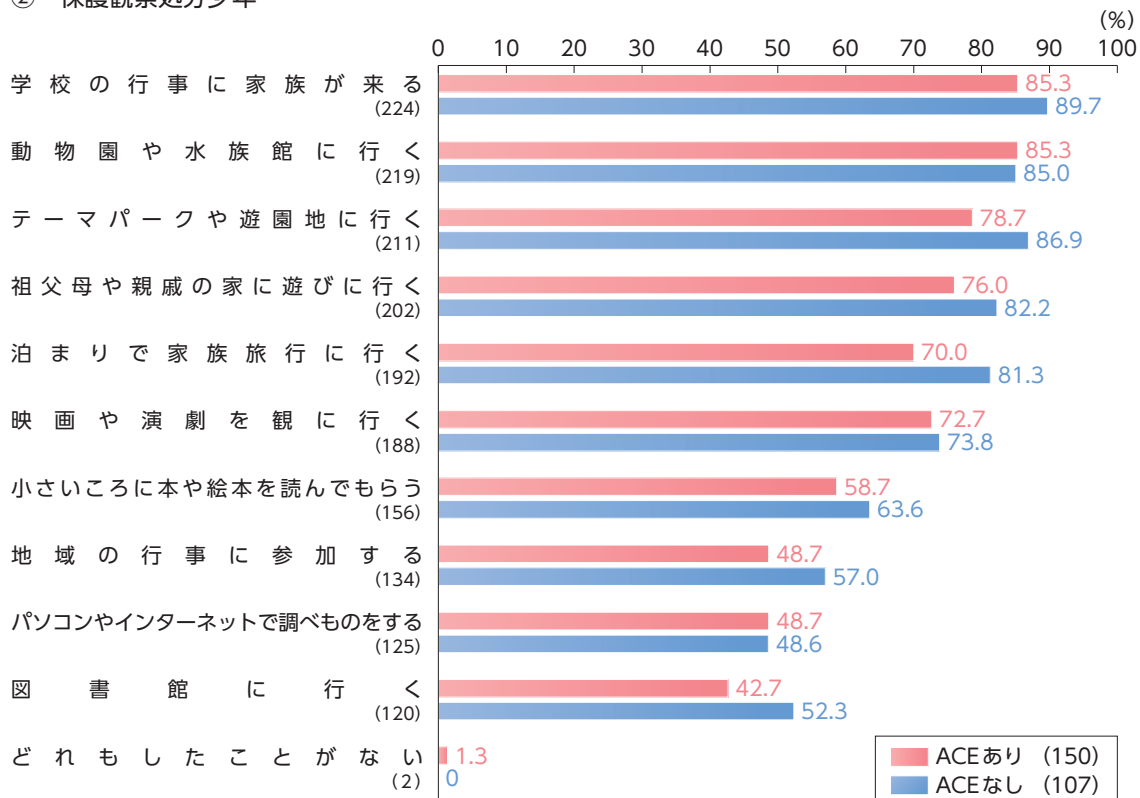
家族としたことがある経験をACEの有無別に見ると、7-5-5-3図のとおりである。少年院在院者、保護観察処分少年のいずれも、総じて、ACEなしは、ACEありと比べ、家族としたことがある経験の該当率が高い傾向が見られた。

7-5-5-3図 少年に対する調査 家族としたことがある経験（ACEの有無別）

① 少年院在院者



② 保護観察処分少年

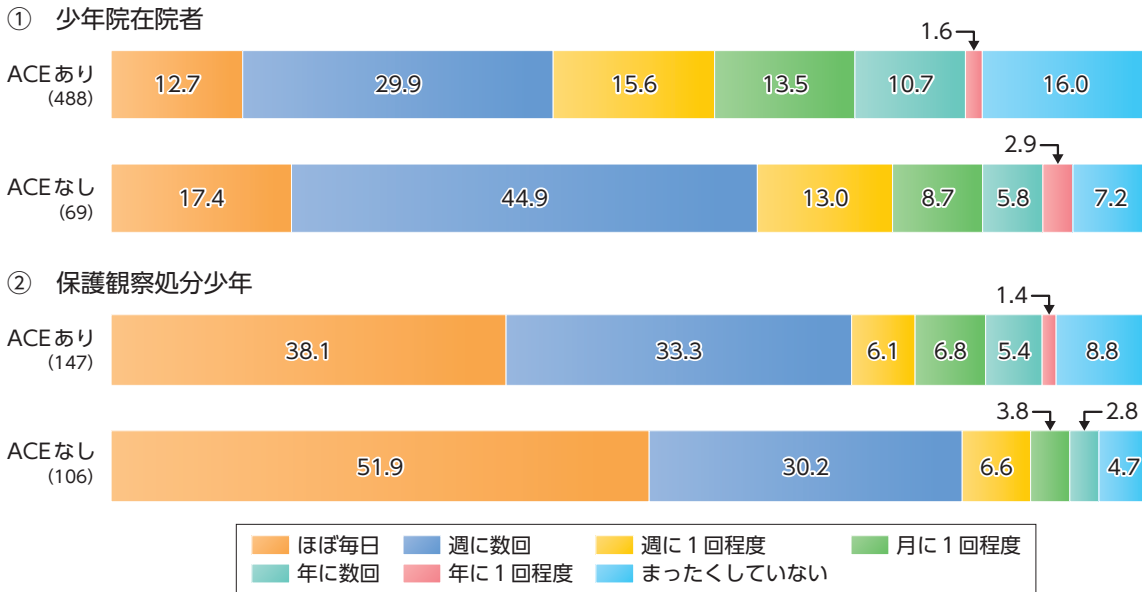


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 凡例の（ ）内は、ACEの有無別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の実人員である。

3 日常生活状況

過去1年間に家族と一緒に夕食を食べた頻度をACEの有無別に見ると、7-5-5-4図のとおりである。少年院在院者、保護観察処分少年のいずれも、ACEありは、ACEなしに比べて、家族との夕食の頻度が低い傾向があり、「週に1回程度」以上の該当率を見ると、少年院在院者は、ACEあり(58.2%)は、ACEなし(75.4%)より17.2pt低く、保護観察処分少年は、ACEあり(77.6%)は、ACEなし(88.7%)より11.1pt低かった。

7-5-5-4図 少年に対する調査 家族との夕食の頻度 (ACEの有無別)



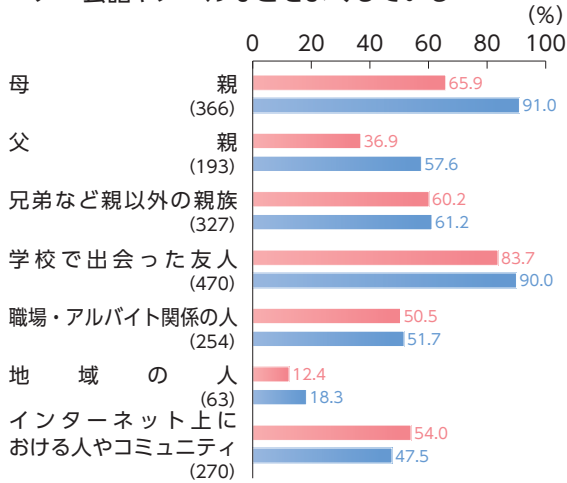
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 家族との夕食の頻度が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

他者との関わり方をACEの有無別に見ると、7-5-5-5図のとおりである。少年院在院者、保護観察処分少年のいずれも、多くの項目において、ACEありは、ACEなしに比べて該当率が低い傾向にあり、特に「父親」及び「地域の人」の該当率が低い傾向が見られた。しかし、ACEありの少年院在院者の「インターネット上における人やコミュニティ」の該当率は、全ての項目において、ACEなしより該当率が高かった。

7-5-5-5 図 少年に対する調査 他者との関わり方 (ACEの有無別)

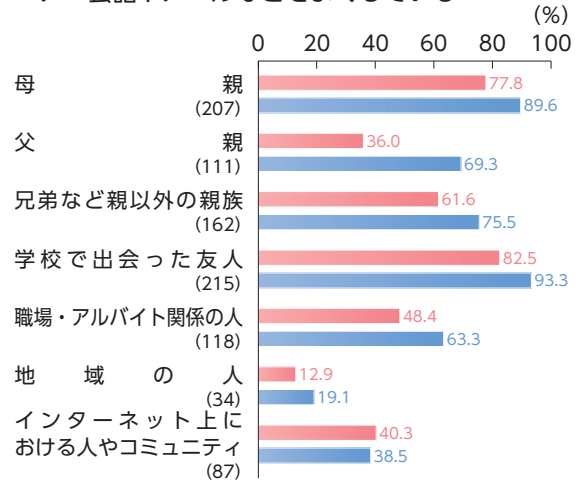
① 少年院在院者

ア 会話やメールなどをよくしている

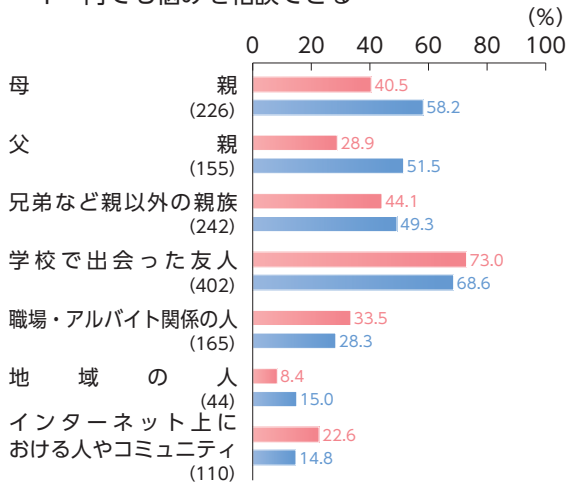


② 保護観察処分少年

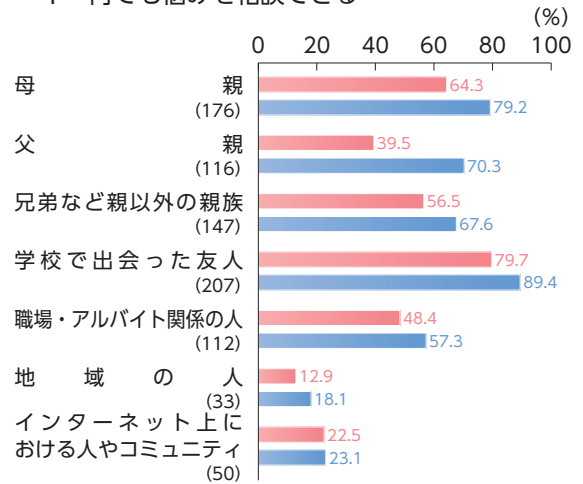
ア 会話やメールなどをよくしている



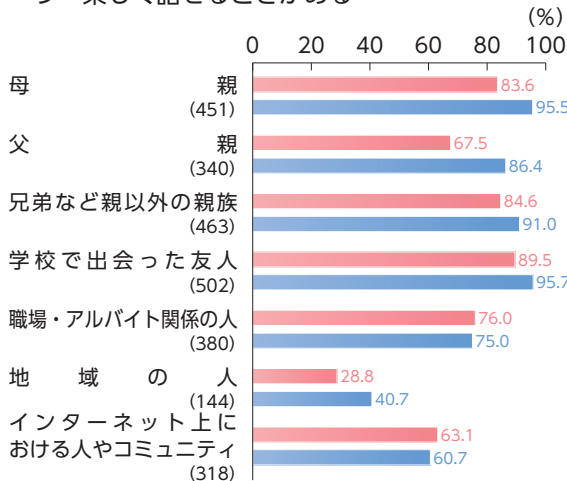
イ 何でも悩みを相談できる



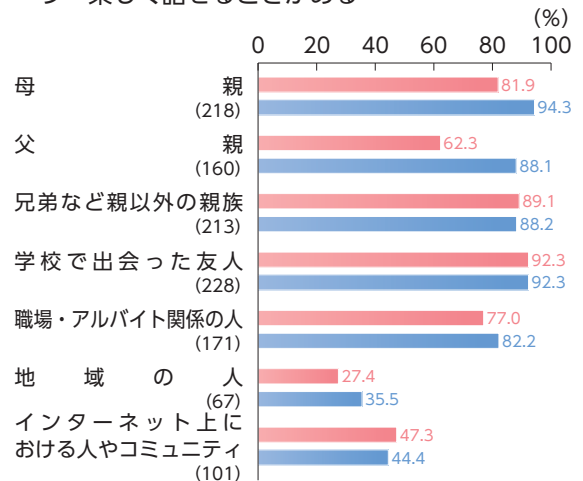
イ 何でも悩みを相談できる



ウ 楽しく話せるときがある

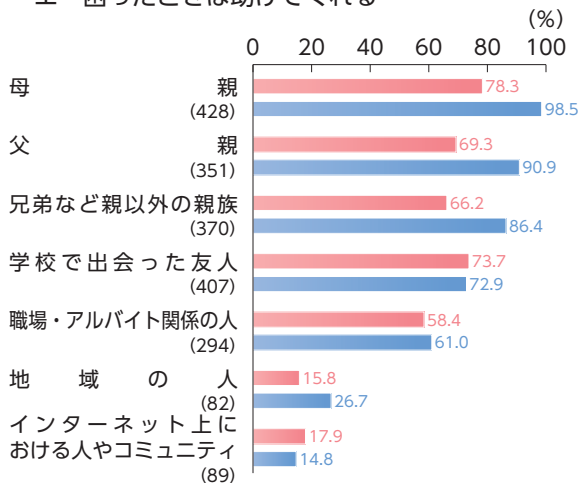


ウ 楽しく話せるときがある

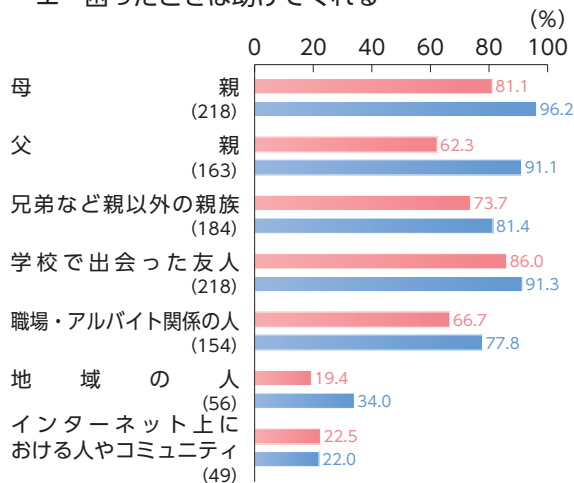


ACEあり ACEなし

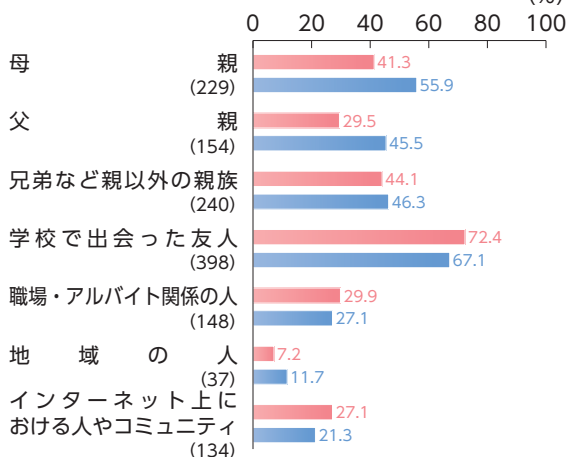
エ 困ったときは助けてくれる



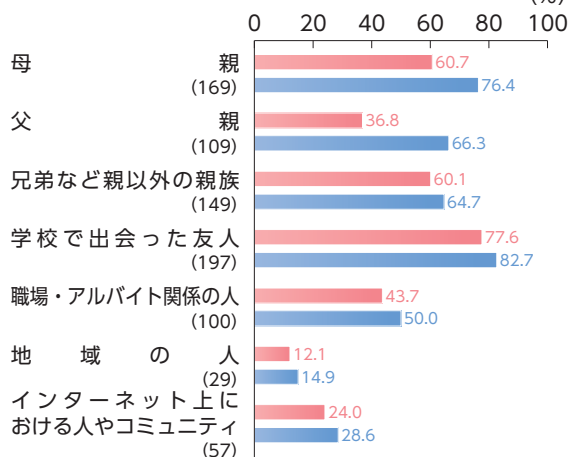
エ 困ったときは助けてくれる



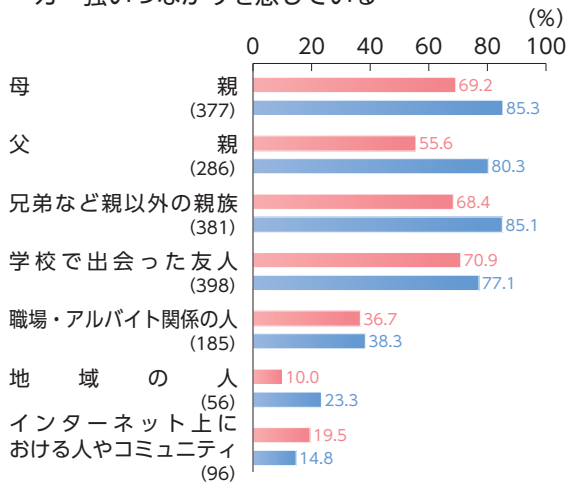
オ 他の人には言えない本音を話せることがある



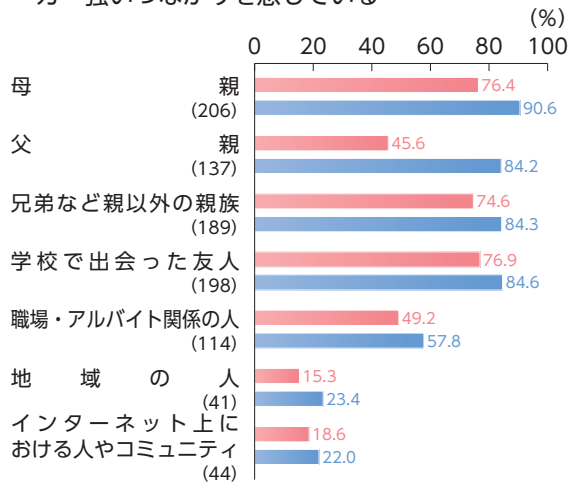
オ 他の人には言えない本音を話せることがある



カ 強いつながりを感じている



カ 強いつながりを感じている



ACEあり ACEなし

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目について、他者との関わり方が不詳の者を除く。
 3 各項目について、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」に該当した者の比率である。
 4 ()内は、各項目に該当した者の実人員である。

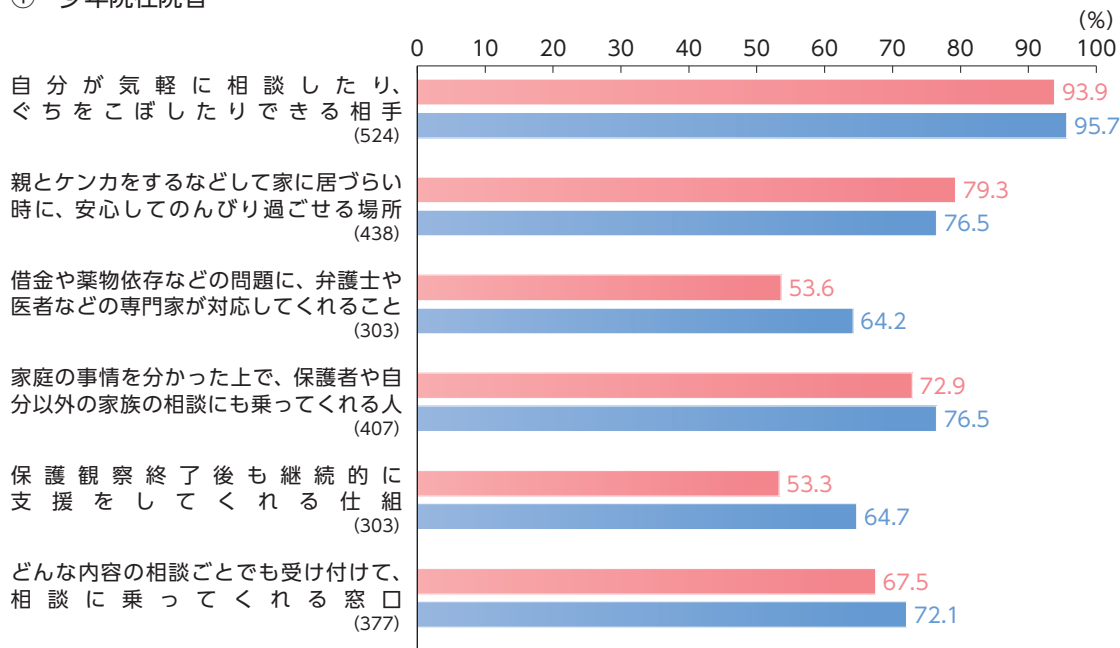
4 周囲との関わり、社会とのつながり

これから先の自分や家族にとって必要な人や仕組みをACEの有無別に見ると、7-5-5-6図のとおりである。少年院在院者、保護観察処分少年のいずれも、「自分が気軽に相談したり、ぐちをこぼし

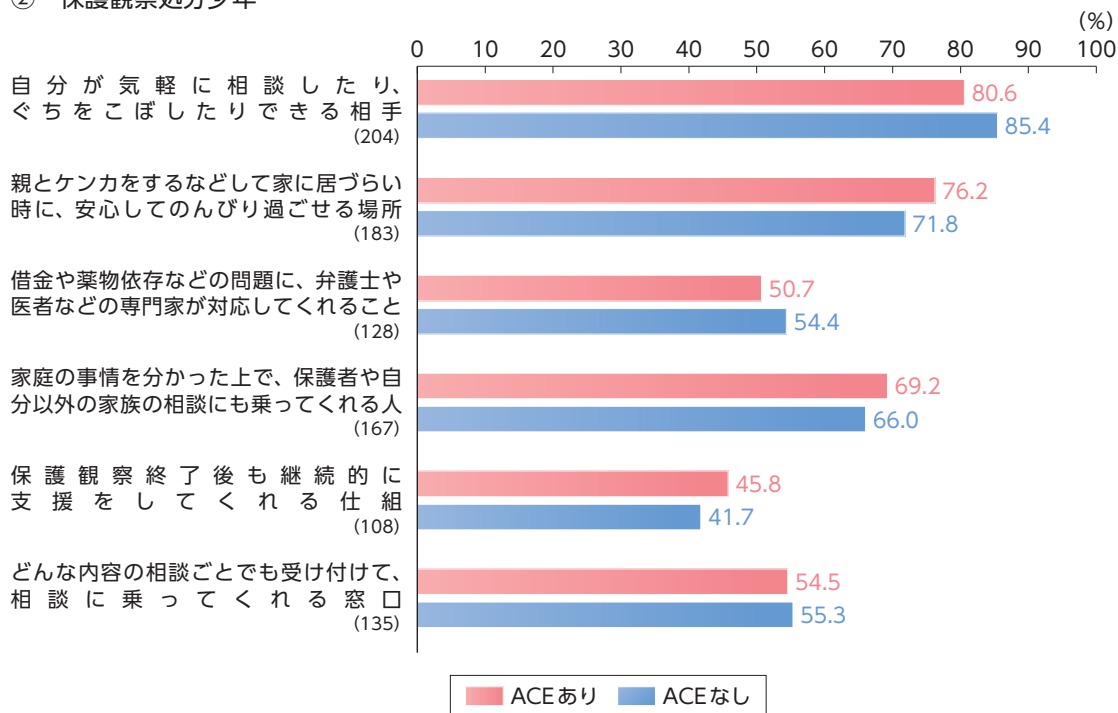
たりできる相手」の該当率が最も高く、次いで高かったのは「親とケンカをするなどして家に居づらい時に、安心してのんびり過ごせる場所」であった。ACEの有無別では、少年院在院者の「保護観察終了後も継続的に支援をしてくれる仕組み」の該当率は、ACEなしがACEありより11.4pt高く、少年院在院者の「借金や薬物依存などの問題に、弁護士や医者などの専門家が対応してくれること」の該当率も、ACEなしがACEありより10.6pt高かった。

7-5-5-6 図 少年に対する調査 これから先の自分や家族にとって必要な人や仕組み (ACEの有無別)

① 少年院在院者



② 保護観察処分少年



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目の回答が不詳の者を除く。
 3 各項目について、「とても必要」又は「やや必要」に該当した者の比率である。
 4 () 内は、各項目に該当した者の実人員である。

コラム12 男女の違いによる比較

ACEの有無について、男女別に比較を行ったところ、明らかな違いが見られたので、このコラムでは、その結果を紹介する。

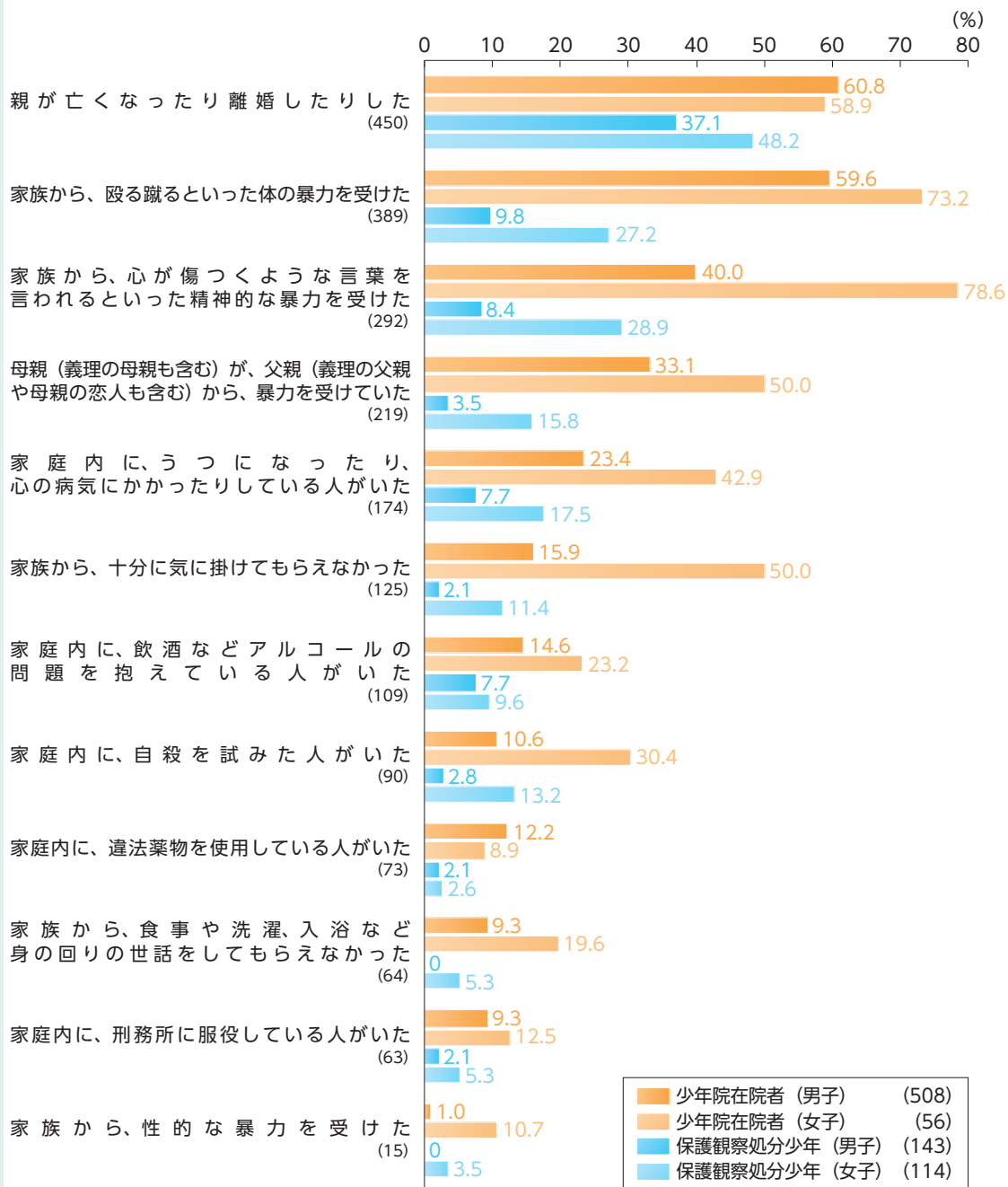
分析対象者数は、少年院在院者564人（男子508人、女子56人）、保護観察処分少年257人（男子143人、女子114人）であった。

18歳まで（18歳未満の者については調査時点の年齢まで）のACEの有無について、ACEの全12項目のうち、1項目以上該当があった者を「ACEあり」、1項目も該当がなかった者を「ACEなし」として分析したところ、ACEありの人数及び構成比は、少年院在院者（男子）が441人（86.8%）、同（女子）が53人（94.6%）、保護観察処分少年（男子）が71人（49.7%）、同（女子）が79人（69.3%）であった。少年院在院者・保護観察処分少年共に、男子よりも女子のACEありの構成比が高く、特に、少年院在院者（女子）では、ACEありの構成比が9割を超えていた。

男女差をより詳細に見るため、ACEの全12項目について、男女別に見たものが図6である。少年院在院者では10項目で男子よりも女子の該当率が高く、保護観察処分少年では全項目で男子よりも女子の該当率が高かった。特に、少年院在院者（女子）では、総じて該当率が高い傾向が見られ、7割を超える項目（「家族から、心が傷つくような言葉を言われる」といった精神的な暴力を受けた」（78.6%）及び「家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた」（73.2%））が見られたほか、5割以上の項目（「親が亡くなったり離婚したりした」（58.9%）、「母親（義理の母親も含む）が、父親（義理の父親や母親の恋人も含む）から、暴力を受けていた」（50.0%）及び「家族から、十分に気に掛けてもらえなかった」（50.0%））も見られた。また、男女で最も該当率の差が大きかった項目は、少年院在院者・保護観察処分少年共に、「家族から、心が傷つくような言葉を言われる」といった精神的な暴力を受けた」であり、該当率はそれぞれ、少年院在院者（男子）40.0%に対し同（女子）78.6%、保護観察処分少年（男子）8.4%に対し同（女子）28.9%であった。

保護観察処分少年よりも少年院在院者の方が、ACEありの構成比が高いところ（本節1項参照）、男女別で見ると、男子よりも女子の方が、ACEありの構成比が高く、特に、少年院在院者（女子）は、ACEありの者がほとんどであることが明らかとなった。少年院在院者（女子）については、特に、小児期に逆境を重複して経験している可能性があり、トラウマ（心的外傷）との関連が懸念される（少年院におけるトラウマインフォームドケアの試みについては、コラム13参照）。

図6 少年に対する調査 小児期逆境体験（ACE）の経験の有無（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 いずれかの項目が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 凡例の（ ）内は、区分別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の実人員である。

コラム13 少年院におけるトラウマインフォームドケアの試み

トラウマインフォームドケアとは、トラウマの影響を理解し、トラウマの兆候や症状を認識した上で対応することで、再トラウマ化を防ぎ、適切なケアやサポートが可能になるという概念である。少年院在院者（以下「在院者」という。このコラムにおいて同じ。）の中には、小児期における逆境体験を有する者が少なくなく（7-5-5-1 図参照）、そうした体験に起因するトラウマを抱えている者も一定数いることが推察される。

現在、女子少年院で実施されている「女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム」（概要については、第4編第7章第2節2項（2）参照）は、女子在院者の非行の背景として、過去の傷付き体験の影響があることを考慮した内容となっているが、処遇の効果を上げるためには、指導に当たる職員がトラウマに関する知識を持つことが必要である。また、男子在院者の中にも逆境体験のあるものが一定数いることから、少年院においては、令和元年度から、全国の少年院の職員を対象として、被虐待経験等を有する在院者の処遇に当たり必要な知識・技能を付与することを目的とした研修を実施している。また、令和2年度からは、女子を収容する少年院を中心に、NPO法人レジリエンスの協力を得て、傷付き体験やトラウマとの向き合い方などについて在院者向けの講話を実施するとともに、トラウマを抱える在院者への適切な処遇の在り方について職員との打合せを実施するなどしている。

非行の背景に小児期の逆境体験があり、様々な障害等を有する在院者の状態や行動を理解する上で、トラウマの影響を認識する視点は重要である。トラウマについて理解しないまま関わってしまうと、在院者が「分かってもらえない」という失望や怒りを感じたり、無理解によって叱責してしまうと、在院者が傷付き体験を思い出したりし、トラウマ反応がますます悪化する可能性も考えられる。トラウマインフォームドケアの知見が広まることで、トラウマを抱える在院者の行動の理解が深まるなど、処遇の一助になることが期待される。

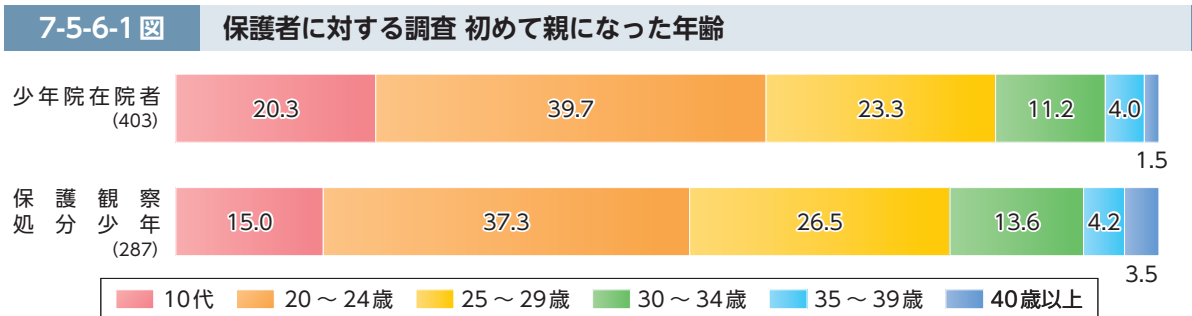
また、非行少年を含め、非行からの立ち直りに携わる全ての人々がトラウマについて理解することで、無理解や誤解に基づく再トラウマを防ぐことができるという視点は、本来、少年院の職員に限定されるものではなく、非行少年に関わる、刑事司法の全ての段階における関係者にも必要と言える。非行少年の処遇全体を通して、トラウマを抱える少年へのより適切な指導・支援につながる何が何より望まれる。

第6節 保護者の意識・実情

この節では、保護者に対する調査結果のうち、その意識・実情として特徴的な事項を中心に紹介し、非行少年（少年院在院者及び保護観察処分少年）の保護者の状況を明らかにする。

1 初めて親になった年齢

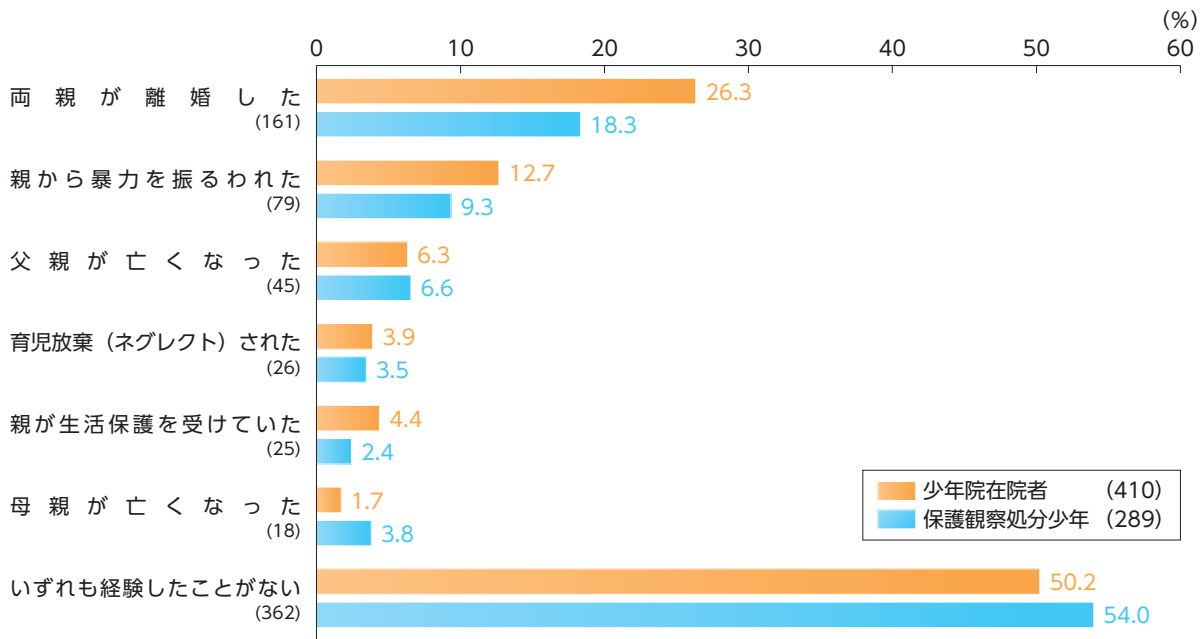
7-5-6-1図は、（実子以外も含めて）初めて親となった年齢を見たものである。少年院在院者の保護者、保護観察処分少年の保護者のいずれにおいても、「20～24歳」の構成比が最も高く（それぞれ39.7%、37.3%）、次いで、「25～29歳」（それぞれ23.3%、26.5%）、「10代」（それぞれ20.3%、15.0%）の順であった。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 初めて親になった年齢が不詳の者を除く。
3 ()内は、実人員である。
4 「少年院在院者」は、少年院在院者の保護者であり、「保護観察処分少年」は、保護観察処分少年の保護者である。

2 成人するまでの経験

7-5-6-2図は、成人するまでの経験の該当率（重複計上による。）を見たものである。少年院在院者の保護者、保護観察処分少年の保護者のいずれにおいても、「いずれも経験したことがない」の該当率が最も高く（それぞれ50.2%、54.0%）、次いで、「両親が離婚した」（それぞれ26.3%、18.3%）、「親から暴力を振るわれた」（それぞれ12.7%、9.3%）の順であった。

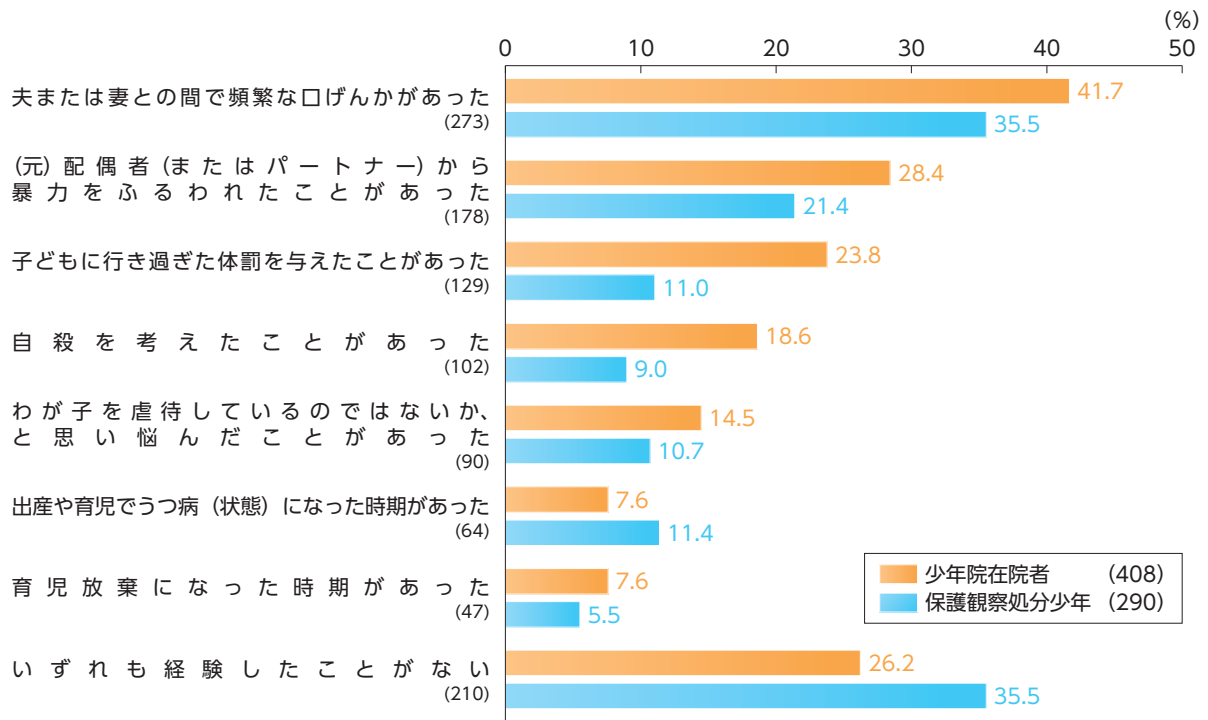


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 保護者の成人するまでの経験が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 凡例の（ ）内は、区分別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の実人員である。
 5 「少年院在院者」は、少年院在院者の保護者であり、「保護観察処分少年」は、保護観察処分少年の保護者である。

3 子供を持ってからしたことがある経験

7-5-6-3図は、子供を持ってからしたことがある経験の該当率（重複計上による。）を見たものである。少年院在院者の保護者、保護観察処分少年の保護者のいずれにおいても、「夫または妻との間で頻繁な口げんかがあった」、「(元)配偶者（またはパートナー）から暴力をふるわれたことがあった」、「いずれも経験したことがない」が上位3項目に入っていた。少年院在院者の保護者においては、「夫または妻との間で頻繁な口げんかがあった」（41.7%）、「(元)配偶者（またはパートナー）から暴力をふるわれたことがあった」（28.4%）、「いずれも経験したことがない」（26.2%）の順であった。保護観察処分少年の保護者においては、「夫または妻との間で頻繁な口げんかがあった」及び「いずれも経験したことがない」（それぞれ35.5%）、「(元)配偶者（またはパートナー）から暴力をふるわれたことがあった」（21.4%）の順であった。

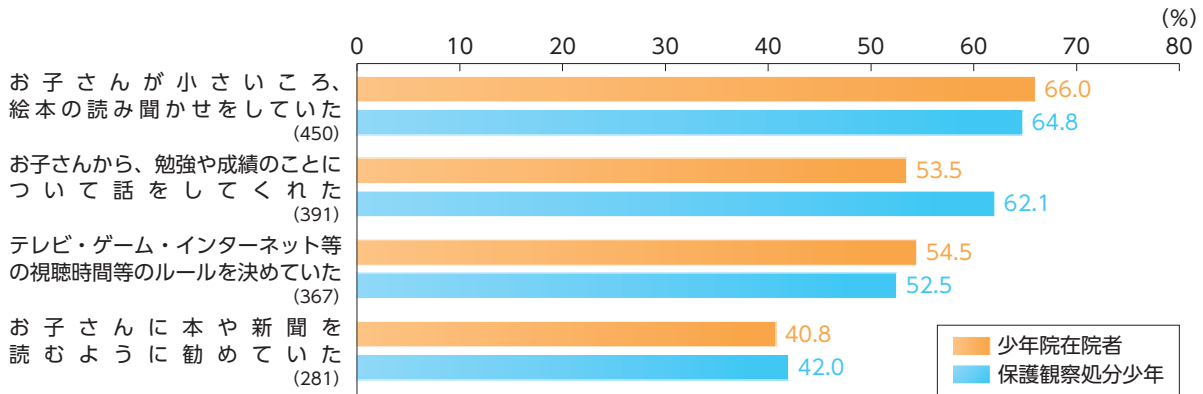
7-5-6-3 図 保護者に対する調査 子供を持ってからしたことがある経験



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 保護者の子供を持ってからしたことがある経験が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者(重複計上による。)の比率である。
 4 凡例の()内は、区分別の実人員であり、縦軸の()内は、各項目に該当した者の実人員である。
 5 「少年院在院者」は、少年院在院者の保護者であり、「保護観察処分少年」は、保護観察処分少年の保護者である。

4 子供との関わり方

7-5-6-4 図は、中学2年頃までの子供との関わり方について見たものである。各項目について「あてはまる」又は「どちらかといえば、あてはまる」と回答した者の該当率を見ると、少年院在院者の保護者、保護観察処分少年の保護者のいずれにおいても「お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた」については65%前後、「お子さんから、勉強や成績のことについて話をしてくれた」については50%台前半から60%台前半、「テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めていた」については50%台前半であった。一方、「お子さんに本や新聞を読むように勧めていた」は、少年院在院者の保護者、保護観察処分少年の保護者のいずれにおいても40%台前半であった。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目について、中学2年頃までの子供との関わり方が不詳の者を除く。
 3 各項目について、「あてはまる」又は「どちらかといえば、あてはまる」に該当した者の比率である。
 4 ()内は、各項目について、「あてはまる」又は「どちらかといえば、あてはまる」に該当した者の実人員である。
 5 「少年院在院者」は、少年院在院者の保護者であり、「保護観察処分少年」は、保護観察処分少年の保護者である。

5 支え手伝ってくれる人の存在

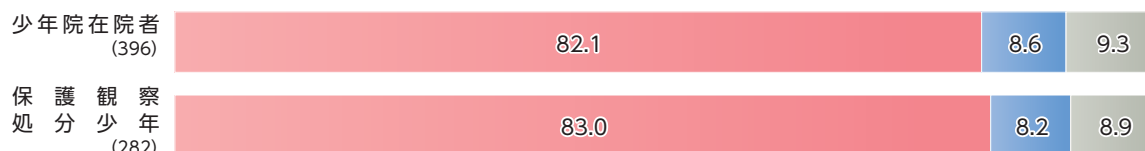
7-5-6-5 図は、家族を含め（子供は除く）、支え手伝ってくれる人の有無等について見たものである。少年院在院者の保護者、保護観察処分少年の保護者のいずれにおいても、全ての項目で、「いる」の構成比が最も高かった。また、少年院在院者の保護者、保護観察処分少年の保護者のいずれにおいても、「心配ごとや悩みごとに親身になって聞いてくれる人」について、「いる」の構成比が80%台、「あなたの気持ちを察して思いやってくれる人」について、「いる」の構成比が80%台前半、「趣味や興味のあることを一緒に話して、気分転換させてくれる人」について、「いる」の構成比が80%前後、「子供とのかかわりについて、適切な助言をしてくれる人」について、「いる」の構成比が70%台後半であった一方で、「留守を頼める人」について、「いる」の構成比は、少年院在院者の保護者、保護観察処分少年の保護者のいずれにおいても60%台後半であった。

7-5-6-5 図 保護者に対する調査 支え手伝えてくれる人の存在

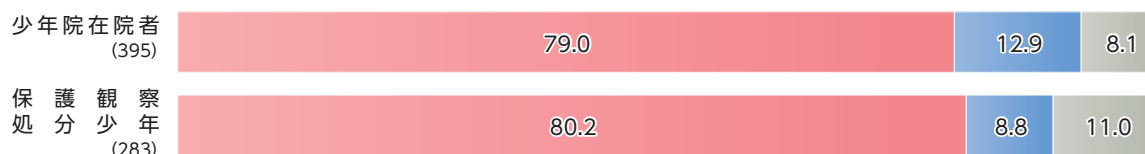
① 心配ごとや悩みごとに親身になって聞いてくれる人



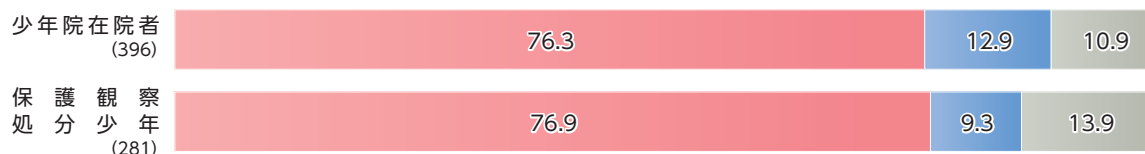
② あなたの気持ちを察して思いやってくれる人



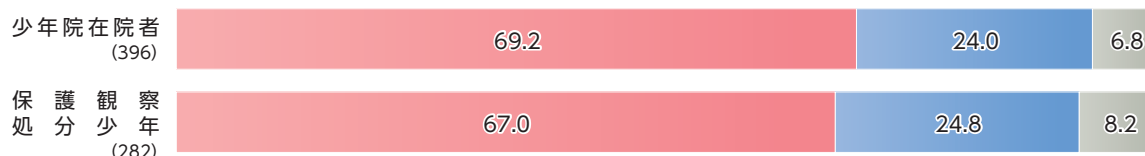
③ 趣味や興味のあることを一緒に話して、気分転換させてくれる人



④ 子供とのかかわりについて、適切な助言をしてくれる人



⑤ 留守を頼める人



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目について、支え手伝えてくれる人の存在が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。
 4 「少年院在院者」は、少年院在院者の保護者であり、「保護観察処分少年」は、保護観察処分少年の保護者である。

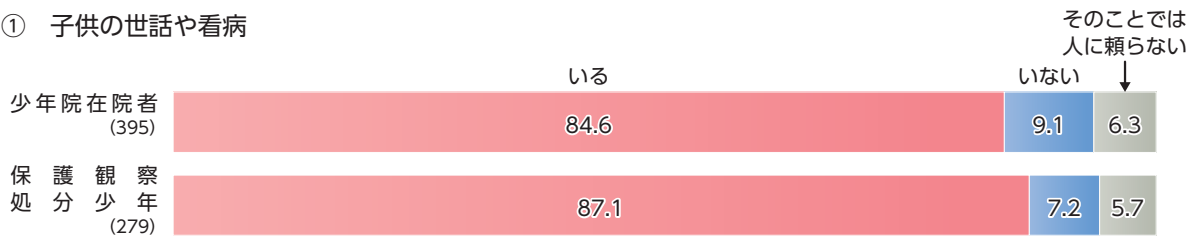
6 頼れる人の存在

7-5-6-6 図は、「子供の世話や看病」、「重要な事柄の相談」、「いざという時のお金の援助」の三つの項目について、頼れる人の有無等について見たものである。少年院在院者の保護者、保護観察処分少年の保護者のいずれにおいても、全ての項目で、「いる」の構成比が最も高かった。また、少年院在院者の保護者、保護観察処分少年の保護者のいずれにおいても、「子供の世話や看病」について、頼れる人が「いる」の構成比が85%前後、「重要な事柄の相談」について、頼れる人が「いる」の構成比が、90%前後であった一方、「いざという時のお金の援助」について、頼れる人が「いる」の構成比は、60%台後半から70%強であった。

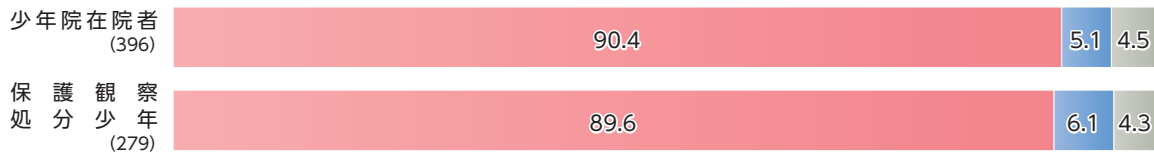
7-5-6-6図

保護者に対する調査 いざという時に頼れる人の存在

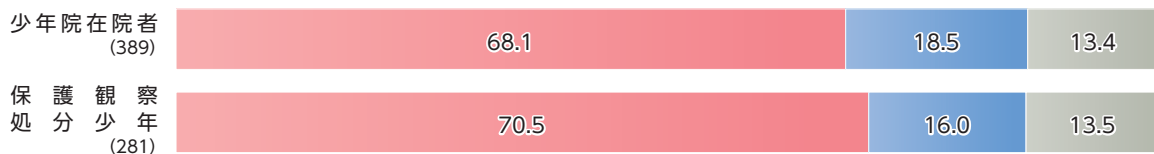
① 子供の世話や看病



② 重要な事柄の相談



③ いざという時のお金の援助

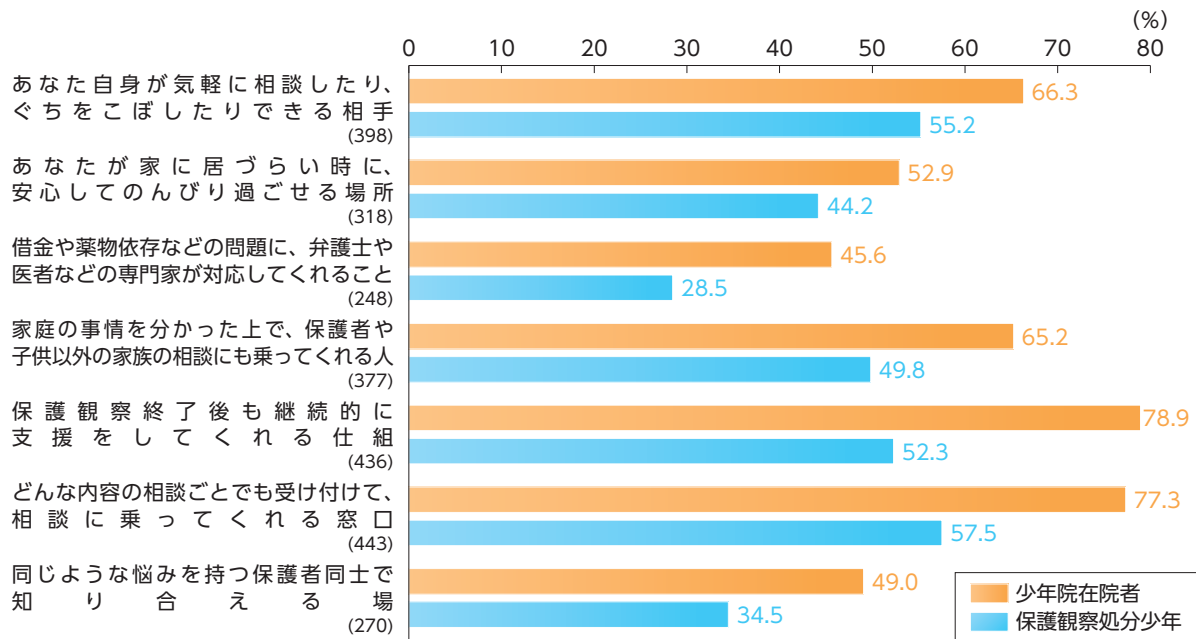


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目について、いざという時に頼れる人の存在が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。
 4 「少年院在院者」は、少年院在院者の保護者であり、「保護観察処分少年」は、保護観察処分少年の保護者である。

7 あればよいと思う支援

7-5-6-7図は、これから先の自身の生活にとってあればよいと思う支援に関し、「あなた自身が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手」、「あなたが家に居づらい時に、安心してのんびり過ごせる場所」、「借金や薬物依存などの問題に、弁護士や医者などの専門家が対応してくれること」、「家庭の事情を分かった上で、保護者や子供以外の家族の相談にも乗ってくれる人」、「保護観察終了後も継続的に支援をしてくれる仕組」、「どんな内容の相談ごとでも受け付けて、相談に乗ってくれる窓口」、「同じような悩みを持つ保護者同士で知り合える場」の7項目について、「とても必要」、「やや必要」、「あまり必要ない」、「全く必要ない」の4件法で回答した結果につき、それぞれ「とても必要」又は「やや必要」と回答した者の該当率を見たものである。少年院在院者の保護者、保護観察処分少年の保護者のいずれにおいても、「あなた自身が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手」、「保護観察終了後も継続的に支援をしてくれる仕組」、「どんな内容の相談ごとでも受け付けて、相談に乗ってくれる窓口」が上位3項目に入っていた。また、いずれの項目においても、少年院在院者の保護者は、保護観察処分少年の保護者よりも、該当率が高かった。

7-5-6-7 図 保護者に対する調査 あればよいと思う支援



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目の回答が不詳の者を除く。
 3 各項目について、「とても必要」又は「やや必要」に該当した者の比率である。
 4 ()内は、各項目について、「とても必要」又は「やや必要」に該当した者の実人員である。
 5 「少年院在院者」は、少年院在院者の保護者であり、「保護観察処分少年」は、保護観察処分少年の保護者である。

第6章 おわりに

本章では、非行少年と生育環境に関する各種統計や特別調査により明らかになった傾向・特徴と課題を整理し、今後の非行少年の再非行防止対策等を検討する上で留意すべきと思われる点について考察する。

第1節 少年を取り巻く生育環境及び生活状況の変化

平成5年から令和4年までの30年間で、19歳以下の人口は、約3割減少する一方、65歳以上の高齢者の人口が約2.1倍に増加するなど、我が国における少子高齢化の傾向は顕著である。少年が社会生活を送る上で最も基本的なよりどころとなる家族の形態等について見ると、まず、世帯総数は、4年は平成5年の約1.3倍に増加したのに対し、平均世帯人員や児童のいる世帯数は減少傾向にある。また、婚姻件数は減少傾向にある一方、同件数に占める再婚件数の割合は、令和3年は平成5年と比べて約8.6pt上昇した。離婚件数も減少傾向にあり、親が離婚した20歳未満の子の数及び人口比も減少傾向にある。そのような中で、家族の関係に関連し、児童虐待の相談対応件数について見ると、統計を取り始めた平成2年度から増加し続けており、内容別に見ると心理的虐待の増加が顕著であった。

また、少年の生活状況に関連し、就学状況を見ると、高等学校における中途退学者数及び中途退学率は、いずれも減少・低下傾向にあるのに対し、通信制高等学校の生徒数は増加傾向にあった。テレビ・インターネットの視聴・利用時間を見ると、テレビ視聴時間は減少し、インターネット利用時間は増加傾向にあるなど、少年の生活状況の変化の一端がうかがえた。

第2節 少年法制の変遷と昨今の少年非行の動向等

1 少年法制の変遷

現行の少年法制は、第二次世界大戦後の昭和20年代に従来の諸法制が抜本的に改革されたことによって成立した。少年法は、平成期に入り少年による凶悪重大事件が相次いで発生するなどして法改正の気運が高まったことを受け、平成12年に約半世紀ぶりの大規模な改正に至った。この改正は、①少年事件の処分等の在り方の見直し、②少年審判の事実認定手続の適正化、③被害者等への配慮の充実の三点を柱としたものであるところ、その後も、少年審判手続のより一層の適正化を図るためなどの理由から同法の改正が繰り返されている。令和期においては、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号。以下この章において「改正法」という。）により、18・19歳の者は「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例が定められるなどした。これは、選挙権年齢や成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18・19歳の者が社会において責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場になった一方で、成長途上にあり可塑性を有する存在であることに鑑み、所要の規定を整備したものである。すなわち、成年年齢の引下げ等、社会情勢等の変化により、18・19歳の者の取扱いに変化が生じたものの、少年の健全な育成を目的とする少年法においては、改めて、少年としての可塑性を重視する認識が示されたものと見ることもできよう。今後も、社会情勢等の変化との関連から、少年法制が変遷していくことが想定される。

また、保護処分に関しては、昭和20年代前半に児童福祉法、旧少年院法及び犯罪者予防更生法が、

それぞれ施行された。その後、平成19年には、犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法の内容を整理統合し、新たな一つの法律として更生保護法が成立した。26年には、少年院法及び少年鑑別所法が成立し、これまで旧少年院法の一部において規定されていた少年鑑別所については、新たに独立した法律において規定されることとなった。非行少年の処遇は、少年法のほか、これら関係法令等の下、少年鑑別所、少年院、保護観察等、刑事司法の各段階において、それぞれ充実が図られている（第3編第2章参照）。

2 昨今の少年非行の動向等

(1) 概観（昭和期を含む。）

昭和期における少年による刑法犯の検挙人員（昭和40年以前は過失運転致死傷等を含む。以下この章において同じ。）の推移には、26年、39年及び58年に三つの大きな波があり、いずれもその頃に刑法犯の多くの罪名において検挙人員の戦後最多を記録した。こうした少年非行の動向の変化については、敗戦による社会秩序の乱れ、高度経済成長期における工業化・都市化等の急激な社会変動に伴う社会的葛藤等の増大、豊かな社会における価値観の多様化、犯罪機会の増大など、社会情勢等の変化との関連が考えられた。

平成期以降、少年による刑法犯及び特別法犯の検挙人員は、一時的な増加はありつつも、全体としては減少傾向にある。しかし、いずれも令和に入ってから、児童買春・児童ポルノ禁止法違反や大麻取締法違反など法施行以降最多や戦後最多の検挙人員を記録し、現在も高止まりや増加傾向が続いている罪名もあるなど、少年非行の動向を見る場合、全体の検挙人員の推移と異なる動きをする罪名も多い点には、特に留意が必要であることが確認できた。

(2) 検挙・裁判

少年による刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数の推移（最近30年間。以下（2）において同じ。）を見ると、平成10年をピークに減少傾向が続いている。18の罪名について、同年（児童買春・児童ポルノ禁止法違反については、同法が施行された11年の翌年である12年）と令和4年とを比較すると、①検挙人員・構成比（少年による刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数に占める各罪名の検挙人員の比率をいう。以下（2）において同じ。）共に減少・低下しているもの（恐喝、窃盗、横領、毒劇法違反及び覚醒剤取締法違反）、②双方共に増加・上昇しているもの（強制わいせつ、詐欺、大麻取締法違反、軽犯罪法違反及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反）のほか、③検挙人員は減少しているものの構成比を見ると上昇しているもの（殺人、強盗、放火、強制性交等、暴行、傷害、住居侵入及び器物損壊）の三つに大別できる。

③のように、検挙人員が減少していても構成比が上昇又は上昇傾向にある罪名が少なくない要因の一つとして、初発型非行とされる万引き、オートバイ盗、自転車盗及び遺失物等横領のほか、毒劇法違反の大幅な減少が考えられる。すなわち、令和4年における初発型非行及び毒劇法違反による検挙人員を平成10年と比較すると、それぞれ11万2,250人（94.3%）減、5,672人（99.9%）減であり、少年による刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数（令和4年は平成10年比14万7,227人（88.3%）減）は、これらの減少に伴って減少したと認められることから、前記①を除く他の罪名は相対的に構成比が上昇したと考えられる。また、平成10年には同検挙人員総数の71.4%を占めていた初発型非行は、令和4年ではその半分程度（34.7%）にまで減少していることから、近年の少年非行における初発型の非行形態は、平成10年と比べると変化していることがうかがえた。

一方、裁判の段階に目を移し、令和4年における一般保護事件の家庭裁判所における終局処理人員の処理区分別構成比を、最近30年間において同人員がピークであった平成10年と比較すると、審判不開始は27.3pt低下したのに対し、保護観察処分は14.1pt、少年院送致は3.3ptそれぞれ上昇した。

以上のように、少年による刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数は減少傾向にあるものの、罪名によっては、人員・構成比共に増加・上昇傾向にあるものや構成比が上昇傾向にあるものが認められるほか、一般保護事件の家庭裁判所における終局処理人員では、少年院送致や保護観察処分といった保護処分に係る人員の構成比が上昇傾向にある点などを踏まえると、同検挙人員総数の増減のみをもって、少年非行全体の改善や悪化を評価することは困難であると考えられた。

(3) 少年矯正・保護観察

少年院入院者の非行名別構成比の推移を男女別に見ると、男子では窃盗が低下傾向にある一方、男女共に詐欺が大幅な上昇傾向にあった。教育程度別構成比の推移を男女別に見ると、男女共に中学卒業が低下傾向にある一方、高校中退が上昇傾向にあった。保護者状況別構成比の推移を男女別に見ると、男女共に実父母は低下傾向にある一方、実母は上昇傾向（近年は40%前後で推移）にあった。また、少年鑑別所入所者の意識の変化を調査年別に見ると、家庭生活や社会に対する満足度について、「満足」とする割合は上昇傾向にあり、「不満」とする割合は低下傾向にあるほか、家族との関係については、例えば、「親がきびしすぎると感じる」、「親のいうことは、気まぐれであると感じる」など、親に対する否定的な考えを示すような項目において該当率が低下傾向にあることがうかがえた。

保護観察処分少年について、保護観察開始人員の非行名別構成比の推移を見ると、平成9年までは道路交通法違反が最も高かったところ、10年からは窃盗が最も高くなっているほか、少年院入院者同様、詐欺の構成比が上昇傾向にあった。居住状況別構成比の推移を見ると、両親と同居が低下傾向にある一方、母と同居が上昇傾向（近年は30%台前半で推移）にあった。

以上のような傾向の変化を踏まえると、非行少年やその生育環境の質的な変化もうかがえた。

第3節 非行少年の生育環境等を踏まえた処遇の在り方

最後に、本特集を通じ明らかになった非行少年の傾向・特徴やその分析結果を踏まえ、非行少年の再非行防止等に向けた処遇の在り方について検討する。

1 非行少年特有の傾向・特徴への着目

本編第2章2項及び同編第4章第1節では、少年による刑法犯及び特別法犯の動向等について確認したところ、その傾向・特徴は、20歳以上の犯罪者を含む刑法犯や特別法犯全体の動向に見られる傾向・特徴とは異なる面もあることがうかがえた（第1編第1章第1節及び同編第2章第1節参照）。例えば、少年による刑法犯の検挙人員の推移については、戦後大きな三つの波が指摘されているところ、戦後最多は昭和58年であり、その頃、20歳以上の者による刑法犯の検挙人員を上回るほどであった（少年比52.0%。3-1-1-1 図②参照）のに対し、20歳以上の者を含む刑法犯全体の検挙人員の推移については同様の波は見られず、25年が戦後最多であった（1-1-1-1 図①参照）ほか、刑法犯の各罪名について少年比（令和4年）を見ると、総数では12.2%のところ、暴行は5.9%、恐喝は27.0%となっているなど、ばらつきが見られるなどの点が挙げられる（3-1-1-6表参照）。

また、特別調査の結果から、他機関等による世間一般の少年を対象とした調査結果を参考にしつつ、非行少年の特徴を明らかにしたところ、両調査の間には、対象者の年齢層のほか質問によっては項目の文言にも若干の相違があるなどの理由から、それぞれの結果を単純には比較できないことに留意を要するが、調査対象となった非行少年（少年院在院者及び保護観察処分少年）の食生活は乱れ気味であり、家族団らんの食事機会が少ない傾向が見られたほか、スマートフォン等を介したゲームやSNSに長時間親和しており、学校生活への不適應傾向等がうかがえた。

これらのことを踏まえると、非行少年は、20歳以上の犯罪者と比較しても、また、一般の少年と比較しても、特有の傾向・特徴があると考えられる。それぞれの非行少年が自らの非行事実に対し真摯に向き合う必要があることはもちろんであるが、非行少年への効果的な指導・支援を行う側が、その在り方を検討する前提として、非行少年特有の傾向・特徴があることに着目し、それらを的確に認識・理解することが重要であると考えられる。

2 就学、就労の状況における特徴を踏まえた非行少年の支援・処遇の在り方

特別調査の結果、就学状況に関し、経済状況別に見ると、少年院在院者、保護観察処分少年のいずれも、中学2年の頃の授業の理解度について「分からなかった」の構成比は、非生活困難層が最も低く、学校を辞めたくなるほど悩んだ経験について「学校をやめたくなるほど悩んだことはない」の該当率は、非生活困難層が最も高かったほか、中学2年の頃の勉強の仕方について「学校の授業以外で勉強はしなかった」の該当率は、生活困窮層が最も高かった。加えて、保護者の意識として、進学の見通しについては、生活困窮層では、「中学まで」の構成比が高い一方、「短大・高専・専門学校まで」及び「大学またはそれ以上」の構成比が低かった。

また、就労の状況に関しては、転職歴ありの構成比が、少年院在院者では74.6%、保護観察処分少年では48.5%であった。また、少年院在院者では、対人関係が合わなかったことを転職理由として挙げるものが多いなど、不安定な就労状況にあることがうかがえた。

以上の傾向・特徴のほか、令和4年の少年院入院者のうち約4割が高校中退であったことや男子では約3割、女子では約4割が無職であったこと（本編第4章第3節参照）などを踏まえると、再犯・再非行防止の観点から、少年院及び保護観察所における修学支援及び就労支援等の充実強化が重要と考えられる。

(1) 修学支援の充実強化

少年院においては、高等学校等への復学等を希望している少年院在院者に対し、修学支援の充実強化に努めている（第3編第2章第4節3項（5）参照）。加えて、少年院においては、矯正教育の一つの分野である教科指導において、中学校等の学習指導要領に準拠した教科指導を行っているほか、文部科学省との連携の下、それぞれの少年院内において高等学校卒業程度認定試験を行う（同節3項（2）参照）など、施設内に収容して指導等ができる利点を生かした取組を積極的に実施している。一方、保護観察所においても、近年、「修学支援パッケージ」を枠組みとする取組が全国的に展開されており、社会内でのそれぞれの個別のニーズに応じたきめ細かな支援等の充実が志向されている（コラム11参照）。さらには、法務省においても、令和3年8月から、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）による非行少年への学習支援事業が開始されるなど（同節3項（5）参照）、非行少年に対する修学支援の取組は着実に充実強化が図られている。

これらの取組が、少年院や保護観察所において、引き続き、きめ細かく取り組まれていくことが望まれる一方、今回の特別調査の結果から、経済状況が厳しい少年の場合、高等学校以上の教育段階に進学し、又は修学を継続していくに当たっては、保護者の協力・理解の有無なども含め、現実的には課題も多いことがうかがえた。この点、支援等の在り方として肝要なのは、非行少年が何らかのきっかけにより、更に上の教育段階への進学等の意欲を示した際に、当該少年の状況に即した、進学先に関する情報はもとより、利用可能な経済的支援を含む各種支援制度等に関する情報も個別にかつ速やかに提供できる体制を整えておくことであると考えられる。少年院においては、修学支援デスク（同節3項（5）参照）による情報提供が可能となっているところ、個々の少年のニーズを踏まえた、施設内・社会内での切れ目のない支援・対応が望まれる。

(2) 就労支援等の充実強化

法務省は、厚生労働省と連携し、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施しており、少年院在院者及び保護観察処分少年もその対象とされている。具体的には、少年院や保護観察所では、ハローワークとの連携の下、支援対象者の希望や適性等に応じ、計画的に就労支援（職業相談、職業紹介、職業講話等）を実施している。また、少年院在院者に対しては、刑務所出所者と同様、採用を希望する事業者が、少年院等を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」が運用されており、事業者と就職を希望する少年院在院者とのマッチングの促進にも努めているほか、矯正就労支援情報センター室による広域的な就労支援等も実施されている（第2編第4章第3節4項参照）。

さらに、少年院においては、こうした就労支援のほか、矯正教育の一環として実施している職業指導について令和4年度に見直しを行い、ICT技術科、総合建設科、製品企画科等の新たな職業指導種目を設けるなどして、充実強化を図っている。出院後を見据え、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させることは、再非行防止に向けても非常に重要な要素であると考えられる。しかし、就労支援を受け、そのうち就職の内定を得たものは出院者全体の約1割ほどであることなどを踏まえると（第3編第2章第4節3項（5）参照）、前記就労支援や職業指導の充実強化と並行して、在院中に就労先を決める働き掛けの更なる強化が必要であると考えられる。このため、少年院在院者に対する一層の就労意欲の喚起はもとより、例えば、帰住地付近の就労情報の提供、保護者も含めた動機付けの強化等、より個別的、具体的な働き掛けの充実も望まれる。

次に、少年院出院者や保護観察処分少年が就労を長く継続していくためには、雇用する側の理解・協力も欠かせない。この点、協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。）への期待は大きいところ、保護観察対象者等を雇用し、就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導及び助言を行う協力雇用主に対して、刑務所出所者等就労奨励金を支給する制度が実施されており、同制度の更なる活用や拡充が望まれるほか（第2編第5章第6節4項（3）参照）、日本財団職親プロジェクトによる活動も注目される（同編第4章第3節4項参照）。

ここで、改めて、犯罪者及び非行少年に対する指導及び支援の在り方について確認すると、再犯防止推進法や少年院法のほか、更生保護法にも、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係その他の事情を踏まえ、その者の特性に応じた処遇の重要性等が明記されている。非行少年の処遇を担う少年院や保護観察所においては、これらの諸事情に関する認識が職員間等で共有されているとしても、保護観察中の少年を雇用する側（雇用主側）にこれらの諸事情に関する認識がどれほど共有されているかは個別の事例によりその程度に相違あることが想定される。しかし、特別調査の結果、ACE該当率の高さ（本節3項参照）など、非行少年には一般の少年と比べると厳しい生育環境が背景に存在する可能性がうかがえたほか、令和4年版犯罪白書等においては、非行少年の意識や価値観について明らかにしているところ、これら非行少年の特性に関する知見に加え、例えば、発達障害・知的障害、トラウマ、アディクション（嗜癖）等、非行少年にも見られる知見などを含めて、雇用主側にも、一定の認識を共有してもらい、また、それら知見を深めてもらうための機会を提供することなどは有効であると考えられる。さらに、雇用主側、雇用される側（少年）双方が相互の認識や理解を深め、信頼関係を強固にしていくことが重要であると考えられるところ、更生保護就労支援事業（第3編第2章第5節3項（5）参照）では、支援対象者が、協力雇用主のもとで就労した場合に、支援対象者と協力雇用主の双方に適切な助言等を行う職場定着支援等の寄り添い型の就労支援が実施されており、更なる推進・拡充が望まれる。また、就労前であっても、例えば、少年院側から、雇用主及び少年院在院者双方に対して、相互の認識や理解を深め、信頼関係を構築させていくための機会・取組（面会・通信、職場見学など）を、より積極的に提供・提案することなども有益と考えられる。

3 ACEの有無による違いを踏まえた非行少年の支援・処遇の在り方

特別調査の結果、ACEの有無の違いによる分析により、ACE該当数が1項目以上の者の該当率が、少年院在院者で87.6%、保護観察処分少年で58.4%にも上ることが明らかになった。また、ACEに関する全ての項目について、少年院在院者の該当率は、保護観察処分少年の該当率よりも高く、中でも、「家庭内に、違法薬物を使用している人がいた」、「家族から、食事や洗濯、入浴など身の回りの世話をしてもらえなかった」及び「母親（義理の母親も含む）が、父親（義理の父親や母親の恋人も含む）から、暴力を受けていた」の該当率が顕著に高かった。さらに、少年院在院者について該当率の高い順に各項目を見ると、「家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた」が最も高く、次いで、「親が亡くなったり離婚したりした」、「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」、「母親（義理の母親も含む）が、父親（義理の父親や母親の恋人も含む）から、暴力を受けていた」の順であり、親との死別・離別の経験のほか、心身に対する暴力に関連する項目の該当率が高かった。また、男女別の比較では、保護観察処分少年（男子・女子）及び少年院在院者（男子）と比べて少年院在院者（女子）の各項目の該当率が総じて高い傾向が見られた。少年院在院者は、保護観察処分少年と比べると、一般的に非行性が進んでいると考えられるところ、非行性が進んでいる者のうち、取り分け、女子少年においては、逆境体験を複数有しており、それがトラウマとなっている者が少なくないことが懸念された。

以上の傾向・特徴を踏まえると、少年院在院者等の中には、トラウマを抱える少年の存在が懸念され、そうした者に対する支援の充実強化等が必要と考えられる。以下では、トラウマを抱える少年に対する処遇の在り方について検討する。

少年院在院者の中には、自傷・自殺企図、逃走企図を繰り返すような少年も存在するところ、これらの行為は、トラウマにまつわるものを避けている状況（回避状況）に近い行動と考えることができる場合もあり、このようなトラウマを持つ少年が職員との信頼関係を築くことは容易ではないと考えられる。このように、トラウマは、矯正教育の円滑な実施を阻み得るものと考えられるところ、コラム13では、少年院におけるトラウマインフォームドケアの試みについて紹介した。

トラウマそのものに対して必要なのは矯正教育による対応ではなく、基本的には治療であると考えられる。このため、児童精神科医等の医師による診察・治療の下、矯正教育を進めることが理想的であるところ、矯正教育を担う少年院の職員（以下この項において「法務教官等」という。）がトラウマを抱えている少年院在院者に対して適切に矯正教育を実施していくためには、トラウマインフォームドケアが重要になってくる。法務教官等においてトラウマによる影響等を適切に理解し、その兆候や症状を認識した上で、トラウマを抱える少年に対応することが肝要であり、当該少年の再トラウマ化を防ぎ、適切なケアやサポートにつなげていく必要がある。

また、法務教官等の処遇をする側への配慮も必要である。トラウマを抱える少年との関わりを通じて、法務教官等を感じるストレスの大きさや、代理受傷（職員が少年の被害体験の話を書くことで、自らが体験していなくても、少年と同様のトラウマを体験した状態となること）の懸念などが報告されている。こうした課題に対応していくには、前提として、法務教官等において、トラウマを適切に「見立てる」ことができるようになることが肝要であると考えられるところ、このためには、相応の経験と研さんの機会が必要とされるほか、児童精神科医等専門家の関与・支援等も望まれる。また、少年院では、相応の長期間にわたって、施設において毎日少年と関わるのが前提とされるところ、特定の法務教官等に偏ることなく「チーム」で対応していくなど、法務教官等を適切にサポートする体制の構築等も望まれる。

加えて、トラウマを抱える少年の言動には、前記のようなトラウマにまつわるものを避けている状況（回避状況）など、一見不可解であり、対応に苦慮するような言動も少なくないところ、不適切な対応により、再トラウマ化や事態の悪化も懸念される。トラウマに関する知見を深め、トラウマを有

する少年の言動の意味を適切に把握することは、当該少年を適正に処遇するに当たって、非常に重要な視点であり、このことは、法務教官等のみならず、刑事司法の各段階においてトラウマを抱える少年と接する全ての関係者に必要とされる視点であると考えられる（コラム13参照）。

4 少年及び保護者に対する地域における支援等の在り方

特別調査における世帯状況別の比較では、調査対象者全体では、「父母と同居」及び「父又は母と同居」がそれぞれ約4割を占めていたほか、「その他」として約2割の者がそのいずれとも同居はしておらず、「その他」に係る少年院在院者と保護観察処分少年の構成比を比べると前者が後者より約8pt高かった。さらに、「その他」について詳しく見ると、家族との夕食の頻度は、少年院在院者では約半数の者が、保護観察処分少年では3割強の者が、年に数回以下（「年に数回」、「年に1回程度」及び「まったくしていない」の合計）となっているほか、「父母と同居」及び「父又は母と同居」と比較すると、ゲームをする頻度は低い一方、家事をする頻度は高かった。また、転職歴ありの構成比が高く、他者との関わり方については、家族とのコミュニケーションが総じて低調である傾向が見られた一方、これから先の自分や家族に必要な人や仕組みについては、ほとんどの項目について該当率が最も高かった。

他方で、保護者に対する調査結果のうち、子供を持ってからしたことがある経験を見ると、調査対象者の保護者全体では、約3割の保護者が、「(元)配偶者(またはパートナー)から暴力をふるわれたことがあった」、約2割の保護者が、「子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがあった」と回答していた(東京都が実施した調査によれば、一般の少年の保護者は、いずれも約7パーセントであった(東京都「子供の生活実態調査」(平成28年度)による。))ほか、約1割の保護者が、「自殺を考えたことがあった」、「わが子を虐待しているのではないか、と思い悩んだことがあった」、「出産や育児でうつ病(状態)になった時期があった」と回答していた。支え手伝ってくれる人の存在について見ると、約2割の保護者が、「あなたの気持ちを察して思いやってくれる人」、「子供との関わりについて、適切な助言をしてくれる人」が、「いない」又は「わからない」と回答していた。こうした調査結果からは、調査対象者の保護者の中には、一部に、何らかの事情から社会的に、又は家庭内でも孤立している保護者の存在が示唆された。そして、保護者が、あればよいと思う支援では、総数で見ると、「どんな内容の相談ごとでも受け付けて、相談に乗ってくれる窓口」の該当率が最も高く、「保護観察終了後も継続的に支援をしてくれる仕組」、「あなた自身が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手」などの項目についても相応のニーズが示されていたほか、その内訳を見ると、保護観察処分少年の保護者よりも少年院在院者の保護者の方がいずれの項目についても該当率が高かった。

以上の傾向・特徴を踏まえると、少年のみならず、保護者も含めた地域における支援等の強化が重要と考えられる。以下では、地域における支援の在り方について検討する。

第一に、特別調査の結果から、非行少年には、逆境体験を有する者や経済的な困難を抱える者が多く、これらの者は、生育において様々な面で長期的にマイナスの影響を受けていることがうかがえた。そのような非行少年については、社会からの孤立も懸念されることから、少年及び保護者が有する様々な課題の内容に応じて少年院出院後や保護観察期間終了後も必要な支援を受け続けられることが、再非行防止のためには重要であると考えられる。この点、従来から、地域に根差した活動を行っている保護司の中には、過去に担当していた対象者について、地域の隣人として、事実上の相談・支援等を行っている事例も見られるところ、保護観察所では、保護観察期間を満了した者に対する更生緊急保護を実施していることに加え、近年では、地域における更生保護関係団体、医療・保健・福祉等の関係機関・団体が地域支援ネットワークを構築し、保護観察を終了した者等のニーズを踏まえた相談支援等を行う取組等も見られる。また、令和5年12月から、更生緊急保護を行い得る期間が延長されるなどの制度の拡充が図られるとともに、更生保護に関する地域援助(第2編第5章第1節参

照)が開始されることなどにより、地域において息の長い支援を確保するための取組が一層推進されることとなる。特別調査において、少年院在院者の保護者の約8割、保護観察処分少年の保護者の約5割が「保護観察終了後も継続的に支援してくれる仕組」を必要としていることが明らかになっており、今後もこのような地域における取組が広がり、更に充実したものとなっていくことが期待される。

第二に、非行の背景として、逆境体験を始めとする厳しい生育環境の存在が示唆されたところ、そうした環境にあれば、早期にこれを把握し、少年や保護者に対して必要な手当や支援を行うことによって、その後の非行のリスクを低減させ、非行を未然に防ぐという視点からの取組が望まれる。この点、刑事司法関係機関や民間ボランティア団体等は、従来の地域での啓発活動等に加え、地域で困難を抱える者に対する支援等様々な取組を行うようになってきている。例えば、少年鑑別所は、「法務少年支援センター」という名称で、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年や保護者等からの相談に応じているほか、関係機関・団体等からの依頼に基づき、情報提供や助言等を行っている(第3編第2章第3節5項及びコラム7参照)。また、保護司会が更生保護サポートセンターを活用して一般の少年や保護者に対する非行相談を行ったり、更生保護女性会やBBS会といった更生保護ボランティアが地域と連携して子育て中の親子への支援、子供食堂の運営、学習支援等を行ったりするなど、地域で困難を抱える人々の課題解決や支援の取組を通じて、非行のない安全・安心な地域づくりを目指そうとする動きも見られる。加えて、都道府県警察が設置している少年サポートセンターの中には、非行少年への対応だけでなく、子供の被害・加害を未然に防ぐ予防教育や、乳幼児の保護者への広報啓発にも力を入れるなど、非行に至る前に、支援が必要な人をすくい上げるとともに、ワンストップサービスによる支援を行う仕組みを構築している地域も見られる(法務総合研究所研究部報告65参照)。さらに、令和5年度からは、都道府県が行う再犯防止に関する取組に対し、国が財政支援を行う「地域再犯防止推進事業」が開始された。これらの取組に加え、再犯防止推進法に基づく各地方自治体による地域における支援等のための各種取組の一層の充実も望まれる。

以上のとおり、少年及び保護者に対する地域における支援の在り方等については、逆境体験を始めとする厳しい生育環境により様々な課題を抱えることが非行の背景にある可能性を踏まえ、非行少年の再非行防止の観点のみならず、非行のリスクを抱えている子供が非行に至ることを未然に防ぐ観点からも、地域の子供や保護者が有する困難・課題に地域社会・コミュニティが気付き、これを地域の課題として、より多くの関係機関等が連携しながら支援等を行っていくことが重要であると考えられる。

第4節 まとめ

「少年非行は、社会を映す鏡」などといわれることがある。本特集では、その実情を直接明らかにすることを意図するものではないが、少なくとも、昭和期(戦後)以降の非行少年の検挙人員等が、それぞれの時代の社会情勢等と関連して増減していたことが考えられたほか、少年非行が質的にも変化を繰り返しながら現代に至っていることが確認できた。そして、現代では、少子高齢化が進展し、家族の形態の在り方も従前とは大きく変化している中、インターネットやスマートフォンの普及等により、少年の生活状況や人々のコミュニケーションの在り方も大きく変わってきていることがうかがえた。

このような現代の社会情勢等を踏まえ、第3編における知見も含め、主として平成期以降の少年非行を改めて見ると、初発型非行とされる万引き等をはじめ、毒劇法違反、覚醒剤取締法違反の検挙人員、道路交通法違反の取締件数(第3編第1章第2節3項参照)及びぐ犯の家庭裁判所終局処理人員(同章第3節参照)は大きく減少し、暴行、傷害、恐喝等の検挙人員も減少傾向にあるほか、暴走族の構成員数等(同章第2節3項参照)、不良行為少年(犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年には該当し

ないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。同章第4節参照)の補導人員も近年は減少傾向にある。他方で、全体に占める構成比は低いものの、大麻取締法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等の検挙人員・構成比は、近年、増加・上昇傾向にあり、少年院入院者及び保護観察処分少年における詐欺の非行名別構成比は上昇傾向にあるほか、家庭内暴力事案の認知件数(同章第5節1項参照)は増加傾向にあるなど、少年非行の動向は、平成期以降においても増減・変化を繰り返しており、今後も形を変えながら推移していくことが想定される。

一方、特別調査の結果から、世帯状況別に見ると約2割の少年は父母のいずれとも同居をしていないこと、生活困窮層とされる少年が約2割を占めていること、ACE該当数が1項目以上の者が少年院在院者で約9割、保護観察処分少年で約6割に上ることなどのほか、それぞれの違いによる傾向・特徴が確認できた。このような非行少年の背景にある厳しい生育環境をうかがわせる様々な事情を考慮しつつ、非行少年にとって、生育環境を自ら選択することができず、かつ、自らの努力だけで改善することが困難であることなどを踏まえると、その支援等の在り方を検討することは極めて重要な意味を持つと考えられる。

これまで、法務総合研究所では、非行少年の特性については、意識調査等からのアプローチによりその把握が試みられてきていたが、本特集では、保護者も含む質問紙調査等から、現代非行少年の生育環境に焦点を当てその解明に努めたものであり、一般の少年との違いのほか、世帯状況、経済状況及びACEの有無の違いによる実態の一端を明らかにできたものと考えている。今回の特集が、非行少年の再非行等の防止はもとより、非行少年に限らない少年の健全な育成を一層推進していくための一助となることを期待するものである。

法務総合研究所では、我が国における犯罪・非行の状況等に関し、多様な観点から、その時々のニーズを踏まえ、実証的調査・研究を進めているところ、今後も同様に継続して調査・研究を推進し、我が国の効果的な刑事政策の推進に資する基礎資料等を提供していくこととしている。